

第 2 次周南市まちづくり総合計画
しゅうなん共創共生プラン

後期基本計画

(素案)

令和元(2019)年 7 月

周南市

目次

I	基本計画	2
1	基本計画の性格	2
2	基本構想	2
3	基本計画の構成	3
4	計画期間	3
5	まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係	3
II	社会情勢と市民意識の変化	5
1	社会情勢の変化	5
2	市民意識の変化	10
III	将来人口	15
1	人口の推移と見通し	15
2	将来人口への対応	15
IV	重点推進プロジェクト	16
V	後期基本計画の体系	24
VI	分野別計画	27

補足

※この素案は、令和元年7月時点における検討内容等を基に作成したものであり、今年度中に策定予定の個別計画など、現時点で未確定の事項も含まれていますので、御了承ください。

※文中の下線は、脚注の対象とする予定の単語です。

I 基本計画

1 基本計画の性格

本計画は、周南市総合計画策定条例に基づき、第2次周南市まちづくり総合計画「しゅうなん共創共生プラン」の基本構想で掲げた将来の都市像の実現に向けて、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、本市のまちづくりのための基本的な施策を着実に推進するため、総合計画の後期5年間における、政策分野ごとの施策の基本方針と戦略的な取組を示す、市の最上位計画として位置付けられるものです。

2 基本構想

基本構想では、まちづくりの理念を「∞(無限)の市民力と最大限の行政力を結集し周南の価値を高めるまちづくり」としています。

そして、本市の将来都市像を「人・自然・産業が織りなす 未来につながる 安心自立都市 周南」と定め、人口減少・少子超高齢社会においても、市民と行政の「共創」により本市の価値を高め、「人と人との絆を大切にし、誰もが活躍できるまち」「海・島・山・里などの豊かな自然を生かした潤いのあるまち」「地域資源を生かした、活力あふれる産業のまち」を確立することで、誰もが安心して共に暮らせる、自立した「共生」のまちを実現することを目指しています。

まちづくりの理念

∞(無限)の市民力と最大限の行政力を結集し
周南の価値を高めるまちづくり

将来の都市像

人・自然・産業が織りなす 未来につながる 安心自立都市 周南

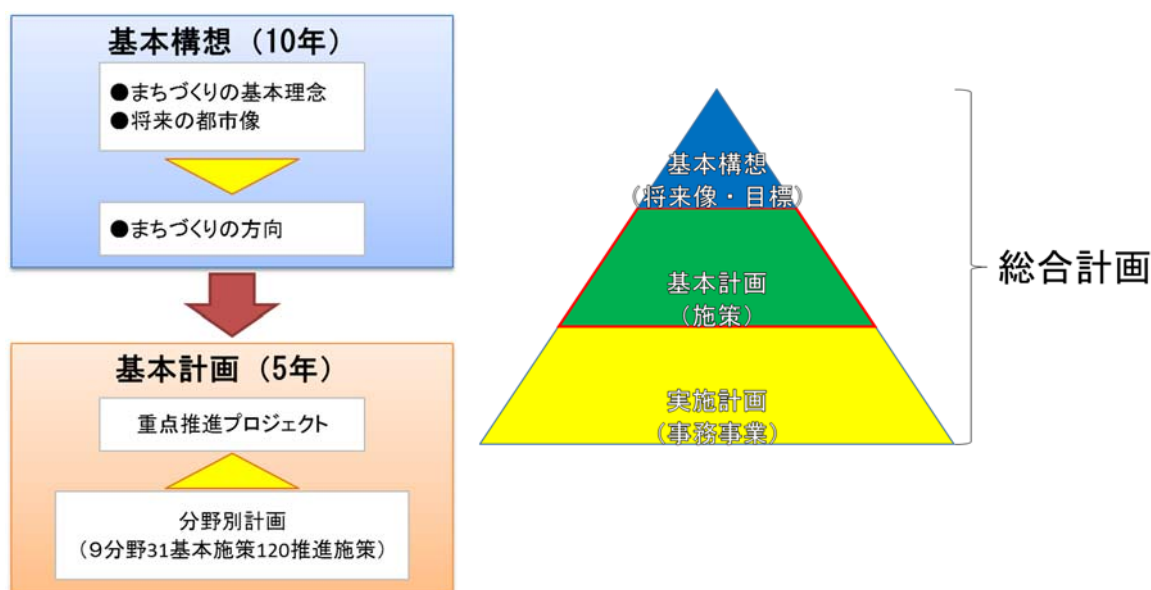
まちづくりの方向

- 元気で心豊かな人を育むまちづくり
- 無限の市民力を発揮できるまちづくり
- 安心して健康に暮らせるまちづくり
- 活力と魅力に満ちた賑わいのあるまちづくり
- 環境にやさしく快適で利便性の高いまちづくり
- 最大限の行政力を発揮するまちづくり

3 基本計画の構成

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3つで構成されています。

本計画では、基本構想で掲げた6つのまちづくりの方向を基に、施策の体系を「教育・子育て」「生涯学習・人権」「地域づくり」「安心安全」「福祉・健康・医療」「産業・観光」「生活基盤」「環境共生」「都市経営」の9分野に分け、その中に31の基本施策、120の推進施策を設定します。



4 計画期間

計画期間は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とします。

5 まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

少子高齢化の進行に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的として、まち・ひと・しごと創生法が平成26(2014)年に制定・施行されました。

本市においても、「人口減少と地域経済の縮小の克服」を喫緊の課題としていることから、平成 28(2016)年 1 月に周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、「総合戦略」という。)を策定し、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す取組を進めてきたところ です。

こうしたことから、総合戦略は、総合計画に掲げる施策の中から、とりわけ人口減少と地域経済縮小の克服に対してより即効性の高いもの、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立に向けてより強く資するものを選定し、それらを組み合わせた政策パッケージとして、具体的、積極的、戦略的に推進していくものであり、総合計画に次ぐ分野横断的な上位計画と位置づけています。

Ⅱ 社会情勢と市民意識の変化

第2次周南市まちづくり総合計画前期基本計画策定後の本市を取り巻く環境の変化を踏まえて、社会情勢と市民意識について再整理します。

1 社会情勢の変化

(1) 超少子高齢・人口減少社会の到来

我が国は、平成20(2008)年の1億2,808万人をピークとして人口が減少に転じました。さらに、未婚率の上昇、晩婚化等により、合計特殊出生率は低下し、少子化が進んでおり、平成29(2017)年4月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口では、令和22(2040)年に1億1,092万人(86.6%)まで減少すると推計されています。

また、65歳以上の高齢者人口は、医療技術の進歩等により、「団塊の世代」が65歳以上になった平成27(2015)年の3,387万人から、令和22(2040)年には3,921万人まで増加し、高齢化が進行すると予測されています。

本市においても、今後、さらに人口減少・少子高齢化が進行すると予測されており、地域内需要の減少による経済規模の縮小、労働力不足、生活サービスの撤退、地域づくりの担い手の不足など、様々な社会的問題が生じることから、活力ある地域社会を実現するためには、人口減少問題の克服に向けて、より一層取り組んでいく必要があります。

(2) 安心安全に対する意識の高まり

平成23(2011)年の東日本大震災は、これまでの想定を超える甚大な被害をもたらしただけでなく、日本中に大きな衝撃を与え、人々の自然災害に対する意識は大きく変化しました。その後、国は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会システムの構築に向けて、平成25(2013)年にいわゆる国土強靱化基本法を制定し、ソフト対策とハード対策を適切に組み合わせた取組を進めています。

本市においても、平成30(2018)年7月の西日本豪雨において死者1名等の甚大な被害をもたらすなど、予測困難なゲリラ豪雨が発生したほか、今後、南海トラフ地震の発生等が危惧されており、市民の生命・身体・財産を守るため、危機管理体制の強化と併せた防災・減災対策に取り組んでいく必要があります。

また、近年は、街頭犯罪、侵入犯罪に加え、児童虐待、特殊詐欺、サイバー犯罪等の新たな治安事象が生じているとともに、プライバシーの漏洩、食の安全、危険空き家、買い物弱者、高齢者ドライバーの事故等、身近な生活における危険や不安が増大しています。

特に本市においては、空き家や空き地の増加、野犬被害等により日々の暮らしの中に不安が生じており、地域や関係機関と連携した、安心安全な生活を守る取組が必要となっています。

(3) グローバル化の進展とSDGs

我が国は、アベノミクスの取組の下、平成24(2012)年末から緩やかな景気回復を続けており、雇用・所得環境が改善し、所得の増加が消費や投資の拡大につながる経済の好循環が回りつつありますが、生産性の向上と労働参加の促進が喫緊の課題となっています。

また、経済のグローバル化が進む中で、アメリカの通商政策やそれに対応した各国の反応、原油価格の動向等により不確実性が高まる世界貿易の動向と、それが日本経済に与える影響に留意する必要があります。

さらに、平成27(2015)年の国連サミットにおいて、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択され、17の「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals: SDGs)の達成に向けて、国内実施及び国際協力の両面において取組が進められています。

本市においても、人口減少社会の中で、より多くの市民が豊かな市民生活を営むことができるよう、地域資源である周南コンビナートの国際競争力の強化に取り組むとともに、生産性の向上や多様な働き方の実現などを推進することにより、持続的な経済成長と安定した雇用を維持していく必要があります。

(4) 地方分権と地方創生

平成5(1993)年から始まった地方分権改革により、条例による事務処理特例制度の創設、国から地方への事務・権限の移譲、地方に対する規制緩和などが行われ、これまで本市では、市民に身近な事務を中心に山口県から権限移譲を受け、行政機能の充実と市民サービスの向上を図ってきました。

また、国は、急速な少子高齢化の進行に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、

それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、平成 26(2014)年から、地方創生に向けて、まち・ひと・しごと創生法に基づく様々な取組を進めています。しかしながら、若者を中心に地方回帰の流れは見られるものの、依然として人口減少や東京一極集中の流れに歯止めがかかっておらず、更なる取組の強化が求められています。

本市においても、人口減少・少子高齢化による地域活力の低下が懸念されており、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼ぶ好循環を確立し、「まち」の活力を取り戻すため、人口動態の改善、暮らしやすい環境づくりなどに引き続き取り組んでいく必要があります。

(5) 地域づくりへの機運の高まり

地域課題や住民ニーズが多様化・複雑化する中、特に人口減少や高齢化が急速に進行している中山間地域等では、日常生活機能の維持、生活交通の確保など様々な課題が山積しており、その全てを行政や民間事業者だけで対応することが困難な時代となっています。

また、身近な暮らしの維持や地域の活性化を図るためには、住民自らが考え、自主的・主体的に地域づくりを進めることが重要となっています。しかしながら、住民の力だけでは、安定的・持続的な地域づくりが困難な地域においては、地域外の人材等を新たな担い手とする取組や経営の視点を取り入れた地域づくりが求められています。

こうした中、本市においては、中山間地域を中心に「自分たちの地域は自分たちで守る」自立した地域の体制づくりに向けて、住民自らが地域の将来計画である「地域の夢プラン」を策定し、子供や高齢者の見守りなど安心して暮らせる地域づくりを進めているほか、地域経営の観点から、地域の拠点施設を地域自らが運営する取組も始まっています。

また、地域団体やNPO法人、企業、学校などの多様な主体が連携して地域課題の解決を図る「新しい公共」の取組が進んでいます。

今後も、行政として、地域に寄り添った支援や地域づくりの人材育成を図り、様々な団体等による自主的・主体的な取組を進めていく必要があります。

(6) 価値観やライフスタイルの多様化と人生 100 年時代

我が国では、グローバル化、少子高齢化、男女共同参画の進展等により社会構造が変化する中で、結婚や子育て、家族、仕事、居住地な

どに対する個人の価値観も大きく変わり、ライフスタイル(生活様式)に影響を与えてきました。特に、女性の社会進出や高齢者の増加が進むにつれて、結婚後・出産後も働き続けたり、男性が積極的に家事や子育てに参画したりするなど、結婚後のライフスタイルが男女ともに急速に変化しています。

そうしたライフスタイルに合わせて、仕事に偏重した生活を見直し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を重視する考え方が主流になりつつあるとともに、近年は、生産性の向上、就業機会の拡大、余暇の充実等を実現するため、個人と企業の双方で働き方改革が全国的な課題となっています。

また、特に東日本大震災以降、若者を中心とした価値観の変化や社会貢献への流れも生まれています。さらに、スマートフォンの普及等により、いつでも簡単に欲しい情報が入手できるほか、時間や場所を選ばず仕事ができる環境も生まれるなど、時間的空間的に利便性が向上するとともに、生活行動も変化しています。

さらに健康寿命の延伸により、人生100年時代を見据えて、全ての国民が自分らしく元気に活躍しつづけられる社会、安心して暮らすことができる社会をつくることが求められてきています。

こうした画一的なライフスタイルから多様なライフスタイルへの変化は、全国的な地方創生の動きとともに、UJIターンや農林水産業への新規就労などの多様な居住地選択や職業選択を可能にし、若者を中心とした地方回帰への動きにもつながっています。

本市においても、市民一人ひとりが個性と能力を発揮できるよう、それぞれの価値観に基づいた生き方を実現できる社会の構築等に取り組んでいく必要があります。

(7) 情報通信技術の発達と Society5.0

我が国では、令和2(2020)年の第5世代移動通信システム(5G)のサービス開始により、情報通信ネットワークは更に利用しやすくなることが期待されるとともに、インターネット技術や各種センサー・テクノロジーの進化等により、従来のパソコン、スマートフォン等のインターネット接続情報端末に加え、電化製品や自動車、工場、ビルなど、世界中の様々なモノがインターネットでつながるI o T(モノのインターネット化)時代が到来し、I o Tデバイスが急速に普及しています。

さらに、近年、ICT(情報通信技術)が進歩し、インターネットの利用の増加とI o Tの普及により、大量のデジタルデータ(Big Data :

ビッグデータ)の生成、収集、蓄積が進みつつあり、そうしたビッグデータのA I (人工知能)による分析結果を、業務処理の効率化や予測精度の向上、最適なアドバイスの提供、効率的な機械の制御などに活用することで、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるデジタルトランスフォーメーションが進みつつあります。

また、国では、第5期科学技術基本計画において、「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会」であるSociety5.0を目指すべき未来社会の姿として提唱しています。

本市においても、人口減少社会の中で生産性や生活の質の向上などを目指し、市民生活や企業活動、行政等の各分野において、ICT等の新技術やデータを活用しながら、社会課題解決や新たな価値創造に取り組むとともに、ICT等を活用できる人材の育成等にも取り組む必要があります。

(8) 深刻化する環境問題

我が国では、人口減少、少子高齢化、人口の偏在等が進んだことにより、地域コミュニティの弱体化や行政機能の低下を招き、自然災害に対する脆弱性が高まるとともに、里地里山など豊かな自然が失われ、生物多様性の低下や生態系の公益的機能の劣化につながるなど、環境保全に深刻な影響があります。

国際的には、化石燃料の使用に伴う温室効果ガスの排出量の増加により地球温暖化が進行し、気候変動をはじめ自然災害、健康、食料、自然生態系等の危険性が高まっていくことが予測されています。

また、近年、海洋プラスチックごみ問題に起因して、地球規模での環境汚染が懸念され、天然資源の消費抑制や資源循環体制の構築がより一層求められています。

本市においても、環境問題による市民生活への影響が懸念されており、持続可能な社会へ転換するため、省資源・省エネルギー対策、太陽光、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーの普及といった低炭素化の取組、水素の利活用、廃棄物の適正処理、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進といった資源循環の取組など、環境負荷の低減や自然環境の保全に向けて総合的に取り組んでいく必要があります。

(9) 公共施設等の適切なマネジメント

我が国では、主に高度経済成長期以降の急激な人口増加を前提とし

て集中的に整備された、道路、上下水道、公営住宅、学校などの公共施設等の老朽化が、全国的な問題となっています。こうした状況から、国は、平成 25(2013)年にインフラ長寿命化基本計画を策定し、平成 26(2014)年に全ての地方公共団体に対して公共施設等総合管理計画の策定を要請しました。

本市では、公共施設の現状と課題を把握するため、公共施設白書を作成するとともに、平成 27(2015)年に周南市公共施設再配置計画を策定しています。今後も、超少子高齢・人口減少社会が進行し、税収の減少や新たな財政需要への対応などによる地方公共団体の行財政運営が厳しさを増すことが予測されており、公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントに取り組んでいく必要があります。

2 市民意識の変化

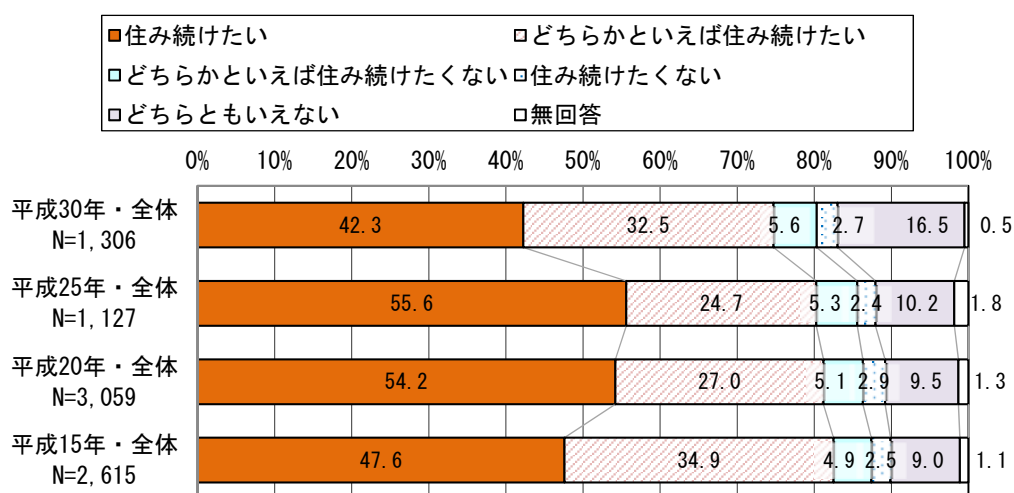
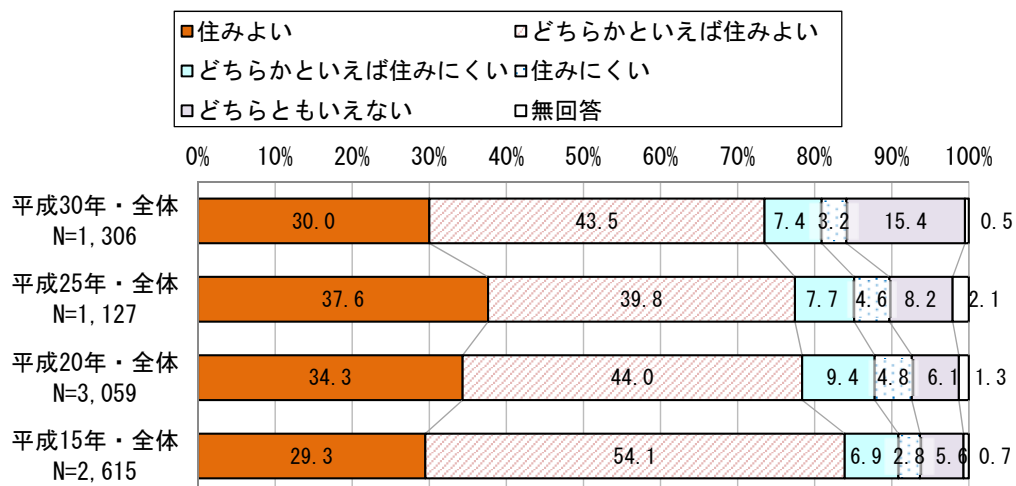
平成 30(2018)年に、市民のニーズや満足度、市政に対する考え方などについて、市民アンケート調査を実施しました。18 歳以上の市民の中から、3,000 人を無作為抽出し、1,306 件(回収率 43.5%)の回答がありました。

(1)本市の住みよさ

平成 30(2018)年調査では、本市の住みよさについて「住みよい」と回答した人の割合が 30.0%、「どちらかといえば住みよい」と回答した人の割合が 43.5%となっていて、7 割以上の人が住みよいと回答されています。過去 2 回の調査と比較すると、「どちらかといえば住みよい」と回答した人の割合が減少する一方、「どちらともいえない」と回答した人の割合が増加しています。

また、今後の居住意向について、「住み続けたい」と回答した人の割合が 42.3%、「どちらかといえば住み続けたい」と回答した人の割合が 32.5%となっていて、約 75%の人が住み続けたいと回答されています。過去 2 回の調査と比較すると、「住み続けたい」と回答した人の割合が減少する一方、「どちらともいえない」と回答した人の割合が増加しています。

「住み続けたくない」又は「どちらかといえば住み続けたくない」と回答した理由は、「公共交通が不便」と回答した人の割合が 61.1%で最も高く、次いで「買い物など日常生活に不便」が 51.9%、「医療や福祉が充実していない」が 30.6%となっています。



(2) 市の施策に対する満足度

平成30(2018)年調査では、施策の満足度について、「上水道の整備」が最も高く、次いで「下水道・排水施設の整備」「消防・救急体制の整備」の順になっています。

逆に、「中心市街地の活性化」が最も満足度が低く、次いで「空き家や空き地の利活用」「商業の振興」「バスや鉄道など公共交通の利便性」の順になっています。

※各調査で施策項目の一部が異なります。

●満足度が高い項目

順位	平成 30 年	平成 25 年	平成 20 年
1	上水道の整備	上水道の整備	上水道の整備
2	下水道・排水施設の整備	下水道・排水施設の整備	下水道・排水施設の整備
3	消防・救急体制の整備	消防・救急体制の整備	消防・救急体制の整備
4	廃棄物処理対策やリサイクルの推進	道路の整備	道路の整備
5	防犯対策や交通安全対策の推進	幼児教育や義務教育などの充実	河川・水路の整備
6	工業の振興	CATV や高速通信網など情報化への対応	CATV や高速通信網など情報化への対応
7	自然環境の保全	健康づくり活動の推進	公園や緑地などの整備
8	幼児教育や義務教育などの充実	スポーツ・レクリエーションの振興	スポーツ・レクリエーションの振興
9	スポーツやレクリエーションの振興	公園や緑地などの整備	工業の振興
10	コミュニティ活動の充実	河川・水路の整備	健康づくり活動の推進

●満足度が低い項目

順位	平成 30 年	平成 25 年	平成 20 年
36 32	人材の育成と雇用の創出	行財政改革の推進	企業誘致の推進や起業家への支援
37 33	バスや鉄道など公共交通の利便性	企業誘致の推進や起業家への支援	観光の振興
38 34	商業の振興	観光の振興	行財政改革の推進
39 35	空き家や空き地の利活用	商業の振興	商業の振興
40 36	中心市街地の活性化	徳山駅を中心とした中心市街地の活性化	徳山駅を中心とした中心市街地の活性化

※平成 30 年調査とその他の調査で項目数が異なるため、順位欄の上段に平成 30 年の順位、下段にその他の年の順位を記載しています。

(3) 今後の生活にとっての重要度

平成 30(2018)年調査では、施策の重要度について、「少子化対策や子育て支援の充実」が最も高く、次いで「幼児教育や義務教育などの充実」「病院等の医療体制の充実」「中心市街地の活性化」の順になっています。

順位	平成 30 年	平成 25 年	平成 20 年
1	少子化対策や子育て支援の充実	病院等の医療体制の充実	病院等の医療体制の充実
2	幼児教育や義務教育などの充実	幼児教育や義務教育などの充実	幼児教育や義務教育などの充実
3	病院等の医療体制の充実	子育て支援や少子化対策の充実	青少年の健全育成
4	中心市街地の活性化	消防・救急体制の整備	高齢者福祉の充実
5	防災・減災体制の充実	高齢者福祉の充実	消防・救急体制の整備
6	バスや鉄道など公共交通の利便性	防災体制の充実	廃棄物処理対策や自然環境への取り組み
7	消防・救急体制の整備	青少年の健全育成	防犯や交通安全対策の推進
8	防犯対策や交通安全対策の推進	防犯や交通安全対策の推進	子育て支援や少子化対策の充実
9	青少年の健全育成	廃棄物処理対策や自然環境への取り組み	防災体制の充実
10	商業の振興	障害者福祉の充実	障害者福祉の充実

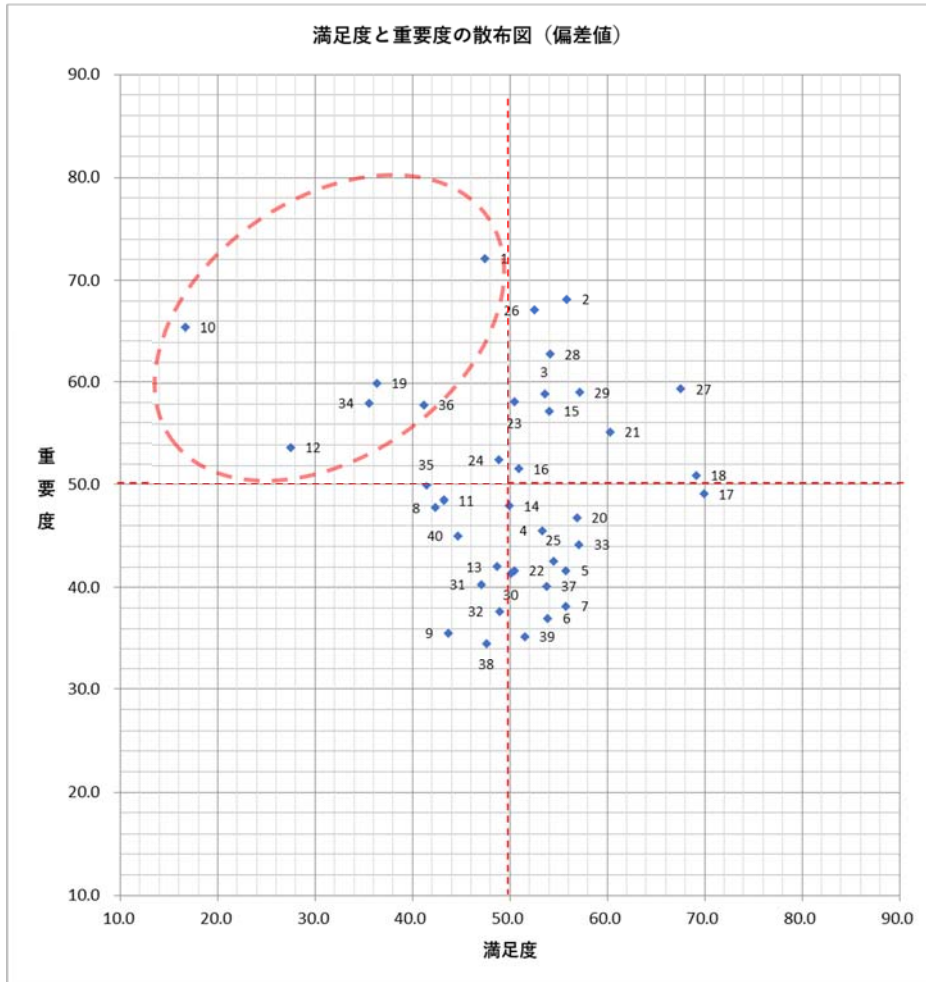
また、今後のまちづくりにおいて重要度が高い施策は、「中心市街地の活性化」が最も高く、次いで「少子化対策や子育て支援の充実」「高齢者福祉の充実」「バスや鉄道などの公共交通の利便性」の順になっています。

※各調査で施策項目の一部が異なります。

順位	平成 30 年	平成 25 年	平成 20 年
1	中心市街地の活性化	徳山駅を中心とした中心市街地の活性化	徳山駅を中心とした中心市街地の活性化
2	少子化対策や子育て支援の充実	高齢者福祉の充実	病院等の医療体制の充実
3	高齢者福祉の充実	病院等の医療体制の充実	高齢者福祉の充実
4	バスや鉄道など公共交通の利便性	子育て支援や少子化対策の充実	子育て支援や少子化対策の充実
5	病院等の医療体制の充実	バスや鉄道など公共交通機関の利便性	青少年の健全育成
6	防災・減災体制の充実	商業の振興	廃棄物処理対策や自然環境への取り組み
7	商業の振興	青少年の健全育成	幼児教育や義務教育などの充実
8	空き家や空き地の利活用	幼児教育や義務教育などの充実	行財政改革の推進
9	人材の育成と雇用の創出	行財政改革の推進	バスや鉄道など公共交通機関の利便性
10	幼児教育や義務教育などの充実	防災体制の充実	商業の振興

(4) 満足度と重要度の関係

満足度と重要度との相対的關係をみると、重要度が高いのに満足度が低い取組は「中心市街地の活性化」や「空き家や空き地の利活用」「商業の振興」「公共交通の利便性」「人材の育成と雇用の創出」「少子化対策や子育て支援の充実」となっていて、今後のまちづくりにおいて重点的に取り組む必要があります。



番号	項目	番号	項目	番号	項目
1	少子化対策や子育て支援の充実	16	河川や水路の整備	31	農林業の振興
2	幼児教育や義務教育などの充実	17	上水道の整備	32	水産業の振興
3	青少年の健全育成	18	下水道・排水施設の整備	33	工業の振興
4	生涯学習の推進	19	バスや鉄道など公共交通の利便性	34	商業の振興
5	コミュニティ活動の充実	20	自然環境の保全	35	企業誘致の推進や起業への支援
6	文化・芸術活動の促進	21	廃棄物処理対策やリサイクルの推進	36	人材の育成と雇用の創出
7	スポーツやレクリエーションの振興	22	母子・父子家庭等への福祉の充実	37	CATVや高速通信網など情報化の推進
8	観光の振興	23	高齢者福祉の充実	38	市政への参画や市民と行政の協働の推進
9	国際交流など国際化への対応	24	障がい者福祉の充実	39	人権の尊重と男女共同参画の推進
10	中心市街地の活性化	25	健康づくり活動の推進	40	行財政改革の推進
11	住環境の整備や土地区画整理事業の推進	26	病院等の医療体制の充実		
12	空き家や空き地の利活用	27	消防・救急体制の整備		
13	街並みや景観の形成	28	防災・減災体制の充実		
14	公園や緑地の整備	29	防犯対策や交通安全対策の推進		
15	生活道路や幹線道路の整備	30	行政相談・消費者相談体制の充実		

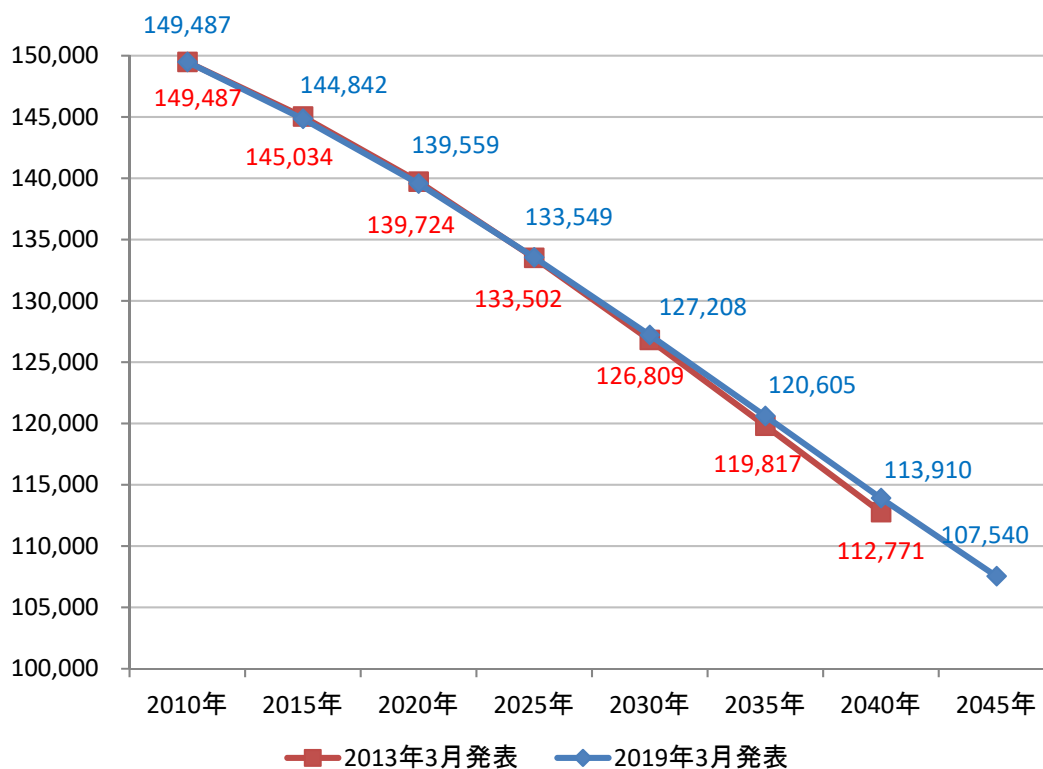
Ⅲ 将来人口

1 人口の推移と見通し

本市の人口は、昭和 60 (1985) 年の国勢調査人口 167,302 人をピークに、平成 27 (2015) 年には 144,842 人まで減少しています。

平成 30 (2018) 年 3 月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、令和 7 (2025) 年は 133,549 人と推計され、前期基本計画策定時の平成 25 (2013) 年 3 月に公表された将来推計人口 133,502 人とほぼ同じ推計となっています。これは、年齢階層別人口についても同じ結果となっています。

将来推計人口の比較(国立社会保障・人口問題研究所人口推計)



2 将来人口への対応

将来推計人口について大きな変更はみられないことから、後期基本計画においても基本構想を踏襲し、令和 6 (2024) 年の人口が約 135,000 人を上回ることを目指し、重点推進プロジェクトを中心に施策を展開していきます。

IV 重点推進プロジェクト

後期基本計画内に特定の目的を達成するため、将来の都市像の実現に必要な「市民に寄り添う」「シビックプライドを育む」「周南の強みを活かす」の3つのまちづくりの視点から、重点的かつ横断的に実施する施策群である「重点推進プロジェクト」に積極的に取り組みます。

将来の都市像の実現に必要なまちづくりの視点

1. 市民に寄り添う
2. シビックプライドを育む
3. 周南の強みを活かす

市民に寄り添う ～ひとづくり・暮らしづくり～

1 みんなで子育て応援プロジェクト

人口減少の要因の1つとなる少子化は、子供や若者の減少につながり、本市の教育環境、労働力、地域コミュニティ等に影響し、ひいては都市の持続可能性の低下を招く重要な問題です。

若者を中心とした定住促進や出生数増加のため、仕事と家事、子育て等を調和させて多様なライフスタイルを実現しながら、安心して子供を産み育てることができるまちづくりを推進します。

結婚
妊娠
子育て

×

多様な
ライフ
スタイル

主な取組

- 子育てに寄り添う、きめ細やかな母子保健の充実
- こども・子育て総合支援拠点を中心とした相談支援の充実
- 結婚から子育てまでを支える環境づくり
- 保護者のニーズに対応した保育サービス
- ワーク・ライフ・バランスと男女共同参画の推進 など

2 輝く子供育成プロジェクト

グローバル化や情報技術の進化、少子化の進行などにより、複雑で予測困難な社会へ急速に変化する中で、教育は、子供たちが将来にわたって幸福な生活を営んでいくための基礎であり、本市、ひいては我が国の将来を担う人材を育てる重要な使命を持っています。

子供たちに知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育むため、地域社会全体で子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を育成するとともに、子供たちが自らの可能性を発揮し、より良い社会と幸福な人生の創り手となれるまちづくりを推進します。

また、子供が生まれ育った環境によって将来を左右されることなく、学んだりチャレンジしたりすることができるまちづくりを推進します。



主な取組

- 知・徳・体の調和のとれた教育の推進
- コミュニティ・スクールを核とした教育の推進
- 人格形成の基礎を培う幼児教育の推進
- 安心安全な教育環境の整備
- 地域と連携した、子どもの明るい未来への支援 など

3 市民を守る防災・減災プロジェクト

日本各地で地震、豪雨、台風等の自然災害が連続して発生し激甚化する中、自然災害に対する日頃からの備えや、市民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化の重要性が一層認識されています。

自然災害から市民の生命と財産を守るため、「自らの命は自らが守る」という自助の防災意識の向上と併せて、重要インフラの機能を維持するなど、ハード・ソフトの両面で災害に強いまちづくりを推進します。



主な取組

- 多様な主体が連携した防災・減災の実現
- 防災情報の収集力・伝達力の向上
- 複雑多様化する災害に対応するための消防力の充実
- 河川、雨水排除施設等の保全・整備
- 公共施設等の耐震化の促進
- 危険なブロック塀等の撤去の支援 など

4 安心安全実感プロジェクト

少子高齢化、ライフスタイルの変化、地域社会の衰退等が進むにつれて、特殊詐欺や情報漏洩など、日常生活における新たな危険が増加するとともに、危険空き家、情報格差、クマ・イノシシなどの有害鳥獣、野犬等により、生活環境にも不安が増大しています。

また、高齢化率の上昇が続き、支える側の労働力人口は減り続けていきます。

人生 100 年時代を迎える中で、その前提となる身近な暮らしの安心安全は、市民生活にとって最も重要な課題の 1 つです。

子供、高齢者など誰もが住み慣れた地域で一生元気に暮らせるようにするため、地域コミュニティ、関係機関等と連携しながら、身の回りの様々な危険や生活不安を解消する仕組みをつくとともに、地域での支え合いや福祉サービスを包括的・継続的に提供するなど、安心安全を実感できるまちづくりを推進します。



主な取組

- 倒壊の危険がある空き家の適正管理の促進
- 山口県や警察等と連携した野犬対策の強化
- 地域で支える地域包括ケアシステムの深化
- 安心して医療サービスが受けられる地域医療体制の充実
- 消防団をはじめとする地域防災力の充実
- 細やかで行き届いた広報広聴の充実 など

シビックプライドを育む ～まちづくり～

5 住みたい・訪れたいまち創造プロジェクト

人口減少、少子高齢化等により、地域づくりや産業を支える担い手の不足などが深刻化しており、地域で活躍する人材の確保が重要な課題となっています。

地域で必要な人材を育成しつつ人口減少を抑制するため、安心して暮らせる自立した地域づくりを進めるとともに、多様な形で継続的に地域と関わる関係人口の創出や観光等の交流人口の拡大を図りながら、移住や定住を促進するまちづくりや、まちの魅力を高めるまちづくりを推進します。

また、市内にある高等教育機関と連携した地域人材の育成等により、若者の定住につながるまちづくりを推進します。



主な取組

- 定住・関係・交流人口の拡大につながるシティプロモーションの推進
- 新しい人材を呼び込むUJ1ターンの促進
- 地域資源を活かした「日常をときほぐす観光」の推進
- 特色ある地域コミュニティづくりの推進
- スポーツコンベンションに向けた周南緑地の充実
- 郷土を学び文化を尊重するまちづくりの推進
- 高等教育機関と連携した人材育成やまちづくりの推進
- 徳山動物園リニューアルの推進 など

6 暮らしやすいコンパクトなまちづくり推進プロジェクト

人口減少、少子高齢化等により、医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスが成り立たなくなるなど、地域活力が低下してきており、持続可能な都市構造への転換や、誰もが安心できる健康で快適な生活環境の実現等が重要な課題となっています。

人口減少を抑制しつつ、安心して暮らせる自立した地域社会を実現するため、中心市街地の賑わい創出、小さな拠点づくり、良好な居住環境の整備、公共交通ネットワークの維持等を図りながら、「住み続

けたい」と思う利便性や快適性を高めるまちづくりを推進します。



主な取組

- 広域交通結節点である徳山駅周辺整備の推進
- 快適な景観と居住空間の整備
- 安心安全な住まいづくり
- 利用しやすい公共交通ネットワークの形成
- 中心市街地における賑わいの創出 など

7 持続可能な中山間地域づくりプロジェクト

(現状・課題等)

市域の約7割を占める中山間地域は、人口減少や少子高齢化が都市部以上に進行し、これまで日々の暮らしを維持してきた助け合いや支え合いなどの集落機能、農業などの生産機能が低下するとともに、買い物や医療などの生活サービスが身近な場所で受けられない地域も現れています。その一方、“水源のかん養やCO₂の吸収”“農林水産物の供給”“美しく素朴な景観”“地域固有の歴史や伝統文化”など都市部には無い価値を有し、様々な恵みをもたらしています。

こうした本地域の重要性について市民共通理解の下、持続可能なかたちで未来につなげていけるよう、多様な主体が連携して人口減少や高齢化が進む中でも安心して誇りを持って暮らし続けられる地域の実現を図る必要があります。

(施策の方向)

小学校区等の生活拠点の中で、身近な生活サービスの維持や、地域資源を活用して収入を確保する取組み等を経営の視点を取り入れて持続的に実践できる体制づくりを推進するとともに、買い物や医療などの一定の生活サービス機能を有する地域都市拠点等への生活交通を整備するなど、住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けられる地域づくりを推進します。

地域ぐるみで新規就農者をはじめとした移住者の受入を進めるとともに、将来的な地域の担い手にもつながるよう、出身地など愛着のある地域に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大を図るなど、地域を

支える新たな人材の確保を推進します。

農林水産物や自然、伝統文化などの地域固有の資源を活かして、地域との関わりを深める都市と農山漁村の交流を推進するとともに、農産物等のブランド化や6次産業化、販路拡大等を図るなど、ヒトやモノが循環する活力のある地域づくりを推進します。



主な取組

- 暮らし続けられる生活圏づくりの推進
- 地域の新たな担い手づくりの推進
- 地域資源の利活用による地域経済循環構造の創出 など

周南の強みを活かす ～産業づくり・行財政基盤づくり～

8 地域経済を支える産業力強化プロジェクト

グローバル化の進展、国内需要の減少、脱炭素の世界的潮流など、製造業をはじめとした地域産業を取り巻く環境は大きく変化しており、本市のみならず山口県の経済を牽引する周南コンビナートの国際競争力を強化することや、地域の商業・工業等を支える中小企業の経済活動を活性化することなどが重要な課題となっています。

地域経済の持続的な発展と安定した雇用の確保を図るため、国、山口県、企業等と緊密に連携しながら、国際バルク戦略港湾である徳山下松港の機能強化、幹線道路ネットワークの整備等を進めるとともに持続的な操業や生産性の向上につながる設備投資、生産設備統合・共同物流など次世代型コンビナートの構築に向けた取組を促進し、働く人も企業も元気なまちづくりを推進します。

また、中小企業等が、地域の特性を活かした新たな事業分野や次世代型の成長産業に挑戦できるまちづくりを推進します。



主な取組

- 企業の国際競争力を強化する港湾基盤の整備
- 円滑な物流を支える幹線道路ネットワークの充実
- 地域経済の持続的な発展につながる企業立地の促進
- 成長につながる新産業・新事業の創出と事業承継の支援
- ビジネスチャンスにつながる起業・創業支援
- 地域を支える中小企業の経営支援 など

9 地域産品のブランド力強化プロジェクト

安価な農林水産物が大量に輸入され、価格競争力の弱い国内の生産量は減少するとともに、農林漁業従事者の高齢化や減少が進行しており、農林水産業は、ICT等を活用した効率的な生産、生産品の高品質化・ブランド化を進め、魅力ある産業として活性化していくことが重要となります。

農林水産業における所得の向上や雇用の確保を図るため、農林水産物の付加価値を高め、道の駅ソレーネ周南等を活用しながら、地域ブランドとして広く発信するまちづくりを推進します。



主な取組

- 付加価値を生み出す6次産業化の推進
- 道の駅の機能の拡充と地域産品のブランド化
- 多様な主体と連携した地産外商の推進 など

10 安定した行財政運営プロジェクト

人口減少・少子超高齢社会が到来し、合併優遇措置が終了するなど財政状況が厳しくなる中、健全な行財政基盤を確立することが重要となります。

安定した行財政運営による自立したまちづくりを進めるため、自主財源を積極的に確保するとともに、行財政改革や公共施設等のマネジメントを推進するなど、将来を見据えた計画的な行政経営を推進します。

また、行政経営の基礎となる人材の育成による行政力の強化を推進

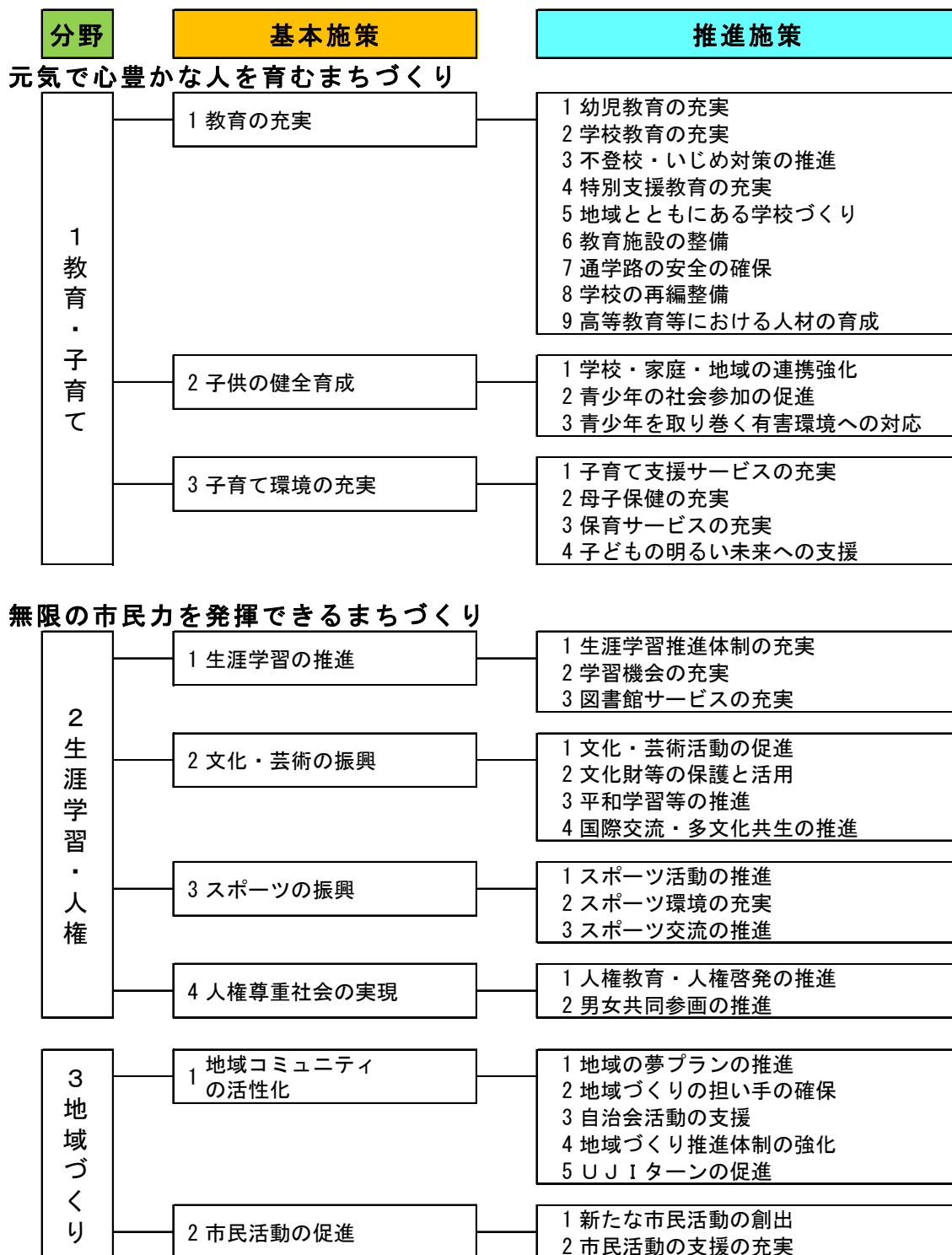
します。



主な取組

- 産業力の強化等による本市の優位性を活かした税収の確保
- ポートレース事業、ふるさと納税等を活用した財源の確保
- 徹底した行財政改革の推進
- 公共施設等の効率的・効果的なマネジメントの推進 など

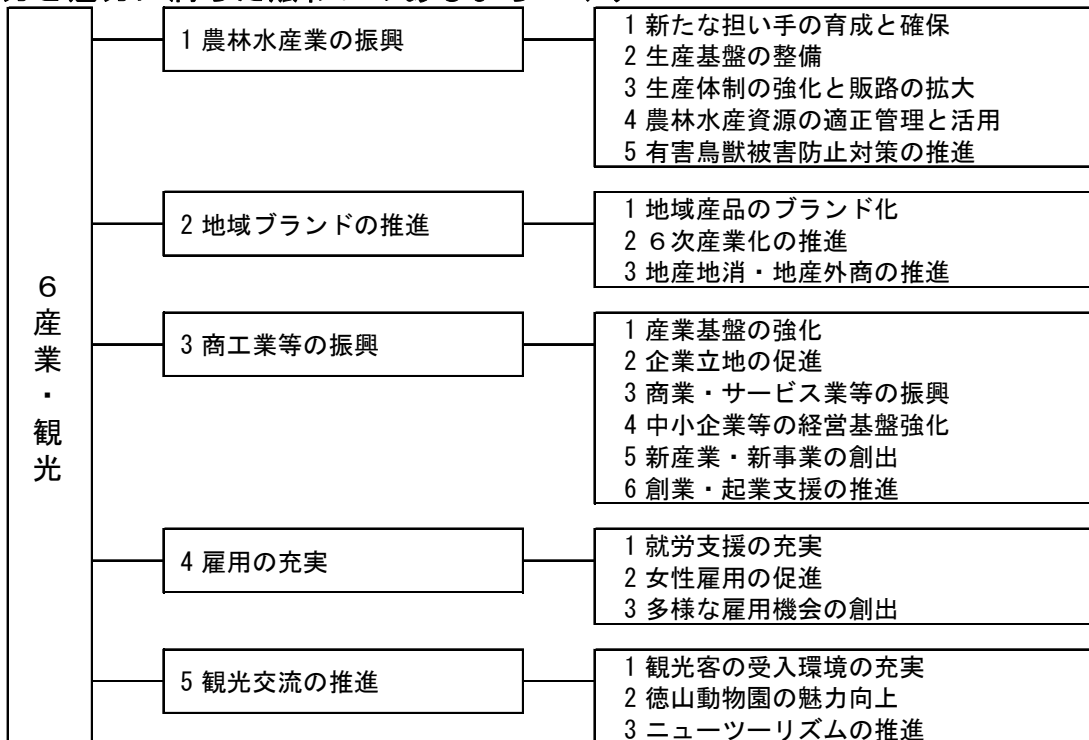
V 後期基本計画の体系



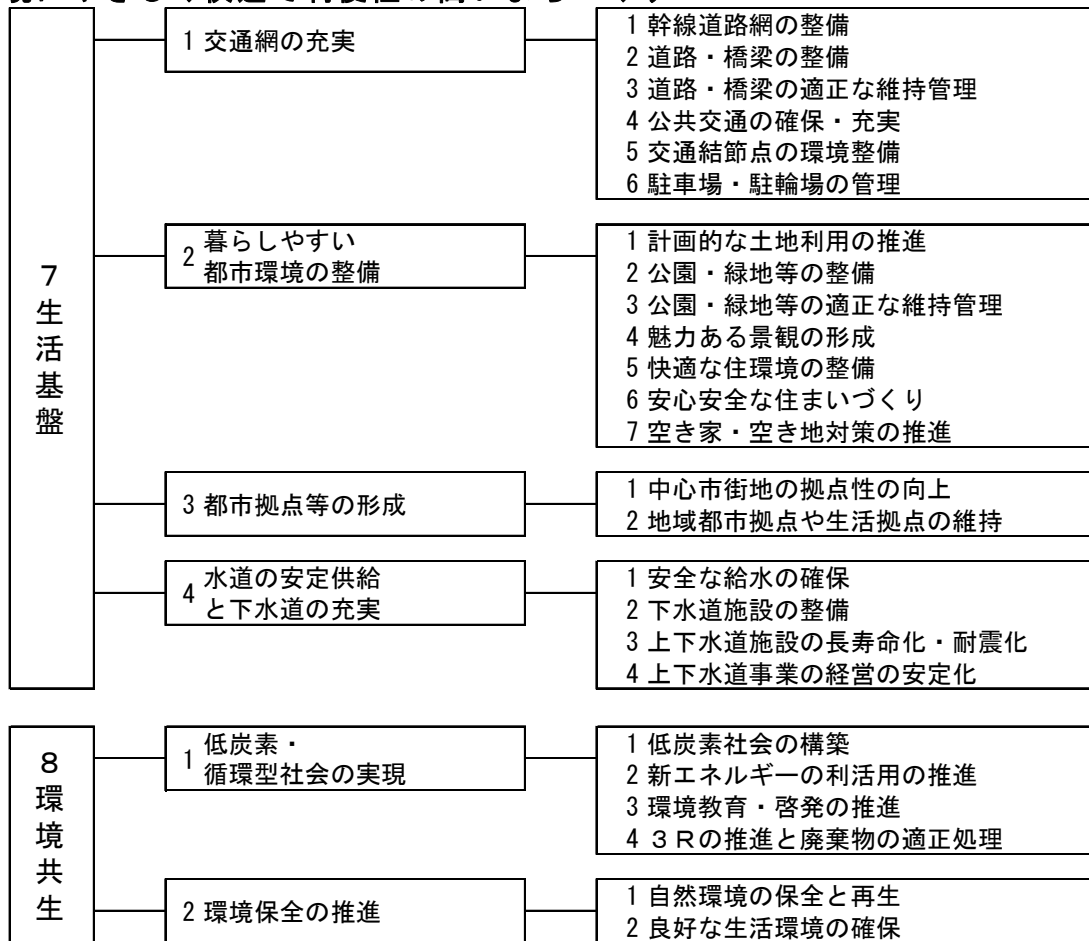
安心して健康に暮らせるまちづくり



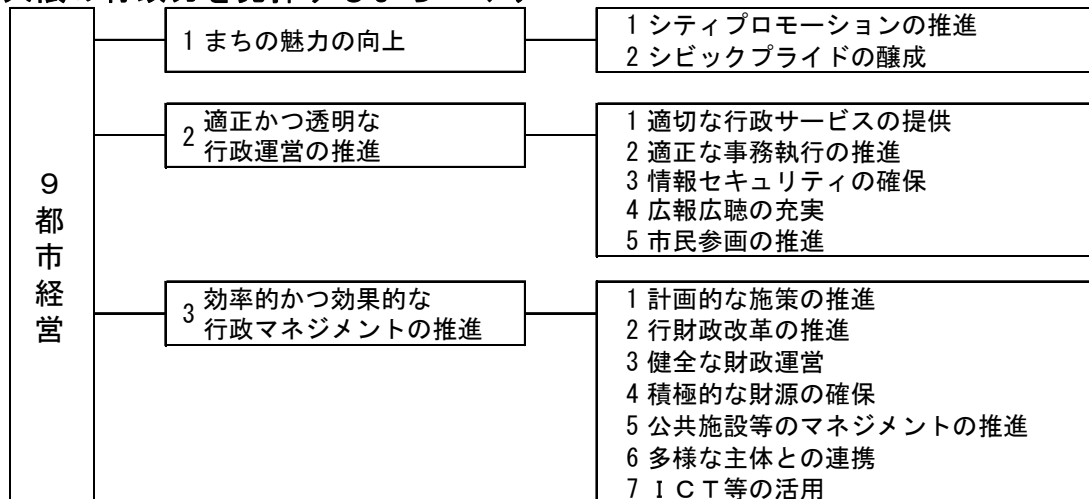
活力と魅力に満ちた賑わいのあるまちづくり



環境にやさしく快適で利便性の高いまちづくり



最大限の行政力を発揮するまちづくり



VI 分野別計画

1-1 教育の充実

1. 基本方向(施策方針)

子供たちが、安心安全に学ぶことができる教育環境等の整備に努め、一人ひとりの特性や能力を伸ばし、「豊かな心」の育成を基本として、「確かな学力」「健やかな体」がそれぞれ調和のとれた『生きる力』を育む教育の充実を図ります。

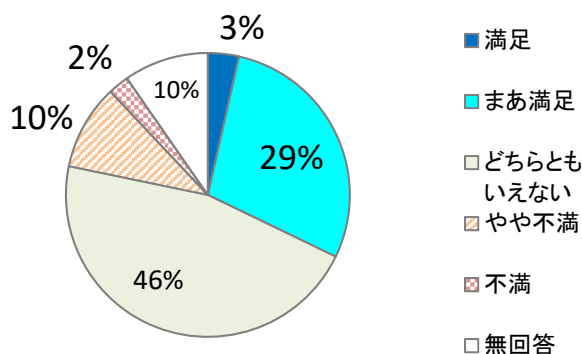
2. これまでの主な取組・成果

(1) 実施した主要施策・事業等

- 地域における自然体験や社会体験、地域資源を活用した学習を積極的に取り入れ、コミュニティ・スクールの仕組みを生かし、特色のある学校づくりや地域に開かれた学校づくりに取り組みました。
- ICT環境を整備し、これらを活用して児童生徒と教員の双方向型授業の実現など、授業改善による学力向上に取り組みました。
- 不登校傾向にある児童生徒が、安心して学習や活動を行うことができるよう新たに「周南市教育支援センター」を開設し、児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応で自立を促し、学校復帰を支援しました。
- 学校施設の耐震化や屋内運動場のいわゆる吊天井の落下防止対策、雨漏りや外壁等の老朽化対策など、計画的な改修を進めるとともに、トイレの洋式化や中学校の普通教室への空調設備の整備を進め、安心安全で快適な教育環境の充実に努めました。
- 老朽化した徳山西及び新南陽学校給食センターに替わる施設として、PFI方式では県内初となる新たな学校給食センターを整備しました。
- 「周南市通学路交通安全プログラム」に沿って、道路管理者や警察等と連携し、児童生徒の通学路における交通安全上の危険箇所の改善を進めるとともに、新たに防犯、防災の視点を組み入れた「周南市通学路総合安全プログラム」を策定しました。
- 徳山大学や地元企業と連携し、大学の公開講座において市の特長や課題等について講演するなど、市民や学生に地域への理解や愛着を深めてもらう取組を行いました。

(2) 市民の意識

幼児教育や義務教育などの充実



3. 現状と課題

- 高度情報化の進展や社会情勢の急激な変化に伴い、子供たちの一人ひとりが抱え

る課題が複雑化、多様化している現在、これからの社会を生きる子供たちには、グローバルな視野で物事を捉え、行動していく「生きる力」を育む教育が求められています。

- 学校では、「豊かな心」を育む道德教育、多様な体験活動やキャリア教育などに、家庭や地域と連携して取り組んでおり、今後は、こうした取組をさらに充実して、地域の自然や文化等を生かした特色のある教育を推進する必要があります。
- 健やかに生きるための健康教育を推進するとともに、学校環境衛生の改善・充実に努め、児童生徒等及び教職員の保健管理の充実に取り組む必要があります。
- 学校のICT環境の整備を進める中、タブレット型情報端末の有効活用やプログラミング教育の必修化へ対応するためにも、さらなるICT機器の拡充が必要となっています。
- 不登校やいじめ等に対し、きめ細かな生徒指導や「周南市教育支援センター」の活用、福祉や心理の専門家と連携した相談体制の充実を図り、児童生徒一人ひとりの状況に応じた適切な対応を継続して行う必要があります。
- 特別な支援を要する児童生徒等に対し、個に応じた適切な指導や必要な支援を積極的に推進する必要があります。
- コミュニティ・スクールの取組を通じて、学校・家庭・地域で「育てたい子供の姿」を共有し、協働して子供の成長を促すとともに、社会総がかりで子供や学校、地域の抱える課題解決に取り組んでいく必要があります。
- 近年の少子化や女性の社会進出などの社会環境の変化に伴い、市内幼稚園の園児数は減少傾向にあり、特に公立幼稚園は大幅な減少が見られます。幼稚園の今後の在り方について、適切な集団規模の確保や公立と私立の役割の明確化などを検討する必要があります。
- 幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で極めて重要な時期であり、幼児一人ひとりの特性に応じた教育の充実が求められています。
- 「周南市通学路総合安全プログラム」に沿って、学校と地域、道路管理者や警察等が連携し、さらなる安全対策の向上を図っていくことが必要となっています。
- 老朽化した学校施設等の計画的な改修・修繕により、施設の機能維持を行い、長寿命化を図ることが求められています。
- 本市の児童生徒数の減少に伴い学校の小規模化の進行が見込まれることから、教育環境の充実と十分な教育効果を得るため、引き続き保護者や地域関係者の理解と協力を得ながら、学校の再編整備を推進する必要があります。
- 人口減少社会を迎え、国をあげて地方創生に取り組む中で、地域で活躍する人材の育成や「知の拠点」として、地方大学の果たす役割はますます重要なものとなっています。

4. 推進施策の展開

1. 学校教育の充実

- コミュニティ・スクールを核とした、地域とともにある学校づくりの推進により学校の安定化を図り、児童生徒が地域の良さや温かさに触れることで、「ふるさとを愛する心」の育成に取り組みます。
- 学習の基礎や基本の確実な定着を図るとともに「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業づくりを推進し、学ぶ意欲をもつ子供の育成に取り組みます。
- 道德教育の充実や多様な体験活動等により、「豊かな心」の育成を図ります。
- ネイティブの英語に触れ学んだり活用したりする楽しさを味わい、国際化・情

報化に対応する能力を育てるなど、特色のある教育の充実を図ります。

- ICT機器を活用した授業のあり方について研究を進め、更なるICT教育の充実に努めます。
- 小・中学校9年間を見通したキャリア教育の充実を図り、児童生徒が、現在学んでいることと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて、必要な基盤となる資質・能力の育成に努めます。

2. 地域とともにある学校づくり

- 地域住民が学校を支援する活動や児童生徒が地域に貢献する活動を充実させることで、つながりを強め、地域の子供を地域で育てる土壌を醸成します。
- コーディネーターや地域連携担当教員、市民センター職員を対象とした合同研修会を開催し、資質の向上を図るとともに校区内のネットワークを強化します。

3. 不登校・いじめ対策の推進

- 家庭、地域をはじめ、外部専門家及び関係機関との密接な連携により、不登校やいじめの未然防止に取り組みます。
- 「周南市教育支援センター」において、スクールカウンセラーとの連携による教育相談体制の充実やきめ細かな指導を通して、児童生徒の学校復帰や学力保障に取り組みます。

4. 特別支援教育の充実

- 特別な支援を要する児童生徒のために生活指導員・介助員を配置するとともに、教員等の研修の充実を図り、より質の高い教育支援に努めます。
- 障害のある子供の自立と社会参加を促進するとともに、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ、交流および共同学習の充実に努めます。

5. 幼児教育の充実

- 幼児期の教育の重要性を再認識し、幼児一人ひとりの個性を尊重し、可能性を伸ばす教育の充実とともに、地域との連携を図りながら、各幼稚園において特色のある取組を推進します。
- 特別な支援を要する幼稚園児に対し、そのもてる力を高め、個に応じた適切な指導や必要な支援を行います。また、幼稚園児が特別な支援の有無にかかわらず、活動をともにすることを通じて、互いを認める心と思いやりの心を育み、社会性や豊かな人間性の向上を図ります。
- 幼児教育の効果を高めるため、計画に基づいて公立幼稚園の再編整備を推進し、小規模幼稚園の解消による適切な集団規模の確保に努めます。

6. 通学路の安全の確保

- 通学路の交通安全に加えて、関係機関の幅を広げて防犯や防災の観点からも危険箇所調査・点検を行い、通学路における総合的な安全対策を進めます。

7. 教育施設の整備

- 児童の日々の学校生活への影響を最小限に留めることを最優先に、一括してできるだけ早期に小学校の普通教室へ空調設備を整備します。
- 学校施設や給食センターの定期的な安全点検を実施し、予防保全型による計画的な改修や修繕を進めるとともに、特別な支援を要する児童生徒にも配慮した施設の改善を図り、安全安心な教育環境の整備に努めます。

8. 学校の再編整備

- 児童生徒の十分な教育効果を得るため、学校の適正配置をはじめ、遠隔教育や特認校制度の導入など各校の実情に応じた様々な手法により、教育環境の充実

を図ります。また、休校となった学校施設の利活用についての検討を進めます。

9. 高等教育等における人材の育成

- 奨学金貸付等基金を活用し、経済的理由により修学が困難な者へ奨学金を貸付け・給付することで修学機会の確保に努めます。
- 若者の地域への理解と愛着を深める教育の推進をはじめ、地元の人材を育成し、地元が求める人材として還元していく地域人材循環構造を確立するなど、活力ある人材の育成や若者の一層の地元定着を図るため、徳山大学の公立化について検討します。

5. 主な指標

主な指標	現状値	目標値	指標の説明等
地域や社会をよくするために何をすべきかを考える子供の割合	2018年度	2024年度	全国学力・学習状況調査において、肯定的な回答をした児童生徒の割合
	小学校 47.6% 中学校 43.5%	50%	
小中学校のトイレの洋式化率	2018年度	2024年度	トイレの和便器を洋便器に改修(複数ある場合は、和便器1基残置)
	35.6%	41.6%	

6. 関連する個別計画

- 周南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱【計画期間：令和2～6年度】
- 周南市保育所・幼稚園施設分類別計画(公立保育所・公立幼稚園再編整備二次計画)【計画期間：令和2～6年度】
- 学校施設等長寿命化計画【令和2年度～】

参考：主要事業

■コミュニティ・スクール事業

- 各学校や地域が行う特色を生かした主体的な取組を支援し、コミュニティ・スクールのさらなる充実に取り組みます。

■充実した学校生活サポート事業

- 地域の自然や産業、歴史などの教育資源を活用した特色のある学校づくりを推進するとともに、魅力ある芸術文化にふれあうことで、豊かな心と感性、地域を愛する心を育みます。

■英語教育推進事業

- ALTの配置人数を増員し、子供たちに今まで以上にネイティブな発音に触れる機会や英語で会話をしたりする機会を増やすことにより、外国語教育の充実を図ります。

■学校図書館活用推進事業

- 全ての小・中学校に、学校図書館司書(司書資格を有する)又は学校図書館指導員を配置し、学校図書館の充実を図ることで、子供の豊かな心の育成に取り組みます。

■教育支援センター事業

- 学校・保護者・関係機関と連携するとともに、外部指導者による多様な体験活動を取り入れるなど、多くの人との関わりの中で不登校児童生徒の学校復帰を

支援します。

■ **スクールソーシャルワーカー配置事業**

- スクールソーシャルワーカーの配置を拡充することにより、生徒指導・教育相談体制を強化します。

■ **生活指導員推進事業**

- 特別な支援を要する児童生徒のために、生活指導員や介助員を増員し、特別支援教育の推進を図ります。

■ **小学校・中学校運営事業、小学校・中学校教材教具費**

- 大型ディスプレイの増設や校務支援システムの導入の検討、機器等の維持管理などを行います。

■ **幼稚園運営事業**

- 公立幼稚園の適正管理や効果的な幼児教育を実施するため、適切な人員配置や幼稚園の環境整備を行います。

■ **幼児教育推進事業**

- 市全体の幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育アドバイザーを中心に、職員の知識や技術の向上を目的とする研修会や園訪問等を行い、実践的な幼児教育の理解推進を図ります。

■ **学校安全体制整備推進事業**

- 安心安全サポーターやスクールガードリーダーの学校への計画的な巡回活動を推進し、学校の安全体制の強化に努めます。
- 「周南市通学路総合安全プログラム」に沿って、関係機関と連携し、児童生徒の安心安全に努めます。

■ **小学校空調設備整備事業**

- 整備済の鼓南及び八代小学校を除く 25 校の小学校普通教室に空調設備を整備します。

■ **小学校・中学校改修事業**

- 外壁やトイレの改修工事や屋根防水工事などの大規模な改修を行います。

■ **小学校・中学校施設管理事業**

- 安全点検や修繕要望調査に基づいた施設の改修や修繕などを行います。

■ **学校給食管理運営事業**

- 市内 6 か所の学校給食センターの適切な管理運営による長寿命化を推進し、安心安全でおいしい学校給食の安定提供に努めます。

■ **小中学校再編整備推進事業**

- 統合先学校との交流学习を通じて児童生徒の不安解消を図るとともに、休校となった学校施設の適正管理及び今後の利活用についての検討を進めます。

1-2 子供の健全育成

1. 基本方向(施策方針)

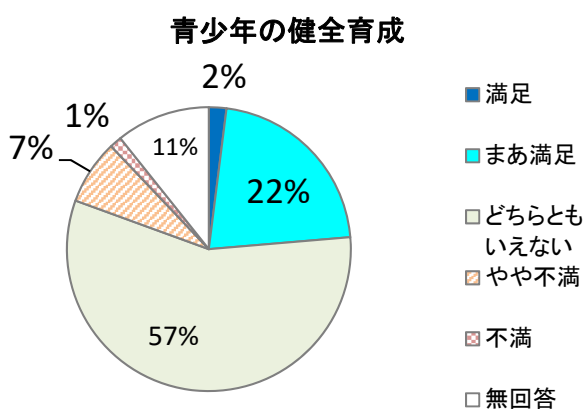
学校・家庭・地域が連携・協働し、子供を見守り育てる活動を進め、子供たちが社会の一員として自ら判断し、主体的に行動する人材として成長できる環境づくりに取り組みます。

2. これまでの主な取組・成果

(1) 実施した主要施策・事業等

- コミュニティ・スクールを核とし、学校・家庭・地域が連携・協働し、子供たちの学びや育ちを見守り支援する「やまぐち型地域連携教育」を推進するため、全14中学校区に、社会教育法に定める「地域学校協働活動推進員」を配置しました。
- 子供たちの安心・安全な居場所づくりの一環として、協働活動サポーターの協力により、放課後子供教室を開催しました。
- 国が示す「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と児童クラブとの連携を進めました。
- 家庭の教育力を向上させるため、多様な地域人材で構成された4つの家庭教育支援チームの活動を支援しました。
- 心身ともに健全な青少年を育成するため、大田原自然の家の魅力的なプログラムづくりや効果的な運営に努めました。

(2) 市民の意識



3. 現状と課題

- ライフスタイルの多様化や地域のつながりの希薄化など、子供たちを取り巻く環境が大きく変化するなかで、子供たちの『生きる力』を育むため、「やまぐち型地域連携教育」をさらに推し進め、学校・家庭・地域の連携・協働の効果を高めていくことが求められています。
- 「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、子供たちの安心・安全な居場所の提供や地域住民による学びの提供を目的とした放課後子供教室と、適切な遊びや生活の場を提供する児童クラブの連携強化に取り組む必要があります。
- 子供たちが『生きる力』を育む豊かな体験を得られるよう、自らが参加し体験できる学習機会の提供が必要です。
- インターネットや情報機器の急速な普及によって、青少年が犯罪に巻き込まれる事案が増えており、被害を防ぐとともに意識せず加害者とならないよう、正しい

使い方を理解するための対策が必要です。

4. 推進施策の展開

1. 学校・家庭・地域の連携強化

- 各中学校区において、コミュニティ・スクールを核として、学校・家庭・地域が連携・協働して子供たちを育むため、要となる地域学校協働活動推進員によるコーディネートが円滑に行えるよう、研修や情報共有の場を提供して活動を支援します。
- 放課後子供教室や家庭教育支援に携わる地域人材に対する研修などを行い、取組内容の充実を支援します。
- 全ての児童が放課後子供教室の学びのプログラムに参加できる環境をつくるため、放課後子供教室と児童クラブを同一の小中学校内等で実施するなど、両事業の一体的な推進を図ります。
- 地域で子供を育み、見守る活動を推進する周南市青少年育成市民会議を支援します。

2. 青少年の社会参加の促進

- 学校や地域団体と協力し、子供のボランティア・地域活動への参加や、子供の意見を反映する機会を提供します。

3. 青少年を取り巻く有害環境への対応

- 学校・警察・関係機関と連携し、非行の未然防止と環境浄化活動を推進します。
- 青少年がインターネットやスマートフォンを適切に利用するために必要な教育や、保護者等への啓発活動に取り組みます。

5. 主な指標

主な指標	現状値	目標値	指標の説明等
放課後子供教室と児童クラブの一体型教室数	2018年度	2024年度	
	15教室	18教室	
市イベント等への中学生・高校生ボランティア参加者数	2018年度	2024年度	年間延べ人数
	7,340人	11,000人	

6. 関連する個別計画

- 周南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱【計画期間：令和2～6年度】
- 第2期周南市子ども・子育て支援事業計画【計画期間：令和2～6年度】

参考：主要事業

■学校・家庭・地域の連携協力推進事業

- 地域において豊富な社会経験がある人材を活用し、「地域学校協働本部」「放課後子供教室」「家庭教育支援」など学校・家庭・地域の連携・協働によって子供たちを育む様々な活動を支援します。

■大田原自然の家管理運営事業

- 集団宿泊訓練や野外活動、自然体験活動等を通じて、心身ともに健全な青少年を育成します。

■成人式開催事業

- 新成人の門出を祝福・激励するとともに、大人として認められた権利と責任に対する自覚を促すことを目的に、若者自らが企画し実施する事業を支援します。

1-3 子育て環境の充実

1. 基本方向(施策方針)

すべての子どもと子育て家庭を地域や社会全体で支え、子育ての喜びを感じられるまちづくりを進めます。

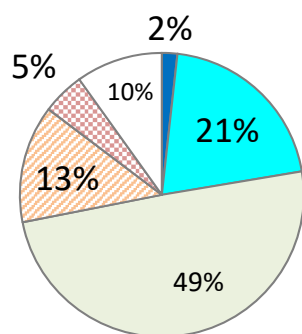
2. これまでの主な取組・成果

(1) 実施した主要施策・事業等

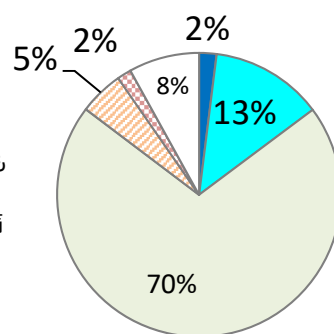
- 妊娠期から就学前までにおいて、健康診査・訪問指導・保健指導を実施し、新たに「産後ケア事業」や「産婦健康診査」に取り組みました。また、保健師等による「乳児家庭全戸訪問事業」は、毎年度99%以上の実施率で、継続的な養育支援につなげました。
- 子育て家庭に寄り添う支援や妊娠期からの児童虐待防止対策を進めるために、子育て家庭に関わる保健、医療、福祉、教育などの関係機関とのネットワークづくりを推進しました。
- 平成28(2016)年6月に「子育て世代包括支援センター」を設置し、令和元(2019)年7月には「こども家庭相談室」と一体となった「こども・子育て総合支援拠点」として、児童福祉と母子保健の連携による相談支援体制を強化しました。
- 医療費助成制度の対象を段階的に拡充し、中学生までの医療費を無料化しました。
- 将来的にも持続可能な保育所運営体制を構築するため、公立保育所の再編整備方針を示し、民営化の取組を進めました。

(2) 市民の意識

少子化対策や子育て支援の充実



母子・父子家庭等への福祉の充実



3. 現状と課題

- 核家族化、少子化、地域における人間関係の希薄、子どもを取り巻く環境の複雑化等により、子育ての孤立化や負担の増加が懸念されており、不安を持つ保護者が身近な場所で気軽に相談ができ、より一層包括的かつ継続的な支援につながるための取組が重要です。
- 全国的に児童虐待が後をたたず、支援機関の専門性の向上と連携の強化が求められています。また、児童虐待についての関心が高まり、社会全体で子どもを見守り支える気運の醸成が必要です。
- 妊娠・出産・育児期において、育児負担や子どもの発達への不安を抱える家庭が増加しているため、育てづらさを感じる保護者を早期に把握し、継続的な支援につなげる必要があります。

- 幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て関連3法」に基づき、地域の実情やニーズに応じた子育て支援施策を引き続き実施する必要があります。
- 近年の人口減少と少子化により、今後も就学前年齢人口(0歳児から5歳児までの人口)の減少が想定されることから、園児数が減少している小規模保育所については、適切な集団規模の確保や公立と私立の役割の明確化などを検討する必要があります。
- 令和元(2019)年10月から始まった幼児教育の無償化による保育ニーズに対応できるよう、保育の量の拡充と質の向上を図る必要があります。
- 公立保育所の多くは、昭和40年代から50年代にかけて建設されているため、施設の老朽化が懸念されています。
- 平成29(2017)年度に実施した「周南市子どもの生活に関する実態調査」結果から、27%の世帯が生活に何かしらの困難を抱えている状態であることが分かり、課題である「学習の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の4つを柱とした支援に取り組んでいく必要があります。
- 家族の概念が多様化する中、それぞれの価値観を大切にしながら、若年者が「結婚」「妊娠・出産」「子育て」について理解を深め、将来について考える機会を持つことが必要です。

4. 推進施策の展開

1. 子育て支援サービスの充実

- 親子の身近な交流の場である地域子育て支援拠点において、相談支援体制の強化を図ります。
- 「こども・子育て総合支援拠点」において、児童福祉と母子保健が連携し、子ども・子育てに関する総合相談、妊娠期から社会的自立までの切れ目ない継続的な支援を実施します。
- 深刻化している児童虐待の未然防止と早期対応を図るため、育児不安等を抱える保護者の養育支援を充実します。
- 児童虐待の未然防止のため、市民や関係機関を対象とした周知啓発や研修を実施します。
- 児童の健やかな成長、保護者の経済的負担の軽減のため、医療費助成制度の安定的な運営と、ひとり親家庭の経済的自立に向けた支援を継続します。

2. 母子保健の充実

- 妊娠・出産・育児期において、全ての子どもの健やかな育ちと保護者が安心して子育てするために、寄り添う支援や子どもの発達支援の充実、関係機関との連携体制の強化を図ります。
- 乳幼児健康診査は、発達状況の確認や疾病の早期発見はもちろん、保護者の子育て支援の機会としても重要な役割を担っています。育児負担や不安を抱える保護者のサインを受け止め、丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実を図ります。

3. 保育サービスの充実

- 「子ども・子育て関連3法」の趣旨や幼児教育の無償化による影響を踏まえ、保護者が必要とする幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充に努めます。
- 延長保育、障害児保育、休日保育、病児保育、一時預かりなど、保護者の様々

なニーズに対し、きめ細かな対応に努めます。

- 公立保育所の再編整備により、小規模保育所における適切な集団規模を確保するとともに、民営化を推進し、多様化する保育ニーズへ柔軟に対応することで、良好な幼児教育・保育環境の確保と保育所待機児童ゼロの維持に努めます。
- 保護者のニーズなどを踏まえ、児童クラブの安定的な運営を行います。

4. 子どもの明るい未来への支援

- 生まれ育った環境によって将来が左右されることなく、学び、チャレンジできるまちへの取組を強化します。
- 家庭・学校・地域、関係機関と連携して、地域における子どもや多世代の居場所づくりと地域の自発的活動意識の醸成を図ります。
- 子どもや家族を持つことの喜びや大切さについての理解を深め、結婚や子育てを前向きに捉えられるよう若年層への意識啓発を行います。

5. 主な指標

主な指標	現状値	目標値	指標の説明等
保育所待機児童数	2018年度	2024年度	※保育所の入所を希望し、かつ要件を満たしている児童で施設の定員超過等で入所できない状態にある児童数
	0人	0人	
この地域で、子育てをしたいと思う親の割合	2018年度	2024年度	すこやか親子21（第2次）の「子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」に関する指標
	96.7%	98.6%	

6. 関連する主な個別計画

- 周南市子ども・子育て支援事業計画【計画期間：令和2～6年度】
- 周南市保育所・幼稚園施設分類別計画（公立保育所・公立幼稚園再編整備二次計画）【計画期間：令和2～6年度】
- 周南市健康づくり計画～のびのびはつらつきいき周南21～【計画期間：令和2～11年度】

参考：主要事業

■ 地域子育て支援拠点事業

- 交流の場の提供、母子保健と連携した相談事業等、地域で子育てを支援するための拠点となる子育て支援センター等を運営します。

■ 子ども家庭総合支援拠点事業

- 「こども・子育て総合支援拠点」において、子ども・子育てに関する総合相談、妊娠期から社会的自立にいたるまでの包括的・継続的な支援を実施するとともに、関係機関との連携により児童虐待などの要保護児童の早期発見と適切な対応を図ります。

■ 乳幼児・こども医療費助成事業

- 中学校を卒業するまでの子どもの保健の向上、福祉の増進を図るため、医療費の自己負担分を助成します。

■ 母子父子家庭自立支援事業

- ひとり親家庭の母または父の経済的自立を図るため、主体的な能力開発と資格取得を支援します。
- 子育て世代包括支援センター事業(母子保健型)
 - 産前・産後の支援を強化するために、産後ケア事業や産前・産後サポート事業を実施します。
 - 継続的な支援を必要とする妊産婦等の支援方針等を協議し、支援プランを策定します。
- 母子保健指導事業
 - 保健師等の専門職が、妊娠届出時と出産後早期に全対象者に面接や家庭訪問を行い、産後うつや育児不安の早期把握と養育支援により、児童虐待の発生を予防します。
 - 発達支援事業として、発達相談会や発達支援学級を実施します。
 - 養育支援や発達支援、児童虐待防止対策を推進するために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関とのネットワークづくりをさらに充実します。
 - 母子保健推進員が家庭訪問により絵本を配付し、地域に密着した育児支援を実施します。
- 母子健康診査事業
 - 妊産婦健康診査や乳幼児健康診査を実施し、未受診者には、受診勧奨及び養育状況の把握等を行います。
- 児童クラブ事業
 - 授業終了後や長期休業期間中に保育が必要な小学生を対象とし、安心・安全に配慮しながら、計画的な児童クラブの運営を行います。
- 保育所運営事業
 - 市において保育の必要性を認定した就学前児童を対象に、保育を実施します。
- 保育所再編整備事業
 - 計画に基づく公立保育所の再編整備により、認定こども園化や施設の統合等による小規模保育園の適切な集団規模の確保に努めるとともに、民営化による事業者の保育所整備を積極的に支援します。
- 施設型給付事業
 - 施設型給付を受ける私立の保育所、認定こども園及び幼稚園に対して運営費を給付することで教育・保育の量の拡充と質の向上を図ります。
- 地域型保育給付事業
 - 地域型保育給付を受ける小規模保育施設、事業所内保育施設に対して運営費を給付することで保育の量の拡充と質の向上を図ります。
- 幼児教育推進事業
 - 市全体の幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育アドバイザーを中心に、職員の知識や技術の向上を目的とする研修会や園訪問等を行い、実践的な幼児教育の理解推進を図ります。
- 子どもの明るい未来サポート事業
 - 「周南市子どもの生活に関する実態調査」結果を踏まえ、「学習の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」に関する各施策を推進します。
 - 地域の人とのふれあいの中で、子どもたちが未来に希望をもって育つことができるよう、「多様な担い手、多様な場所、多様な形態」による「子どもの居場所づくり」を推進します。

2-1 生涯学習の推進

1. 基本方向(施策方針)

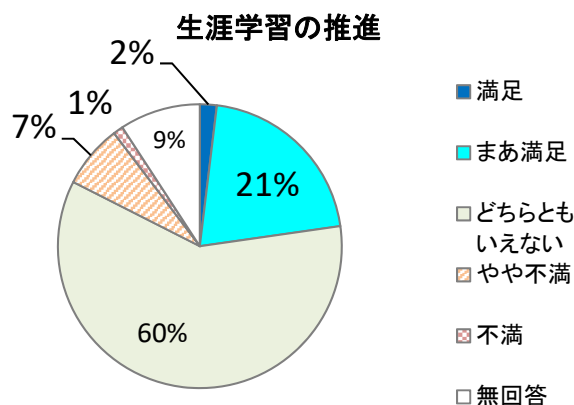
市民の自主的・継続的な学習活動を支援するとともに、学んだ成果を生かすことのできる生涯学習環境の整備・充実に取り組みます。

2. これまでの主な取組・成果

(1) 実施した主要施策・事業等

- 学び・交流プラザにおいて、市民センター等で開催する講座や学習情報を一元化して発信するほか、学習相談対応を行い、市民の生涯学習活動を支援しました。
- 「学びサポーター養成講座」を開催するなど、市民自らが生涯学習を支える人材となることを支援しました。
- 公民館施設及び設備を計画的に改修し、施設機能の維持向上に努めました。また、檜浜公民館を整備するとともに長穂及び遠石地区の施設整備に着手しました。
- 平成 30(2018)年度から、公民館を廃止して市長部局所管の市民センターとすることにより、生涯学習と地域づくり活動双方の拠点としました。
- 図書館では、市民の様々なニーズに対応するため、資料・情報の収集、インターネットによる蔵書予約や移動図書館などのサービスを展開しました。
- 学校・家庭・地域が連携して子供の読書環境を整備し、読書活動をより一層推進するために、令和元(2019)年度に、「第三次周南市子供読書活動推進計画」を策定しました。
- 平成 30(2018)年 2月に、新たなスタイルの図書館サービスを行う徳山駅前図書館を開館しました。

(2) 市民の意識



3. 現状と課題

- 人生 100 年時代、技術革新に伴う超スマート社会、人口減少といった時代の変化に伴い発生する現代的課題に適應する知識や能力を身につけるため、幅広い分野の学習機会を充実させることが求められています。
- 市民一人ひとりが、人生を豊かなものとするために、生涯学習活動を通じて自らの可能性を高め、身につけた知識や能力を発揮する機会を拡充させることが求められています。
- 図書館では、市民の読書活動・生涯学習活動の支援を行うとともに、地域の情報拠点としての役割を果たすため、より一層サービス向上に努める必要があります。

4. 推進施策の展開

1. 生涯学習推進体制の充実

- 市民の自主的・継続的な学習活動を支援するため、各施設における活動機会を提供します。
- 生涯学習と地域づくりの拠点である市民センター等のさらなる機能を高めるとともに、地域人材の育成に努めます。

2. 学習機会の充実

- 現代的課題に関することなど市内外の生涯学習情報を提供するため、学び・交流プラザを拠点としてさまざまな団体や機関とのネットワークを構築し、生涯学習情報の集約と、インターネットや情報紙を活用した情報発信を進めます。
- 市民一人ひとりの学ぶ意欲に応え、自ら生涯学習を支える人材となる機会の提供に取り組みます。
- 図書館では、子供の読書活動を推進するために、学校・家庭・地域等との連携を図りながら、児童図書コーナーの充実や幼児・児童を対象としたお話し会の開催等、子供が読書に親しむことができる環境整備を推進します。

3. 図書館サービスの充実

- 利用者の多様なニーズに対応した、資料・情報の充実を図ります。
- 歴史や文化などに関する地域資料の収集保存や情報提供に努めます。
- 誰もが利用しやすい読書環境の提供に向けて、市立図書館6館相互の連携を深めつつ、インターネットによる蔵書予約システムや移動図書館などのサービスを提供します。

5. 主な指標

主な指標	現状値	目標値	指標の説明等
学び・交流プラザの稼働率	2018年度	2024年度	
	55.6%	56.0%	
学び・交流プラザ及び市民センター等での生涯学習講座開催件数	2018年度	2024年度	
	217件	250件	
学びサポーター登録者数	2018年度	2024年度	年間延べ人数
	55人	100人	
市立図書館の個人利用者数	2018年度	2024年度	年間延べ人数
	318,890人	350,000人	
市立図書館の児童向け行事参加者数	2018年度	2024年度	
	2,709人	3,500人	

6. 関連する個別計画

- 周南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱【計画期間：令和2～6年度】
- 第三次周南市子供読書活動推進計画【計画期間：令和元年度～令和5年度】

参考：主要事業

- 学び・交流プラザ管理運営事業

- 生涯学習センター機能を有する学び・交流プラザを拠点として、市民の高度化・多様化した学習ニーズに対応するため、学習情報の集約・発信、学習相談を行います。
- 生涯学習推進事業
 - 市民センター等において、それぞれの地域を対象とした特色ある自主講座や学級を主催するなど、より多くの市民に対する学習機会を提供します。
- 図書館管理運営事業
 - 読書環境の整備と市民の文化水準向上を図るために、利用しやすい図書館の環境づくりを行います。
- 図書館資料購入事業
 - 利用者のニーズに対応した資料を収集します。

2-2 文化・芸術の振興

1. 基本方向(施策方針)

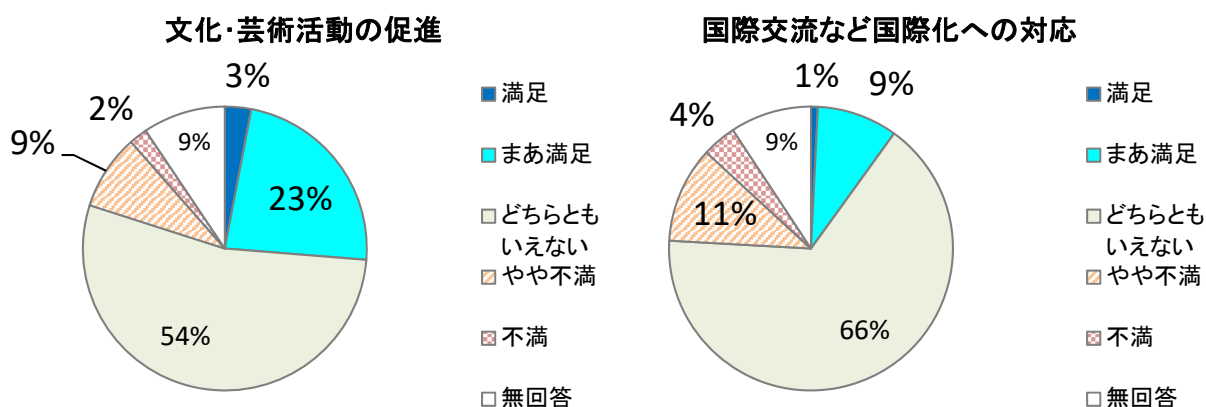
市民主体の文化・芸術活動の活性化や郷土の特色ある歴史・文化の伝承を図り、多様な文化を認め合う、豊かで彩りのある市民文化の育成に取り組みます。

2. これまでの主な取組・成果

(1) 実施した主要施策・事業等

- (公財)周南市文化振興財団と連携し、文化会館や美術博物館等において、各種コンサートや展覧会を開催したほか、全国発信事業「林忠彦賞」を支援しました。
- 市美術展の開催や市民の文化・芸術活動の支援を行いました。
- 文化会館や美術博物館等、文化・芸術の拠点となる施設の計画的な改修を行いました。
- 本市の歴史文化を伝える重要なものについて、文化財の指定や登録による保護を促進しました。
- 市内の伝統芸能保存団体と連携し、伝統芸能大会を5年ごとに開催しました。
- 国特別天然記念物「八代のツルおよびその渡来地」の保護と保全を図るとともに、鹿児島県出水市からの保護ツル移送に取り組みました。
- 回天記念館の運営を通じた平和の尊さの発信に取り組むとともに、回天と回天記念館について後世に伝えていくため、歴史や資料をまとめた冊子の作成や、全ての遺品や収蔵品等を閲覧できるデジタルミュージアムシステムを導入しました。
- 国際交流では、姉妹都市への青少年訪問団の派遣や受入、姉妹都市を紹介する絵画等の展示を行うなど、友好親善と相互理解を深めるとともに、国際化社会に対応できる人材の育成につながるよう努めました。
- 市内在住の外国人と日本人が、継続的に交流できる機会を提供するため、国際交流サロン事業を実施し、市内における多文化共生を推進しました。

(2) 市民の意識



3. 現状と課題

- 人生100年時代を迎え、生涯にわたって学ぶことは、生きがいをもった人生を送る上で大切な要素であり、文化・芸術・伝統にふれあう機会が必要です。
- 文化・芸術に対する価値観の多様化にともない、文化協会をはじめとする市民の主体的な文化・芸術活動への支援が求められています。
- 市内の多くの文化団体では、会員や参加者の高齢化が進んでいることから、文化・芸術活動の裾野を広げ、新たな担い手や若い世代を育成することが必要です。

- 本市出身の優れた芸術家とその作品の素晴らしさを顕彰し、全国に向けて発信し続けていくことが必要です。
- 文化会館や美術博物館等、文化・芸術活動の拠点となる施設では、ライフサイクルコストを踏まえた、計画的な施設や設備の改修を行うことが必要です。
- 市内には、平成31(2019)年3月現在、国5件・県16件・市69件の指定文化財などがあり、これらの文化財をはじめとするふるさとの歴史・文化・人物などを、次世代へ伝えていくことが必要です。
- 各地域に伝わる伝統芸能は、地域の高齢化等により継承が課題であるため、次世代への継承に資する取組が必要です。
- 八代地区のナベヅルの平成30(2018)年度の渡来数は、9羽となっており、引き続き増羽に向けた取組が必要です。
- 回天記念館デジタルミュージアムシステムを有効に活用する必要があります。
- 回天記念館に収蔵している遺品や遺書等を継続的に展示していくため、適切に保存していくことが必要です。
- 地域の国際化を推進する中で、お互いの文化を理解し、異文化コミュニケーションに優れた若い世代の育成を図るため、より身近な場所で外国人と日本人が交流することができる機会を継続的に提供する必要があります。
- 国際交流サロン事業では、これまで留学生が交流の中心でしたが、在住外国人が増加傾向にある中で、様々な在留資格を持つ外国人の参加を促し、交流の幅を広げていくことが求められています。
- より多くの市民が国際交流の機会に関心を持ち、参加しやすいよう取組を進めることで、市内の多文化共生の意識醸成を図る必要があります。
- 姉妹都市への青少年訪問団の参加者が、派遣の経験を生かし、交流の担い手として、意欲がさらに高まるように取り組む必要があります。

4. 推進施策の展開

1. 文化・芸術活動の促進

- (公財)文化振興財団等と連携し、拠点施設における、幅広い分野で質の高い舞台芸術や展覧会等の鑑賞機会の提供に努めます。
- 文化・芸術活動の発表機会や情報を提供するとともに、活動に対しての支援に努めます。
- 林忠彦賞の運営や展覧会等を通して、本市出身の優れた作家の業績を今後も全国的に発信していきます。
- 快適に利用できる文化・芸術活動の拠点施設の提供や利便性の向上に努めます。

2. 文化財等の保護と活用

- 市民の郷土への愛着と誇りを高めるため、特色ある歴史やゆかりある人物を後世へ伝えます。
- ナベヅル保護のため、関係団体と連携したツルの生息環境の保全に努めるとともに、保護ツルの移送等に取り組めます。

3. 平和学習等の推進

- 回天記念館デジタルミュージアムシステム等を活用して、平和学習の機会の充実を図るとともに、さらなる平和発信の手法を検討します。
- 回天に関する遺品や遺書等を展示し、次世代へ継承していくため、適切な保存に努めます。

4. 国際交流・多文化共生の推進

- 姉妹都市に関する情報発信や、青少年訪問団の派遣・受入事業を中心として、海外諸都市との交流を推進し、一層の交流を図ります。
- 姉妹都市交流事業の参加者に対する研修等の充実により、交流の担い手としての意欲を高め、人材育成の促進を図ります。
- 在住外国人と日本人が、気軽に参加できる交流の機会を継続的に提供するとともに、SNSを活用した情報発信により、様々な住民の参加を促し、交流の幅を一層広げることで、市内における多文化共生を推進します。

5. 主な指標

主な指標	現状値	目標値	指標の説明等
文化会館の年間使用率	2018年度	2024年度	ホール・会議室等の使用率
	73.5%	75%	
文化財指定登録件数	2018年度	2024年度	市内の国・県・市指定文化財及び国登録有形文化財件数
	106件	108件	
回天記念館の入館者数	2018年度	2024年度	年間延べ人数
	12,999人	14,000人	
国際交流事業参加者数	2018年度	2024年度	※姉妹都市派遣事業・国際交流サロン事業等参加者の延べ人数
	1,115人	1,200人	

6. 関連する主な個別計画

- 周南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱【計画期間：令和2～6年度】

参考：主要事業

■ 文化会館管理運営事業

- 文化会館を管理運営するとともに、質が高く多種多様な舞台芸術の鑑賞機会を提供します。

■ 市美術展開催事業

- 市民を対象とした応募型の美術展を開催し、創作意欲の促進と活動の発表の場を提供します。

■ 文化振興団体助成事業

- 文化活動を振興する団体を支援することで、市民の文化レベルの維持と向上を図ります。

■ 文化会館整備事業・美術博物館整備事業

- 文化会館や美術博物館について、長期的な視点で計画的な施設・設備の改修を行い、入館者が文化・芸術を安全で快適に鑑賞できる施設を提供します。

■ 鶴保護対策事業

- ツル渡来数増羽のため、渡来ツル生息環境の整備を進め、移送放鳥事業に取り組みます。

■ 回天記念館管理運営事業

- 遺品や資料・展示等により回天への理解を深め、平和についてあらためて考察でき、平和発信していく施設を運営していきます。

■ 姉妹都市交流事業

- 青少年訪問団の派遣等により、姉妹都市との相互理解や友好親善を深めます。
- 国際交流サロン等運営事業
- 国際交流を体験できる機会を継続的に提供し、多文化共生を推進します。

2-3 スポーツの振興

1. 基本方向(施策方針)

「する」「みる」「ささえる」といった様々な形で、生涯にわたりスポーツ活動に親しむことができるまちづくりを進めます。

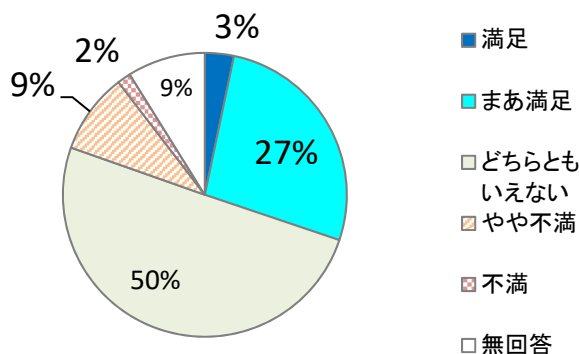
2. これまでの主な取組・成果

(1)実施した主要施策・事業等

- (公財)周南市体育協会と連携した大規模大会等の誘致により、トップレベルのスポーツを身近に感じることができる機会の提供やスポーツ交流人口の拡大による地域経済の活性化に取り組みました。
- スポーツを通して、市民誰もが生涯にわたっての健康づくり、体力の向上を図るため、スポーツ推進委員協議会等の関係団体と連携し、スポーツ機会の提供に努めました。
- 本市のスポーツを推進するうえで、指導的立場などの役割を担うスポーツ推進委員の育成、資質向上を図る取組を支援しました。
- 地域スポーツの振興や地域コミュニティの推進を図るため、各地区体育振興会の活動を支援しました。
- 安全で快適に利用できるよう、スポーツ施設の計画的な改修・修繕に取り組みました。
- 競技力の向上を推進するため、加盟団体を統括する(公財)周南市体育協会の活動を支援しました。

(2)市民の意識

スポーツやレクリエーションの振興



3. 現状と課題

- スポーツへの価値観が多様化し、従来の競技スポーツに加え、健康づくりや生きがいづくり、コミュニティの推進、交流人口の拡大や賑わいの創出など様々な視点からスポーツへの期待が高まっています。
- 子どもの運動習慣の二極化、中高年を中心とした健康志向の高まりなど、あらゆる年代でのスポーツ活動の重要性が高まっています。
- 市内31地区の体育振興会が地域のスポーツ活動の担い手として活動していますが、高齢化が進むなかで、活動が困難になっている地域も出てきています。
- 老朽化が進むスポーツ施設を安全で快適に利用するための計画的な改修等や、スポーツコンベンションに向けた周南緑地のスポーツ環境の充実が課題となっています。

4. 推進施策の展開

1. スポーツ活動の推進

- 市の関係部署や関係団体と連携し、スポーツ活動の機会の提供や実施に努め、市民のライフステージやライフスタイルに応じた多様なスポーツ活動を支援します。
- 障害者がスポーツに親しむ機会の提供や、障害者スポーツの指導者やボランティアの育成を支援するとともに、市民との交流機会の創出に努めます。
- 競技スポーツの向上においては、選手・指導者の育成が重要であることから、競技スポーツ団体を統括する(公財)周南市体育協会の取組を支援します。

2. スポーツ環境の充実

- 施設を適切に維持管理するために、バリアフリー、ライフサイクルコストに配慮した計画的な改修等に努めるとともに、陸上競技場の整備をはじめ、周南緑地のスポーツ環境の充実に取り組みます。
- 人口が減少していく中、スポーツ施設を維持していくために、維持管理コストを抑制する手法について検討します。
- 地域におけるスポーツ活動を円滑に推進するため、スポーツ推進委員協議会等と連携して、担い手の育成や支援に努めます。
- 誰もがスポーツに親しむことができるよう、身近な大会等や施設の情報提供に努め、スポーツへの参画を促進します。

3. スポーツ交流の推進

- 少子高齢化や人口減少などの環境の変化に対応できるよう、関係団体による地域間交流や地域の特色を生かしたスポーツ活動の取組を支援します。
- 市民が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションイベント等の実施により、スポーツを通じた地域の活性化に努めます。
- (公財)周南市体育協会等の関係団体等と連携し、本市の交通の利便性や充実したスポーツ施設等の優位性を生かした、大規模大会等の誘致をはじめ、トップレベルのスポーツを身近に感じることができる機会の提供や、スポーツコンベンションによる交流人口の拡大と賑わいの創出、地域経済の活性化に、引き続き取り組みます。

5. 主な指標

主な指標	現状値	目標値	指標の説明等
スポーツ施設利用者数	2018年度	2024年度	指定管理施設の利用者数
	698,426人	750,000人	

6. 関連する主な個別計画

- 周南市スポーツ推進計画【計画期間：平成27～令和6年度】
- 周南緑地基本計画【計画期間：平成25～令和14年度】

参考：主要事業

■ 体育協会関連事業

- (公財)周南市体育協会による全国大会等の誘致や競技スポーツの振興を支援します。

■ スポーツ大会開催事業

- 関係団体との連携により市民が気軽に参加できるスポーツ大会等を開催することにより、多様なスポーツ活動の機会を提供します。

■ 地区スポーツ振興事業

- 各地区の市民が日常的にスポーツに親しむための地区スポーツの振興を支援します。

■ 体育施設整備事業

- 気軽にスポーツを親しめる施設の適切な維持管理を図るとともに、スポーツコンベンション拠点施設については、計画的な整備等に努めながら、整備や維持管理・運営等の手法について検討を行います。

2-4 人権尊重社会の実現

1. 基本方向(施策方針)

「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」の実現を目指し、人権尊重の視点に立って、「じゆう(自由)」「びようどう(平等)」「いのち(生命)」をキーワードとして、総合的かつ効果的な人権教育・啓発を推進するとともに、新たな人権課題にも取り組みます。

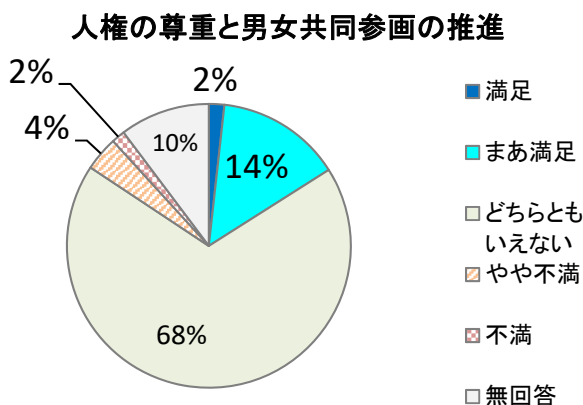
また、男女が対等な立場で社会のあらゆる分野に参画し、個性と能力を発揮できるように、男女共同参画を推進します。

2. これまでの主な取組・成果

(1) 実施した主要施策・事業等

- 平成24(2012)年4月に「周南市人権行政基本方針」を策定し、「山口県人権推進指針」の趣旨に沿った施策を実施しました。
- 学校においては、参観日等に合わせた人権講演会の開催などの取組を支援するとともに、毎年度5校程度の小学校において、学校・地域・周南人権擁護委員協議会と連携して「人権の花運動」を実施しました。
- 地域においては、市民に身近な市民センターなどで人権講演会を行うとともに、企業や職場の自主的な取組を支援しました。
- 市民が気軽に自主学習をできるように、総合支所・支所・市民センター・図書館などの公共施設42か所に「人権啓発コーナー」を設置し、学習資料の充実を図りました。
- 男女共同参画の推進のため、市民リーダーの育成や市民団体の自主的な活動を支援するとともに、地域講座や産官学民の連携による「男女共同参画セミナー」を開催しました。

(2) 市民の意識



3. 現状と課題

- 人権課題は、複雑・多様化しており、インターネット上の人権侵害への対策や性の多様性に関する理解などの新たな課題にも直面しており、今後も家庭・地域・企業職場・学校等における一層の人権教育・啓発の推進が求められます。
- 平成28(2016)年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害差別解消法)」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」の3つの差別解消を目指した法律が施行され、地方自治体におい

ても国の動向に合わせて、これらの差別解消に向けた啓発などを進めていく必要があります。

- 「山口県人権推進指針」や「周南市人権行政基本方針」に基づき、法務局をはじめとした関係機関と連携するとともに、市民の人権意識の高揚を図るため、自主的な人権学習への支援を行う必要があります。
- 人権講座や研修会の参加者が固定化・高齢化する傾向がみられ、指導者の養成や研修プログラムの充実が求められます。
- 男女共同参画の推進にあたり、阻害要因の一つとなっている「固定的性別役割分担意識」は依然として残っており、ワーク・ライフ・バランスの推進や配偶者等からの暴力(DV)の防止などの課題に向けた取組が必要です。
- 平成27(2015)年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が施行され、地方自治体においても女性の活躍推進に関する取組を進めていく必要があります。

4. 推進施策の展開

1. 人権教育・人権啓発の推進

- 「じゆう(自由)」「びようどう(平等)」「いのち(生命)」をキーワードとした「山口県人権推進指針」や「周南市人権行政基本方針」の趣旨に沿った総合的な施策の推進を図ります。
- 学校においては、児童生徒一人ひとりの人権を尊重するとともに、人権教育の視点を踏まえた指導の充実を図ります。
- 地域社会においては、課題、住民の学習ニーズを踏まえ、市民の身近な施設で様々な世代に学習機会を提供するとともに、自主的な取組の推進を担うリーダーの養成とその資質の向上を図ります。
- 企業や職場においては、講師の派遣や学習教材の提供により自主的な取組を支援します。
- 市民の自主的な人権学習への取組に対して、学習資料や情報提供を行うなどの支援を行います。

2. 男女共同参画の推進

- 男女が社会の対等なパートナーとしてあらゆる分野に共に参画し、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画の推進のため、あらゆる層に向けた啓発活動を図ります。

5. 主な指標

主な指標	現状値	目標値	指標の説明等
人権講演会等の参加者数	2018年度	2024年度	※人権の意識づくりを目的とした講演会、講座、セミナー等への参加者年間延べ人数
	8,647人	9,000人	
男女共同参画地域講座等の参加者数	2018年度	2024年度	※男女共同参画の意識づくりを目的とした地域講座等への参加者年間延べ人数
	1,167人	1,900人	

6. 関連する主な個別計画

- 山口県人権推進指針【計画期間：平成13年度～（平成23年度改定）】

- 周南市人権行政基本方針【計画期間：平成24年度～】
- 第2次周南市男女共同参画基本計画(すまいるプラン周南)【計画期間：平成27～令和6年度】

参考：主要事業

■人権教育推進事業

- 「周南市人権教育推進協議会」「地域人権教育連絡協議会」「企業職場人権教育連絡協議会」「学校人権教育連絡協議会」などの組織との連携による総合的な人権教育の推進を図ります。
- 保護者や地域の人々と連携した多様な学習機会を提供し、学校、家庭、地域が一体となった取組を推進します。
- 地域社会の実情や課題を踏まえ、身近な施設で様々な世代の住民ニーズに対応した学習機会を提供するとともに、自主的な取組の推進を担うリーダーの養成を図ります。
- 市民センターなどで「人権教育講座(ハートフル人権セミナー)」を開催し、人権意識の向上を図ります。
- 周陽中学校区において、学校、家庭、地域が一体となった人権教育の総合的な取組を行うための研究を実施します。

■人権啓発事業

- 市民が身近な場所で学習できるよう、人権講演会を市内各地で開催します。
- 人権啓発コーナーや人権講演会などで、「山口県人権推進指針」や「周南市人権行政基本方針」、人権啓発冊子等の学習資料を提供します。
- 人権擁護委員等の関係機関と連携して啓発活動を推進するとともに、市広報紙や市ホームページ等も活用し、幅広い人権啓発を行います。

■男女共同参画推進事業

- 地域講座や啓発セミナー等を開催して、男女共同参画に向けた意識づくりを図ります。
- 市民リーダーである男女共同参画推進員の自主的な活動を支援するとともに、市民が制作する男女共同参画情報誌「じょいんと」、市広報紙や市ホームページ等による啓発を行います。
- 女性の活躍推進や配偶者等からの暴力(DV)の防止に向けた意識啓発を推進します。

3-1 地域コミュニティの活性化

1. 基本方向(施策方針)

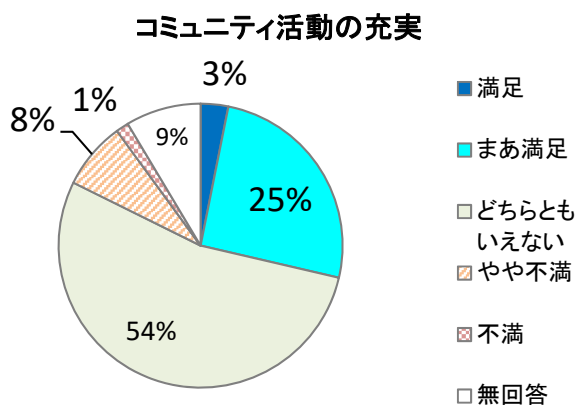
住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けられる地域の実現を目指し、地域の特性に応じて地域の課題解決や魅力を高める活動が持続・発展的に展開できる活力あるコミュニティづくりを推進します。

2. これまでの主な取組・成果

(1) 実施した主要施策・事業等

- 中山間地域で進めてきた「地域の夢プラン」の取組が、今宿地区や鼓南地区など、都市部や都市周辺部においても展開されるとともに、コーディネーター役を担う職員等のスキルの向上を図り、地域づくりを支援する体制を強化しました。
- 周南市自治会連合会の運営支援や自治会集会所等の整備・補修に要する経費の助成を行うとともに、(一社)山口県宅建協会周南支部と周南市自治会連合会との三者で、自治会加入促進に努めました。
- 地域の特性に応じた主体的かつ総合的な地域づくりを促進するため、平成30(2018)年度に、「公民館」をこれまでの生涯学習の機能に加え、地域課題を解決する活動拠点となる「市民センター」に移行しました。
- 大道理地区では、市民センターを地域住民で組織する団体が指定管理者として管理・運営することにより、「地域の夢プラン」の実践活動の活性化に繋がっています。
- 須金地区では、買い物や医療など一定の生活機能を有する須々万地区への新たな生活交通の仕組みを構築するなど、身近な暮らしの維持・確保が図られました。
- 中山間地域では地域住民が移住希望者と地域との橋渡し役となる「里の案内人」を設置する地区が増加するなど移住者の受入に取り組む地域が増えました。
- 中山間地域において空き家改修や起業の支援制度等を創設するとともに、新規就農支援事業との連携を図り、地域の担い手の確保や空き家の解消を図りました。
- 空き家の掘起しの推進や空き家情報バンクの充実を図るとともに、大都市圏での移住フェア等において地域の魅力をPRすることにより、移住相談件数が増加しました。

(2) 市民の意識



3. 現状と課題

- 持続可能な地域社会に向けて、各地区で展開されるコミュニティ活動が、イベントや環境整備、伝統文化の継承などに留まらず、多様化・複雑化する地域課題や住民ニーズに対応した取組へと発展・継続していくことが求められています。
- 各地区のコミュニティ組織は、都市部・都市周辺部・中山間地域など、それぞれ異なる特色や課題を有しており、その実情に応じた地域づくりが求められています。
- 買い物や通院、通学などの日常生活を維持していくためには、生活交通の導入等により、地域の生活を守る身近な交通手段を確保することが重要です。
- 地域活動においては、リーダーへの負担の増大や担い手の不足が問題となっており、団体のマネジメント力の強化や、新たな人材の育成が求められています。
- 「地域の夢プラン」の策定により、身近な暮らしを守る活動や地域の活性化に向けた取組が進む一方で、住民の力だけでは課題解決が困難な地域が現れています。
- 中山間地域では、集落の共同作業の継続が難しくなっており、集落を超えた広域的な範囲で支え合う組織づくりや、新たな担い手を確保していく必要があります。
- 「共助」の精神をもとに、様々な活動を行う自治会組織は、加入率の低下や高齢化に伴う担い手不足等の問題を抱えており、活動の持続・発展に向けた支援が必要です。
- 建設後30年以上を経過した市民センターが多く、計画的な改修・整備が必要です。
- 地域づくりの支援にあたっては、市民センター職員のスキルの向上や、関係課等の連携を一層強化する必要があります。
- 地域づくりの持続・発展を目指し、市民センターの指定管理を希望する地域が生まれており、その体制づくりを支援する必要があります。
- 中山間地域においては、移住者の受入れを通じて活力が生まれている地域もあり、今後も、地域ぐるみで移住者を受け入れる一層の取組が必要となっています。
- 移住者の受入れが進む地域では、賃貸や売買が可能な空き家の数が減少しており、住居の確保が課題となっています。
- 地方への移住に関心が高まる一方、東京圏への人口の一極集中は引き続き進んでおり、若い世代の移住には、働く場所の確保が求められます。

4. 推進施策の展開

1. 地域の夢プランの推進

- 住民主体の地域づくりの機運醸成を図るとともに、地域の夢プランの策定や、その実践活動に取り組む地域をきめ細かく支援します。
- 「地域の夢プラン」の実践活動の促進に向けて、取組を進める地域が、それぞれ抱える課題の共有や解決策等について検討を行う場を設けるなど、地域間のネットワークを強化します。
- 中山間地域においては、「地域の夢プラン」の実現に向けたコミュニティビジネス等の地域の自立を目指す取組を、外部人材や国・県等の助成制度を活用して、ソフト・ハードの両面から支援します。
- 中山間地域においては、経営視点を取り入れて身近な生活サービスの維持や、地域資源を活用して収入を確保する取組等を行う「小さな拠点づくり」を推進するとともに、その取組を持続的に実践する「地域経営」の体制づくりを支援します。

2. 地域づくりの担い手の確保

- 「地域の夢プラン」の取組を支援するプロセスの中で、新たな地域の担い手とな

る人材の発掘やリーダー的な人材の育成を図ります。

- 中山間地域において、出身地などの愛着のある地域に多様な形で関わる「関係人口」を新たな担い手として活かす仕組みづくりを推進します。
- (公財)周南市ふるさと振興財団と連携し、地域コミュニティ組織の相互交流や、若者の地域づくり活動への参画を促進します。

3. 自治会活動の支援

- 自治会の活動拠点である集会所等の整備に対する支援や、周南市自治会連合会や(一社)山口県宅建協会周南支部と連携して自治会への加入促進に取り組みます。

4. 地域づくり推進体制の強化

- 地域づくり活動のコーディネート役を担う市民センター職員の育成や、地域づくりに関連する部署や(公財)周南市ふるさと振興財団との連携を図ります。
- 地域づくり活動の拠点である市民センター等について、計画的な整備や適切な維持・管理を行うとともに、より柔軟で幅広い活動が展開できるよう、地域自らが管理・運営するための体制づくりを支援します。

5. UJIターンの促進

- 中山間地域において「里の案内人」への活動支援により地域ぐるみで移住者の受入を推進するとともに、空き家の改修費用の助成や、空き家借上げによる住宅の整備など、空き家を活用して移住者の住居を確保します。
- 空き家情報や地域の魅力を、ホームページや移住フェアなどを活用して効果的に情報を発信します。
- 地域おこし協力隊制度や就業・起業支援制度等を活用するとともに、サテライトオフィスの誘致等に取り組むことにより若い世代の移住を促進します。

5. 主な指標

主な指標	現状値	目標値	指標の説明等
「地域の夢プラン」の策定数	2018年度	2024年度	策定済みの団体の2010年度からの累計数
	14地区	20地区	
小さな拠点づくりに取り組む地区数	2018年度	2024年度	取組に着手または実践する地区の累計数
	1地区	3地区	
中山間地域への移住世帯数	2018年度	2024年度	市の支援制度を活用して移住した世帯の2010年度からの累計数
	46世帯	86世帯	

6. 関連する主な個別計画

- 地域づくり推進計画【計画期間：令和2～6年度】
- 過疎地域自立促進計画【計画期間：平成28～令和2年度】
- 離島振興計画【計画期間：平成25～令和4年度】

参考：主要事業

■ 地域づくり支援事業

- 地域の夢プランの策定やその実践活動に対し、職員によるコーディネートや、補助金の交付・アドバイザーの派遣などにより支援します。
- 地域づくりの支援に必要な職員の育成やスキルアップを図ります。

■ コミュニティ推進事業

- コミュニティ組織が自主的・主体的に進める特色ある地域づくりを支援します。
- **自治会集会所建設費助成事業**
 - 各自治会が主体となって行う集会所等の整備・補修に要する経費を助成します。
- **市民センター整備事業**
 - 市民センターの施設・設備の改修・整備を計画的に進めます。
- **中山間地域戦略プロジェクト事業**
 - 暮らしを支える仕組みづくりや安心して暮らし続けられる生活圏づくりに向けた地域の自主的・主体的な取組を支援します。
- **U J I ターン促進事業**
 - 大都市圏での移住フェアやW e b等を有効活用して本市の魅力を発信するとともに、移住に不可欠な住居の確保、起業等の支援、相談体制の強化を図ります。

3-2 市民活動の促進

1. 基本方向(施策方針)

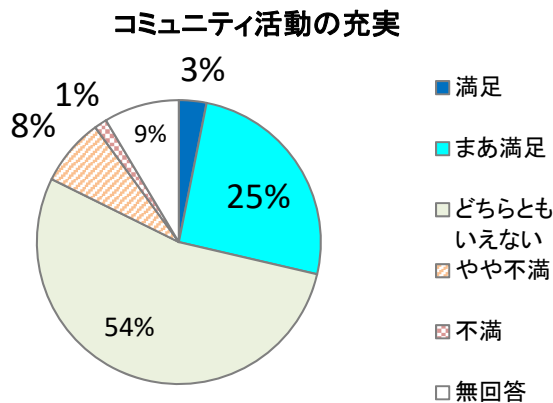
市民活動団体の主体性を尊重しながら、多様な市民活動が促進される環境の整備を図ります。

2. これまでの主な取組・成果

(1) 実施した主要施策・事業等

- 市民活動の支援拠点となる「市民活動支援センター」を徳山駅前賑わい交流施設内に設置し、その業務の一部は(公財)ふるさと振興財団に委託し運営を行うなど、体制の強化を図りました。
- 市民活動団体が連携して継続的に取り組む「共創プロジェクト事業」を通じて、地域課題の解決や地域所得の向上など新たな価値の創出が図られました。
- 市民活動の活動資源である情報・資金・人材・活動場所等に関する情報提供や相談対応等を実施し、市民の自主的・主体的な活動を支援しました。

(2) 市民の意識



3. 現状と課題

- 多様化・複雑化する市民ニーズや地域的・社会的課題に行政だけで対応していくことが困難になっており、課題解決に向けて協働して取り組むパートナーとして、また、新しい公共の担い手としてNPO法人をはじめとした市民活動団体等への期待が高まっています。
- 新たな市民活動団体が生まれる一方で、会員の高齢化や後継者不足・資金不足などにより、活動の継続が困難となっている団体も見受けられ、その対策が求められています。
- 市民活動団体のニーズが団体運営や資金獲得、経理・税務、法人申請等、専門的かつ多岐にわたっており、支援にあたっては、そのノウハウの蓄積と専門性が必要となっています。

4. 推進施策の展開

1. 新たな市民活動の創出

- 市民活動の持続・発展や地域課題の解決に向けてコミュニティビジネスや新しい公共を担う取組などにチャレンジしやすい環境を整備します。

2. 市民活動の支援の充実

- 市民活動の意義や市民活動団体の活動内容等を情報発信し、多くの市民や企業

等の市民活動への関心を高めます。

- NPO法人に対する相談体制等の強化や、市民活動団体の資金調達や法人化の支援など多様化・高度化する地域づくりの支援ニーズに対応できる体制を構築します。
- 市民活動の活動資源となる資金や人材、活動場所等に関する情報を収集し、インターネット等の広報媒体を通して情報提供に努めます。

5. 主な指標

主な指標	現状値	目標値	指標の説明等
コミュニティビジネス等の創出件数	2018年度	2024年度	市民活動支援センターの支援を受けて、地域課題の解決等に取り組まれた事業の累計数
	-件	15件	

6. 関連する主な個別計画

- 地域づくり推進計画【計画期間：令和2～6年度】

参考：主要事業

■ 市民活動推進事業

- 市民活動の支援拠点として市民活動支援センターを設置し、情報の収集や提供、相談対応などを行い、市民の自主的・主体的な活動を支援します。

4-1 災害に強いまちづくりの促進

1. 基本方向(施策方針)

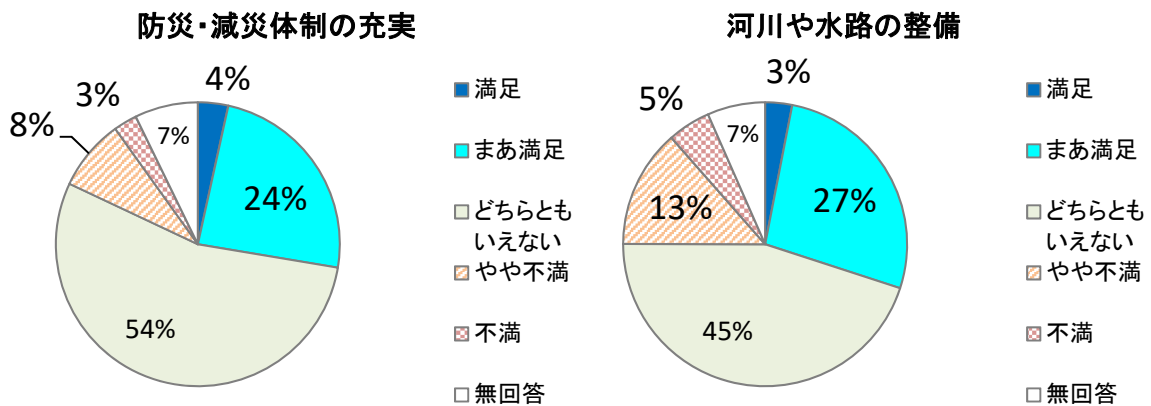
自助の防災意識啓発、共助の自主防災組織育成を図るとともに、災害時の迅速な対応や災害への備えなどの総合的な防災対策を推進し、災害に強いまちづくりを進めます。

2. これまでの主な取組・成果

(1) 実施した主要施策・事業等

- 防災アドバイザー制度、しゅうなん出前トーク、自主防災組織ネットワーク等を通じ、市民の防災意識啓発や自主防災組織の組織化を図り、平成 27 年度末で市内全地区、35 組織(組織率：100%)となりました。
- 自主防災組織育成研修や防災シンポジウムの開催等、自主防災組織の主体的な活動を支援し、地域防災力の強化を図りました。
- 災害時の避難行動要支援者に対応するため、避難行動要支援者名簿を作成し、消防や警察等の関係機関や地域で支援に取り組む自主防災組織等の関係団体に配付しました。また、避難行動要支援者を対象に家具転倒防止器具の無償設置を行う避難行動支援事業を実施しました。
- 保存水や保存米・パック毛布・避難所間仕切りや簡易トイレ等の備蓄品の整備を進めました。
- ハザードマップの活用を高めるため市民へ啓発を行うとともに、WEB版ハザードマップを作成しました。
- 公助としての災害対応機能として、多様な防災情報の収集伝達手段を確保するため、防災情報収集伝達システムを整備しました。
- 準用河川隅田川の浸水等被害の防止・軽減を図るため、下流の二級河川西光寺川の県事業と連携して改修を進めています。
- 流下機能の低下や浸水等被害が発生している準用河川において、雨水・浸水対策としての河川機能の強化を図るため、局部的な河川改良を実施しています。
- 平成 28(2016)年度に福川漁港区域内の護岸改修などの高潮対策事業が完了し、引き続き漁港区域内の海岸保全施設の老朽化調査などを行っています。

(2) 市民の意識



3. 現状と課題

- 想定される南海トラフ巨大地震や局地的集中豪雨・台風の大型化など、市民の防災に対する関心が高まる中、自助の考え方を基本とした防災意識の啓発や共助の

要である自主防災組織の育成・推進が重要な課題となっています。

- 平成 30(2018)年 7 月豪雨では、気象庁や関係機関の防災気象情報や行政からの避難勧告等の情報が必ずしも住民の避難行動につながらなかったことが課題となっており、市民の適切な避難行動につなげるための体制づくりと防災意識の向上に取り組む必要があります。
- 大規模災害発生等の非常時に備えて、保存水や保存米・毛布・避難所の間仕切りや更衣室等の備蓄品整備を進めており、今後も年次的に整備する必要があります。
- 防災情報収集伝達システムを最大限活用し、市民への迅速かつ正確な防災情報の収集伝達を行うため、自助・共助・公助によるそれぞれの役割を補完する体制を構築する必要があります。
- 多発する局地的豪雨により、市内各地で浸水等の被害が増加していることから、河川流域住民の安心・安全の確保のため、河川改良の早期実施が求められています。
- 海岸保全施設の老朽化が進行していることから、予防保全型の維持管理により、防護機能を確保し災害に備えるとともに、維持管理費用の低減に取り組む必要があります。

4. 推進施策の展開

1. 地域防災力の強化

- 防災アドバイザー制度や出前トーク・研修会などで、市民の防災に関する意識啓発を図ります。
- 県や関係機関と連携して、市民の適切な避難行動が自発的に行われるための体制づくりを推進し、災害時の「逃げ遅れゼロ」の実現を目指します。
- 地域防災の要となる自主防災組織の主体的な活動を支援し、組織間のネットワークのさらなる強化を目指します。
- 関係機関・関係団体等と連携し、災害時の避難行動要支援者に対応する支援体制の充実に努めます。

2. 防災対策の充実

- 様々な災害に対応するため、市役所本庁舎を災害拠点とした災害対策体制について充実強化するとともに、防災情報収集伝達システムを最大限活用し、市民の適切な避難行動につなげます。
- 最大降雨・高潮に対応した浸水想定に基づくハザードマップを作成し、危険箇所等の周知を行い災害による被害の軽減を図ります。
- 大規模災害発生などの非常時に備えて、保存水や保存米・毛布等の計画的な備蓄を進めます。

3. 河川等の整備・保全の促進

- 浸水等の被害を未然に防ぐため、雨水管渠等の整備などと整合を図りながら、計画的で効果的な河川等の整備と維持管理に努めます。
- 地域の防災・減災に向けて、関係部署や県と連携・連帯して、早期の事業効果発現に努めます。

4. 津波・高潮対策の推進

- 津波や高潮に対する背後地防護機能を確保するため、海岸保全施設の整備を進めます。

5. 主な指標

主な指標	現状値	目標値	指標の説明等
避難行動支援事業に取組む自主防災組織	2018年度	2024年度	2028年までに全自主防災組織に対して避難行動要支援者名簿を提供する。 各年度2組織以上目標とする。
	9組織	22組織	

6. 関連する主な個別計画

- 周南市地域防災計画【平成16年度～】
- 周南市業務継続計画【平成28年度～】
- 周南市災害時受援計画【平成29年度～】

参考：主要事業

- 自主防災組織育成事業
 - 自主防災組織活動の活性化や自主防災組織活動支援補助金の交付などを実施します。
- 防災アドバイザー派遣事業
 - 防災意識の向上を図るため、市が委嘱した防災に関する経験や知識を有する防災アドバイザーを派遣します。
- 避難行動支援事業
 - 災害時の避難行動要支援者への物的支援や、支援する自主防災組織との連携強化を図ります。
 - 市民の適切な避難行動につなげるため、県と連携して災害時避難行動促進事業に取り組み、地域の防災意識の底上げを図ります。
- ハザードマップ整備事業
 - 洪水ハザードマップを改訂し、防災意識の向上を図ります。
- 防災ラジオ普及事業
 - 災害発生時等に自動で起動し、災害情報などの緊急放送を受信できる防災ラジオの普及を図ります。
- 防災資機材整備事業
 - 非常用資機材や備蓄品の計画的な整備を行います。
- 河川改修事業
 - 隅田川など、浸水被害防止を図るための治水対策を行います。
- 海岸保全施設整備事業
 - 護岸、胸壁等の海岸保全施設の改良、老朽化対策などを実施します。

4-2 消防・救急体制の充実

1. 基本方向(施策方針)

市民の生命や財産を災害から守り、誰もが安心して暮らせるまちを目指し、消防体制の充実強化を図ります。

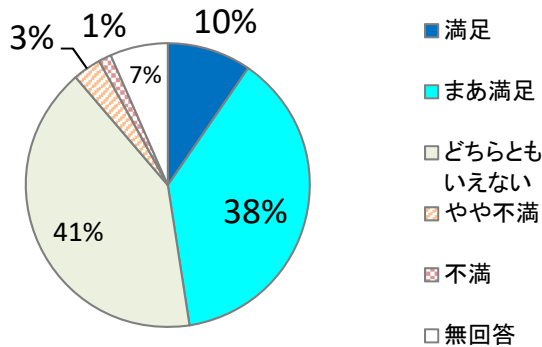
2. これまでの主な取組・成果

(1) 実施した主要施策・事業等

- 西消防署の更新整備に向けて取組を進めています。また、消防団機庫については、集約及び拠点化を進め機能の強化充実を図りました。
- 消防車両(大型化学高所放水車・高規格救急自動車・救助工作車)及び救急救助資機材の更新整備を図り機能強化を行いました。
- 消防デジタル携帯無線機を消防団へ配備し災害即応と連携強化を図るとともに消防訓練及び教育・研修を通して消防団の災害対応能力の向上に取り組みました。
- 救急救命士の処置拡大資格認定者の養成に取り組み、救急業務高度化を図るとともに救急活動の検証会を行い医師の評価と指導教育を受け知識・技術の維持向上に取り組みました。
- 地域ごとに住宅用火災警報器の設置状況調査及び住宅防火診断を実施するとともにコンビナート等の危険物施設への立入検査を実施し、火災予防に取り組みました。

(2) 市民の意識

消防・救急体制の整備



3. 現状と課題

- 頻発する自然災害、そして今後発生が懸念される地震に備えて消防力の強化充実が重要となっています。また、高齢化社会を背景に救急出動が増加しており、受入医療機関が集中することなどが課題となっています。
- 地域防災力の要である消防団員の確保が課題となっています。
- 救急業務の質を維持するため教育研修体制が課題となっており、指導救命士を中心とした指導・教育体制の構築が必要です。
- 住宅用火災警報器の義務設置から10年が経過し、取替など維持管理について市民への周知が必要です。
- 街区大規模火災を教訓に「小規模飲食店」への消火器設置について指導が必要です。
- 熊毛地区の消防体制のあり方については、引き続き研究する必要があります。

4. 推進施策の展開

1. 消防力の充実

- 大規模災害に備え消防力の三要素(人員・施設、水利)について一体的な整備充実を図ります。
- 施設のうち消防庁舎は、耐震性能や老朽化を考慮し更新整備を進めます。また、消防団機庫については、機動力と併せて機能強化を推進するため、集約及び拠点化を図ります。
- 消防緊急通信指令システムの安定稼働及び多重無線の更新整備を推進します。
- 消防職員研修計画等に基づき、最新の技術・知識を習得することにより、消防活動の質の向上に努めます。
- 消防水利は地域の実情に応じて、現状の消火栓や防火水槽の改修保全を行うとともに、自然水利も含め水利事情を調査し整備を行います。
- 消防団本部と協働して消防団員の確保に努めるとともに消防団員の災害対応力を高めるための教育・研修を充実します。
- 熊毛地区の消防体制について最善の方向性を研究します。

2. 救急救助業務の充実

- 大規模化する災害、そして増加する救急に対応するため必要な資機材整備を行うとともに隊員の教育訓練を推進します。
- 周南地域メディカルコントロール協議会を中心に医療機関と連携し円滑な救急業務を推進します。
- 救急業務高度化を推進するため、指導救命士を中心とした救急隊員の教育指導及び救急活動検証体制の構築を推進します。
- 市民が行う応急手当の普及啓発を推進し「救命の連鎖」の醸成に努めます。

3. 予防体制の強化

- 住宅用火災警報器の設置及び維持管理について周知に努めます。
- 小規模飲食店に義務付けられた消火器設置について指導に努めます。
- 幼年・少年消防クラブや婦人防火クラブの活動を支援し、防火意識の醸成に努めます。
- 多数の人が集まる建物や危険物を取扱う施設等の立入検査を実施し、消防用設備等法令違反については是正指導を推進します。
- コンビナート事業所をはじめ危険物施設について適切な指導を行い事業者と連携を図り、災害防止の取組を推進します。

5. 主な指標

主な指標	現状値	目標値	指標の説明等
指導救命士の配置率	2018年度	2024年度	2015年度から山口県の認定制度開始。主管課及び各署所に配置(8箇所)
	62%	100%	
住宅用火災警報器の設置率 ※市内の住宅用火災警報器の設置割合	2018年度	2024年度	2018年6月1日時点の公表値(条例適合率)
	85%	100%	

6. 関連する主な個別計画

参考：主要事業

■ 西消防署整備事業

- 令和2(2020)年度中の運用開始を目途に老朽化した西消防署を建替え、市域西部地区の消防拠点施設を整備します。

■ 消防施設整備事業

- 東消防署の整備計画をはじめ、消防団機庫の集約及び拠点化を推進し、地域における消防力の充実強化を図ります。

■ 消防機械器具強化充実事業・消防団機械器具強化充実事業

- 消防署所及び消防団の消防車両や資機材等の更新整備を行います。

■ 消防水利施設管理事業

- 消火栓の設置、布設替え及び防火水槽の更新整備を行います。

■ 救急救助業務高度化推進事業

- 救急救命士の養成及び気管挿管認定救命士、指導救命士の育成を行い救急業務の高度化を推進します。
- 高規格救急自動車や救助工作車・高度救助用資機材などを更新整備します。

■ 通信指令強化事業

- 消防多重無線装置及び消防緊急通信指令システムの更新整備を行います。

4-3 市民生活の安全性の向上

1. 基本方向(施策方針)

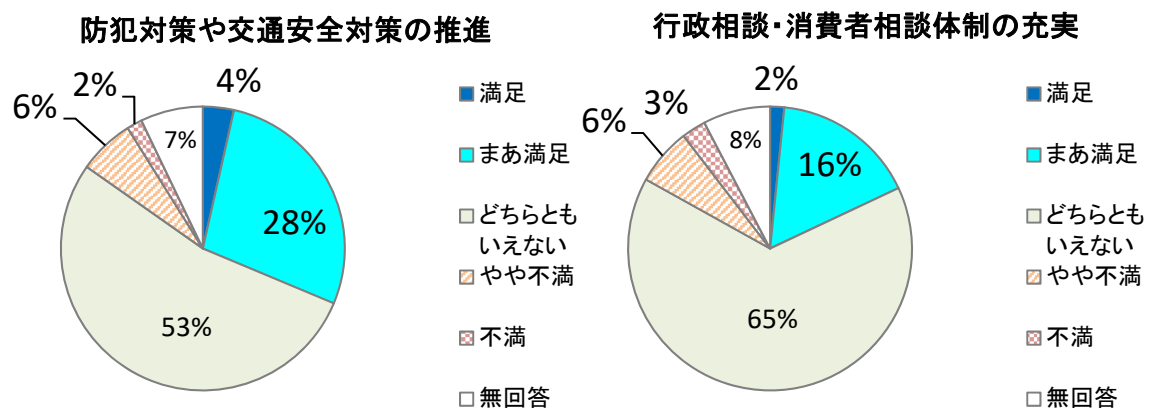
犯罪や交通事故の防止、消費生活の安定と向上を図るとともに、野犬による被害をなくすなど、安心して生活できるまちづくりを進めます。

2. これまでの主な取組・成果

(1) 実施した主要施策・事業等

- 防犯灯の整備・設置の促進と環境に配慮したLED防犯灯の設置を推進するため、自治会等に対し補助金を交付しました。
- 市内で発生した年間刑法犯認知件数は、平成25(2013)年からの5年間で36%減少しました。
- 「周南市交通事故0の日」である毎月1日、11日、21日の街頭立哨や広報活動、また幼児から高齢者までを対象とした交通安全教室の開催等により、意識啓発を図ることで、人身交通事故件数が平成25(2013)年からの5年間で39%減少しました。
- 高齢者や障害者等の消費者トラブルに速やかに対応するため、平成29(2017)年8月に「周南市消費者見守りネットワーク協議会」を設立しました。
- 消費生活センターの機能強化を図り、しゅうなん出前トークを初めとした多様な啓発活動を実施しました。
- 野犬による被害をなくすため、山口県が行う捕獲への協力、むやみなえさやり禁止の指導を行うとともに、飼い犬の子犬譲渡会(ワンワン銀行)や不妊去勢手術費の一部助成などに取り組みました。

(2) 市民の意識



3. 現状と課題

- 市内の刑法犯罪認知件数は減少する一方、サイバー犯罪や高齢者を狙ったうそ電話詐欺等、悪質・巧妙化する犯罪が増加しています。
- 犯罪・事故抑止のためには、市民一人ひとりが「自分の身は自分で守る」という意識のもとに、自主的な地域の防犯・安全対策に取り組む必要があります。
- 運転免許の保有者は減少していますが、高齢の保有者は増加しています。
- 交通事故の発生件数は、減少傾向にある一方で、65歳以上の高齢者が事故の被害者や加害者になるケースが増加しています。
- 交通安全教育センターは交通安全教育の拠点として必要な施設であることから、老朽化した管理棟・トイレを整備する必要があります。

- 全国では、自転車乗車中に歩行者を死傷させ、高額な損害賠償を支払うこととなった事例もあり、自転車保険の加入を啓発する必要があります。
- 高齢化の一層の進展や成年年齢引き下げによる、高齢者や未成年等の消費者トラブルの増加が懸念されます。
- 高度情報化や超高齢化が進展する中、市民生活は、商品やサービスの多様化により大きく変化し、消費者問題はますます複雑化・高度化しており、相談体制の強化が必要となっています。
- 毎年度700~800頭の野犬が捕獲されている一方、依然として、市へ多くの苦情や被害情報が寄せられています。

4. 推進施策の展開

1. 防犯運動・交通安全運動の推進

- 防犯パトロール等の充実を図り、警察・防犯協議会・地域の防犯組織等と連携した防犯活動を展開します。
- 悪質商法やうそ電話詐欺等による高齢者被害が後を絶たないことから、警察と連携して、様々な啓発活動を実施します。
- 「交通事故0の日」の街頭立哨や交通安全を繰り返し呼び掛けることにより、市民の交通安全に対する意識の向上を図ります。
- 警察・交通安全対策協議会等と連携して運転卒業証制度を周知し、高齢者の交通事故の未然防止に取り組みます。
- 交通教育センターの老朽化した管理棟・トイレを建替えにより整備します。
- 交通教育センターでは、模擬交通安全施設を使用した交通安全教室や自転車運転の個人練習により、市民の交通安全に関する知識の普及や技術の向上を図ります。また、幼稚園、保育園、小学校等を巡回して交通安全教室を実施します。
- 自転車保険の加入を勧める啓発を継続していきます。

2. 安心安全な暮らしの実現

- 暗くて通行に支障がある場所や通学路等における安全性を確保し、犯罪被害を未然に防止するため、自治会等が取り組むLED防犯灯の設置を支援します。
- 交通危険箇所について、警察や各道路管理者等の関係機関と連携し、安全施設の設置や道路の整備により、安全な交通環境を整備します。
- 山口県、警察等との連携により、野犬の捕獲やむやみなえさやり行為の禁止などの強化・徹底を図るとともに、地域住民の協力を得ながら、実効性のある野犬対策に取り組みます。

3. 消費者安全の確保

- 消費生活問題の専門家による研修により、消費生活相談員等の資質の向上を図ります。
- 県や警察・各種団体との連携を深め、消費者被害の早期発見・拡大防止に取り組みます。
- 学校や地域・消費者団体等と連携協力し、自立した消費者の育成のための消費者教育を推進します。
- 「周南市消費者見守りネットワーク協議会」を通じて、高齢者・障害者等の見守り活動を強化します。
- 消費者被害の未然防止・拡大防止のため、「しゅうなん出前トーク」「消費生活展」等の啓発活動を推進します。
- 消費生活センター及び消費者ホットライン「188」の周知や最新のトラブル情

報の発信を積極的に行います。

5. 主な指標

主な指標	現状値	目標値	指標の説明等
犯罪発生件数	2018年度	2024年度	市内で発生した年間刑法犯認知件数
	615件	350件	
交通事故発生件数	2018年度	2024年度	市内で発生した年間人身事故件数
	449件	260件	
消費者啓発活動回数	2018年度	2024年度	しゅうなん出前トーク等の啓発活動回数
	43回	50回	

6. 関連する個別計画

- 第10次周南市交通安全計画【計画期間：平成28～令和2年度】

参考：主要事業

■ 防犯関係事業

- 安心して暮らすことができる地域社会の実現のため、防犯協議会等と連携し、市民協働の防犯活動を推進します。

■ 防犯灯設置費補助事業

- 自治会等が防犯灯を新設・補修する費用の一部を補助することで、夜間における安全性の確保を図り、犯罪の未然防止につなげます。

■ 交通安全推進事業

- 関係機関と連携しながら交通安全に関する各種啓発・広報活動を行い、交通事故防止を呼び掛けます。

■ 交通安全センター管理運営事業

- 模擬交通安全施設を使用した交通安全教室や自転車運転教室により、市民の交通安全に関する知識の普及や技術の向上に努めます。
- 地域巡回による交通安全教室を実施します。

■ 消費生活事業

- 消費者問題に関する相談等に対して、助言・あっせんを行います。
- 各世代に応じた消費者教育を推進します。
- 「しゅうなん出前トーク」「公開講座」「消費生活展」等を開催します。

5-1 地域福祉の推進

1. 基本方向(施策方針)

地域での支え合いや福祉サービスにより、支援を必要としている人を含むすべての人が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

2. これまでの主な取組・成果

(1) 実施した主要施策・事業等

- 市・警察署・社会福祉協議会・民間事業者等68社(平成31(2019)年3月末現在)と見守りに関する協定を締結し、見守り活動に取り組んでいます。
- 社会福祉協議会との連携により、地域における支え合い活動の拠点となる「もやいネット地区ステーション」設置の取組を支援し、平成28(2016)年3月末までに市内31地区に設置を完了しました。
- 地域福祉の担い手となる民生委員・児童委員のスキルアップが図られるよう、活動を支援しました。
- 生活困窮者への支援として、平成27(2015)年度に「自立相談支援センター」を開設し、平成31(2019)年度から就労準備支援事業・家計改善支援事業に取り組んでいます。

3. 現状と課題

- 少子高齢化の進行や核家族化・単身世帯の増加等に伴い、家族や地域で支え合う社会的なつながりが希薄化しています。
- 過疎化や高齢化の進行により、新たな地域福祉の担い手の確保が課題となっている一方、地域のボランティアや民間企業等による地域福祉活動も見られます。
- 高齢者や子供、障害者、生活困窮者などの多様な福祉相談に対応する総合相談窓口を効果的に運営するため、関係機関との連携強化が求められています。
- 生活困窮者に対し、計画的、専門的な支援が求められています。

4. 推進施策の展開

1. 地域福祉活動の推進

- 地域福祉の担い手となる民生委員・児童委員の確保に努め、活動を助成します。
- 社会福祉協議会との連携により、地域福祉活動を推進します。
- 地域の助け合い、支え合い活動を促すため、各地区の地域福祉コーディネーターと共に、地域の課題について話し合う協議体の設置を進めます。

2. 福祉に関する相談支援の充実

- 対象者を限定せず相談を受ける「もやいネットセンター」(福祉総合相談窓口)では、ひきこもりなど制度の狭間にある方々の相談も対象としています。対象者別窓口の垣根をこえた関係機関との連携を強化します。
- 生活困窮者に対する相談支援を実施し、家計や就労に関する計画的、専門的な支援の充実を図ります。また、生活保護制度においては、最後のセーフティネットとして適正な給付を行い、自立を促進します。
- 認知症高齢者や障害者など、判断能力が不十分な方が地域で安心して生活できるように、成年後見制度の利用を促進します。

3. 社会福祉法人への公正な指導監査

- 社会福祉法人に対する公正な指導監査を効果的に行うことにより、適正かつ円

滑な法人運営を図ります。

5. 主な指標

主な指標	現状値	目標値	指標の説明等
もやいネット支援事業者 研修会の開催	2018年度	2024年度	受講者数の累計
	66人	250人	

6. 関連する個別計画

- 地域福祉計画【計画期間：平成28～令和2年度】
- 周南市高齢者プラン～第8次老人保健福祉計画・第7期介護保険計画【計画期間：平成30～令和2年度】

参考：主要事業

- 民生委員児童委員活動事業
 - 民生委員児童委員や地区民生委員協議会の活動に対する助成を行います。
- もやいネットセンター推進事業
 - 福祉の総合相談に応じるとともに、地域の見守りネットワーク強化に対する支援をします。
- 生活困窮者自立支援事業
 - 生活困窮者の相談に応じるとともに、自立の促進を図るための支援を行います。
- 生活保護扶助費
 - 生活保護を必要とする方に最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。
- 社会福祉法人等指導監査事業
 - 社会福祉法人に対する指導監査を行い、助言・指導等を行います。

5-2 高齢者福祉の充実

1. 基本方向(施策方針)

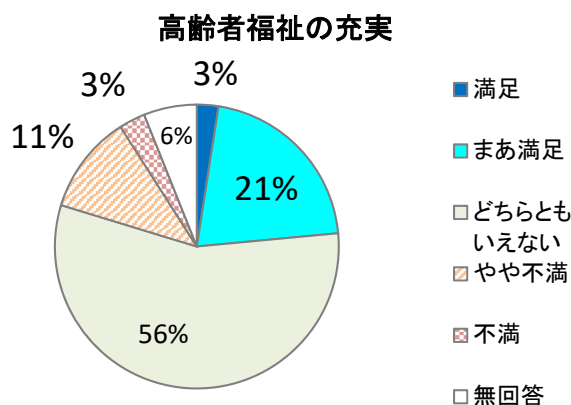
地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、高齢者が住み慣れた地域で心豊かに、いきいきと安心して暮らしていけるまちづくりを進めます。

2. これまでの主な取組・成果

(1) 実施した主要施策・事業等

- 地域で高齢者を支える体制を整備するために、地域見守りネットワークの構築を推進しました。
- 住み慣れた地域で介護サービスが受けられるよう、介護保険事業計画に基づき必要な施設整備を実施しました。
- 高齢者が元気に現在の生活を維持・継続できるよう、介護予防に関する教室や講座を開催するとともに、週1回「いきいき百歳体操」に取り組む「住民運営の通いの場」の普及を図りました。
- 老人クラブの活動に対する支援や「輝き周南大学」の開催などを通じて、生涯現役社会づくりを推進しました。
- 医療や介護につなげていない認知症初期の人に、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行うため、「認知症初期集中支援チーム」を設置しました。
- 認知症やその家族が安心して暮らせるよう「男性介護者の集い」、「認知症家族会」、「認知症カフェ」への支援や認知症講演会を実施しました。
- 在宅医療と介護を一体的に提供するため、「周南市版退院支援ガイド」や「看取り・急変時対応ガイド」を作成し、啓発を行いました。
- チェックリストを受けた事業対象者や要支援者に介護予防・生活支援サービス事業を実施しました。

(2) 市民の意識



3. 現状と課題

- 本市の高齢化率は、平成30(2018)年4月現在31.8%で、全国平均27.7%(平成29(2017)年10月1日現在：総務省人口推計)より高い数値となっています。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域で支える体制づくりを進める必要があります。

4. 推進施策の展開

1. 高齢者を地域で支える体制づくり

- 医療・介護・予防・生活支援・住まいのサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。
- 認知症の高齢者やその家族が地域で安心して暮らせるよう、相談・見守り体制を整備します。

2. 介護サービスの充実

- 第7期介護保険事業計画における施設の整備状況や、国の介護保険制度の見直し、介護人材の確保等の社会情勢を勘案しながら、次期介護保険事業計画を策定する中で、必要な施設整備を行います。
- 指導監査を効果的に行うことにより、介護サービスの質の向上を図ります。
- 周南市介護老人保健施設ゆめ風車では、介護保険制度における高齢者の自立支援と尊厳の維持、家族の介護負担を軽減し、在宅復帰・在宅療養支援のための地域拠点としての役割を担っていきます。

3. 介護予防の推進

- 高齢者が健康でいきいきと生活を送ることができるよう、介護予防の取組を推進します。

4. 高齢者の社会参加の促進

- 周南市老人クラブ連合会と連携を密にして、高齢者の社会参加に向けた事業に取り組むとともに、高齢者ニーズに対応した老人クラブの展開を支援し、高齢者の仲間づくりや、生きがい活動、健康づくりを進めます。
- 高齢者が地域活動の担い手として多様に活躍できるよう環境整備を図るとともに、地域の特性に応じて活動が継続できるよう支援していきます。
- 地域の「助け合い・支え合い」による生活支援サービスの提供と社会参加を一体的に推進します。

5. 主な指標

主な指標	現状値	目標値	指標の説明等
認知症サポーター養成数	2018年度	2024年度	養成数の累計
	13,338人	19,000人	
週1回「いきいき百歳体操」に取り組む住民運営の通いの場の数	2018年度	2024年度	
	100カ所	150カ所	

6. 関連する個別計画

- 周南市高齢者プラン～第8次老人保健福祉計画・第7期介護保険事業計画～【計画期間：平成30～令和2年度】
- 周南市介護老人保健施設事業 経営戦略【計画期間：令和元～令和10年度】

参考：主要事業

■ 介護保険事業

- 介護や支援が必要となった時に、本人や家族の介護を社会全体で支えます。

■ 介護老人保健施設管理運営事業

- 周南市介護老人保健施設ゆめ風車の管理運営を行います。

■ **介護予防・生活支援サービス事業**

- 要支援者等に対し、訪問型サービスや通所型サービスを提供します。

■ **生活支援体制整備事業**

- 地域の困り事やニーズを話し合う協議体の設置を支援し、日常生活上の支援体制の充実及び高齢者の社会参加の推進を一体的に進めます。

■ **在宅医療・介護連携推進事業**

- 医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進し、医療と介護の両方を必要とする高齢者の暮らしを支援します。

■ **老人クラブ助成事業**

- 老人クラブの活動を通じて生涯現役社会づくりを推進します。

5-3 障害者福祉の充実

1. 基本方向(施策方針)

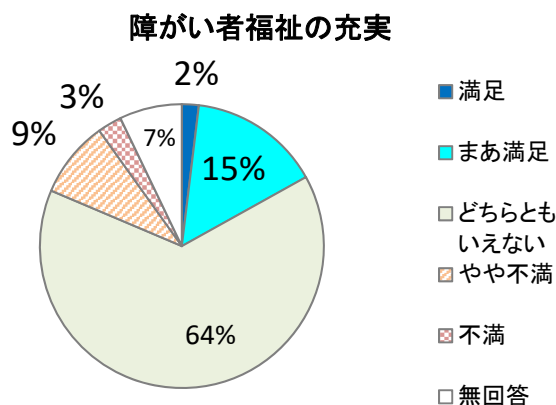
障害のある人もない人も、等しくお互いの人格と個性を認め合いながら、共に住みたい地域で生活できるまちづくりを進めます。

2. これまでの主な取組・成果

(1) 実施した主要施策・事業等

- 相談支援専門員や障害者施設の職員を対象とした研修会を開催し、障害児・障害者の支援に関する知識や技能の向上、連携を図りました。
- 障害者就労施設等に通所する障害者の工賃を引き上げるため、障害者施設共同受注センター協議会と連携して、障害者就労施設等が提供する物品・サービスを優先的に調達しました。
- 障害者の情報の取得や利用を拡大するため、手話奉仕員養成講座や手話奉仕員ステップアップ養成研修等の実施や、視覚障害者に送付する文書の音声コード化を進めました。
- 重度心身障害者医療費助成について、県が導入した本人の一部負担金を市が負担することにより、医療費の無料化を継続しました。

(2) 市民の意識



3. 現状と課題

- 本市の障害者手帳所持者数は、平成 31(2019)年 4 月現在 7,388 人で、平成 26(2014)年 4 月と比較して、168 人(2.3%)増加しました。
- 障害児・障害者の地域生活に関する支援のニーズが多様化・専門化しており、支援に係わる人たちの連携とスキルアップがますます重要となっています。
- 平成 30(2018)年 4 月から障害者の法定雇用率が 2.0%から 2.2%に引き上げられました。障害者の就業による自立を進めることが重要です。
- 平成 25(2013)年 4 月に「障害者就労施設等優先調達推進法」が施行され、国・地方公共団体等は障害者就労施設等からの優先調達を一層進めています。
- 平成 28(2016)年 4 月に施行された「障害者差別解消法」では、障害者が地域で生活する上で制約となっている社会的障壁の除去の実施について、行政機関等に合理的な配慮を求めています。

4. 推進施策の展開

1. 地域生活支援の充実

- 障害児・障害者やその家族等に対する相談支援の充実を図るため、基幹相談支援センターを設置し、支援に従事する人たちのスキルアップと、支援に関わる各機関の連携を図ります。
- 障害児・障害者についての理解を深めるため、地域自立支援協議会やその他の関係機関と連携して講演会・研修会を開催し、啓発を推進していきます。
- 通所や居宅に係る障害福祉サービス事業所の拡充に取り組むとともに、障害児・障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていただける体制を図ります。

2. 障害者就労支援の充実

- 障害者就業・生活支援センター、就労定着支援事業所等の関係機関と連携し、障害者の一般就労、職場定着を進めます。
- 障害者施設共同受注センター協議会と連携し、障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先的調達を進めます。

3. 差別解消の推進

- 市の事務・事業を行うに当たり、障害者への配慮について市が定めた要領に基づき対応します。
- 市が発信する情報の取得や利用を拡大するため、意思疎通支援の充実と情報バリアフリーを推進します。

5. 主な指標

主な指標	現状値	目標値	指標の説明等
就業・生活支援センターの支援を受け就職した障害者数	2018年度	2024年度	就業・生活支援センターの支援を受け就職した障害者累計
	18人	27人	
障害者就労施設等からの物品・役務等の調達額	2018年度	2024年度	市の業務における調達額
	2,516万円	2,800万円	

6. 関連する主な個別計画

- 障害者計画【計画期間：令和2～5年度】
- 障害福祉計画・障害児福祉計画【計画期間：平成30～令和2年度】

参考：主要事業

■ 障害者相談支援事業

- 相談支援専門員が在籍する相談支援事業所に委託して、障害児・障害者の相談に応じる事業を実施します。また、基幹相談支援センターを中心として、相談支援事業所・障害福祉サービス事業所職員のスキルアップや連携の円滑化を図ります。

■ 地域自立支援協議会運営事業

- 就労・教育等の専門部会を設け、障害者の地域生活における課題とその解決に向けた協議を継続的に行います。

■ 意思疎通支援事業

- 手話奉仕員・点訳奉仕員・朗読奉仕員を養成する講座を実施します。また、手話通訳者の増加を図るため、手話奉仕員ステップアップ養成講座を実施します。

5-4 健康づくりの推進

1. 基本方向(施策方針)

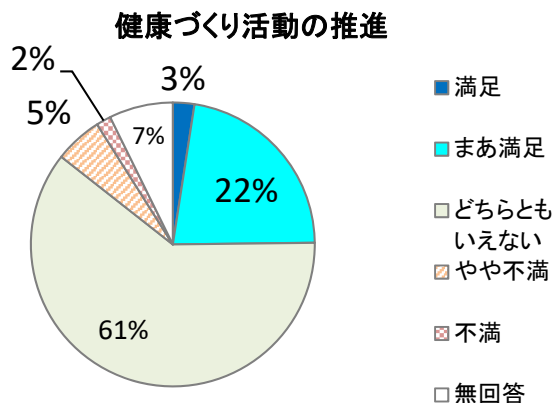
市民一人ひとりの主体的な健康づくりへの取組みの推進や、関係機関との連携により、健康寿命の延伸を目指します。

2. これまでの主な取組・成果

(1) 実施した主要施策・事業等

- 健康寿命の延伸を目的として、「しゅうなんスマートライフチャレンジ」を実施し、平成30(2018)年度は、協賛事業者134の登録と4,980人の参加がありました。
- 「周南市第2次食育推進計画」に基づき、関係機関との連携により、食育を推進してきました。第2次計画の評価では、栄養バランスに配慮した小中学生の割合が増加しました。
- 各種がん検診・肝炎ウイルス検診・歯周疾患検診を実施しました。また、がん検診と特定健康診査の受診券を一体化し、受診しやすい体制整備に取り組みました。
- 心の健康づくりの一環として、ゲートキーパー研修会を開催し、延べ875人の参加がありました。
- BCG・4種混合・日本脳炎・高齢者のインフルエンザなどの定期予防接種、風しんワクチン接種費用の一部助成を行いました。

(2) 市民の意識



3. 現状と課題

- 市民が生涯にわたり健康に過ごすために、自発的かつ積極的な健康づくりの取組として「しゅうなんスマートライフチャレンジ」を推進し、健康寿命の延伸に努めました。今後も、生活習慣病の予防等の取組を継続していく必要があります。
- 食育では、「野菜を食べる人の割合が少ない」「よく噛んで食べる人の割合が少ない」などの課題があり、継続して推進する必要があります。
- 特定健康診査・がん検診の内容や検診体制を見直しましたが、受診者数は伸び悩んでいます。
- 心の健康づくりでは、ゲートキーパーの役割を担える人材を増やすため、ゲートキーパー研修会を実施しました。今後も、ゲートキーパー研修会の参加者を増やし、正しい知識の普及が必要です。
- 感染症の発症予防のため、予防接種の高い接種率を維持することが必要です。

4. 推進施策の展開

1. 健康寿命を延ばす健康づくりの推進

- 「第3次周南市健康づくり計画」に基づき、だれでも気軽に実践できる健康づくりを実施し、地域全体に健康づくりの推進を図ります。
- 食育に関する普及啓発に努めるとともに、庁内関係課及び民間も含めた関係機関と連携しながら、ライフスタイルに応じた食育を推進します。
- 「周南市民の健康を支える歯と口腔に関する条例」に基づき、歯と口腔の健康づくりを推進します。

2. 特定健康診査・がん検診の推進

- 特定健康診査・がん検診の周知とともに、関係機関との連携を強化します。

3. 自殺対策の推進

- 誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため「周南市自殺対策計画」に基づきゲートキーパー研修等、正しい知識の普及啓発に努めます。

4. 感染症対策の充実

- 感染症発症予防のため、定期予防接種の接種率維持・向上を図ります。

5. 主な指標

主な指標	現状値	目標値	指標の説明等
しゅうなんスマートライフチャレンジ協賛事業者数	2018年度	2024年度	
	134事業者	160事業者	

6. 関連する個別計画

- 第3次周南市健康づくり計画【計画期間：令和2～11年度】
- 周南市自殺対策計画【計画期間：令和2～11年度】
- 周南市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画【計画期間：平成30～令和5年度】
- 周南市国民健康保険第2期データヘルス計画【計画期間：平成30～令和5年度】

参考：主要事業

■健康推進事業

- 「第3次周南市健康づくり計画」に基づき健康づくりを推進します。

■食育推進事業

- 食育に関する健康教育を実施し、食生活改善推進員（ヘルスマイト）による地域の食育活動を推進します。

■生活習慣病健康診査事業

- 健やかで豊かな生活を送るために、「周南市の健康を支える歯と口腔に関する条例」に基づき、歯と口腔の健康づくりを推進します。

■特定健康診査・特定保健指導事業

- メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病予防・重症化予防を推進します。

■がん検診事業

- 胃がん・子宮がん・乳がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん検診を実施します。

■地域自殺対策強化事業

- こころのサインに気づき、つなぎ、見守るゲートキーパーを養成するための研

修を開催し、自殺対策を推進します。

■ 予防接種事業

- BCG・4種混合・麻しん・風しん・日本脳炎・高齢者のインフルエンザなどの予防接種や接種勧奨を実施します。

5-5 地域医療の充実

1. 基本方向(施策方針)

だれもが住み慣れた地域で安心して健やかに生活できるように、地域医療の確保や救急医療の充実を図ります。

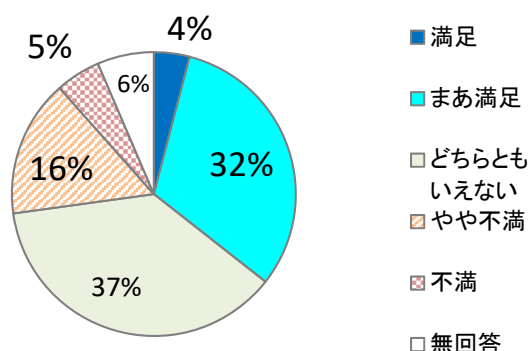
2. これまでの主な取組・成果

(1) 実施した主要施策・事業等

- 休日・夜間の救急医療体制確保のため、初期の救急医療である休日夜間急病診療を、また、重症患者(二次)の救急医療に対応するため輪番制による診療を実施しました。
- 老朽化した休日夜間急病診療所について、市民が利用しやすく、二次救急との連携がとりやすい場所に移設することとしました。
- 地理的条件が悪く、高齢化が進む地域の診療所について管理・運営を行いました。

(2) 市民の意識

病院等の医療体制の充実



3. 現状と課題

- 休日夜間急病診療所は、出務医の確保が困難になってきています。このような現状を踏まえ、市内の一次救急を必要とする患者が安心して訪れることのできる体制の確立が求められています。
- 救急医療体制を安定的に維持していくために、地域の診療所と高度専門医療を行う病院が役割を分担し、連携できる体制をつくる必要があります。
- 中山間地域及び離島の医療を確保するため、医科7診療所と歯科1診療所を設置していますが、人口の減少に加え、医師不足による診療日等の縮小もあり、受診者数が減少しています。また、医師の確保が非常に困難な状況のなか、将来に向けて広域的な医療体制の検討が重要な課題となっています。
- 西部地域の中核的病院である新南陽市民病院は、内科・外科・整形外科・泌尿器科・脳神経外科・眼科・麻酔科を設置していますが、その機能を維持し、地域の疾病構造の変化に対応するために、医療機器・施設の充実を図る必要があります。

4. 推進施策の展開

1. 地域医療体制の充実

- 地域住民が安心して医療サービスを受けられる体制を維持・確保するために、各医療機関・医師会・大学などと連携して、医師確保に努めます。

- 中山間地域や離島の医療体制を維持するために、県などと連携し広域的な医療体制の構築やICTを活用した遠隔医療の導入などを検討していきます。
- 新南陽市民病院において良質な医療を安定的に提供するため、医療機器・施設を充実させるとともに、常勤医師の確保等に努めながら経営改善を目指します。

2. 救急医療体制の充実

- 一次・二次救急医療体制を維持するために、地域の診療所と高度専門医療を担う病院の役割分担と連携の強化に努めます。
- 救急医療電話相談（#7119・#8000）を活用することで、住民の不安軽減と救急医療機関の負担軽減を図ります。

5. 主な指標

主な指標	現状値	目標値	指標の説明等
中山間地域及び離島の診療所数	2018年度	2024年度	
	7箇所	7箇所	
休日夜間急病診療所診療日数	2018年度	2024年度	
	365日	365日	

6. 関連する個別計画

- 周南市立新南陽市民病院新改革プラン【計画期間：平成28～令和2年度】

参考：主要事業

■ 診療所管理運営事業

- 中山間地域の公設診療所の管理運営を行います。

■ 国民健康保険鹿野診療所管理運営事業

- 国民健康保険鹿野診療所の管理運営を行います。

■ 救急医療対策事業

- 休日・夜間の診療体制を維持するため、病院群輪番制病院への運営補助並びに熊毛地区・産科の休日当番医や休日歯科診療所の運営委託を行います。

■ 休日夜間急病診療所運営事業

- 周南市休日夜間急病診療所の管理運営を行います。

■ 休日夜間急病診療所整備事業

- 周南市休日夜間急病診療所の移転建替えを行います。

■ 市民病院管理運営事業

- 周南市立新南陽市民病院の管理運営を行います。

6-1 農林水産業の振興

1. 基本方向(施策方針)

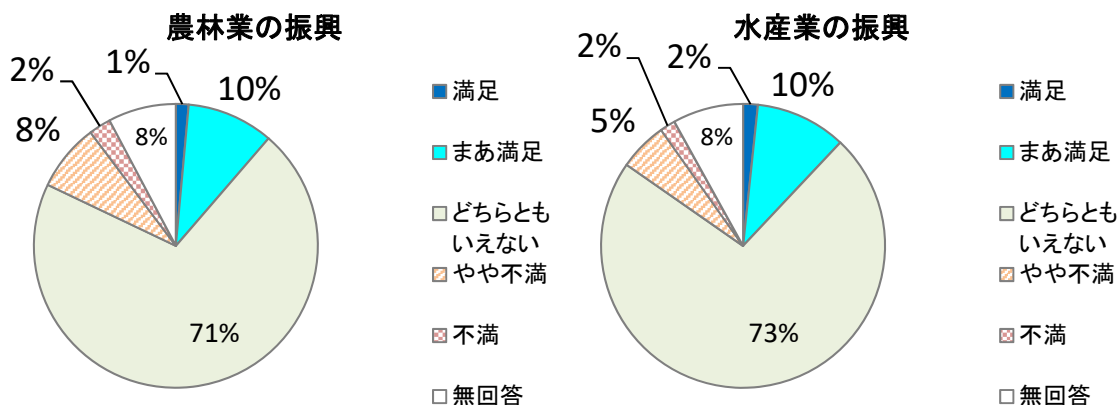
次代の農林水産業を担う多様な後継者を育成し、産業として魅力ある農林水産業を構築することで、就業者が誇りとやりがいをもてる環境をつくり、活力のある地域づくりを推進します。

2. これまでの主な取組・成果

(1) 実施した主要施策・事業等

- 中山間地域の主要産業である農業を主体とした、移住・定住対策を進めるため、9人の若者に対し、「技術研修」、「農地の確保」、「機械・施設整備」、「住居の確保」をパッケージで支援しました。
- 若手農業者の情報交換等交流を目的に、若手農業者の会「Meets」の設立支援を行いました。
- 集落営農法人に対し、小麦・大豆といった戦略作物や付加価値の高い酒米の栽培を奨励することで、新たに17人の若者の雇用につながりました。
- 緑の雇用等を活用して、6人の若者が林業研修後、法人就業しました。
- 新規漁業就業者定着促進事業により、7人の若者が就業しました。
- 新たに1.7haの耕作放棄地を再生し、地域農業の担い手により耕作を再開しました。
- ほ場整備として、三丘地区の14haが完了し、長穂地区の62haについて事業着手しました。
- 林道網の計画的な整備を進めることで、木材生産コストの低減や施業の効率化を図り、林業経営の合理化を促進しました。
- 森林の所有者が行う森林の作業道の整備や保育施業を支援し、荒廃森林の抑制や多面的機能の増進を図りました。
- 漁港施設の老朽化状況を調査・診断し、補修工法を定めた長寿命化計画に基づき、防波堤や浮桟橋等の保全工事を進めました。
- 山間地から平地までの標高差を利用したトマトの産地リレー化により、周年出荷体制を構築しました。
- 市有林の間伐や枝打ち・植栽等を実施するとともに、間伐材を素材やバイオマス燃料として出荷するなど、森林資源の有効活用を図りました。
- 稚魚放流や漁場の環境保全により「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」への転換を推進しました。
- 道の駅ソレーネ周南のオープン以来、約600人の出荷者を確保しました。
- 農地中間管理機構を活用し、担い手への利用集積・集約化をすすめました。
- 「人・農地プラン」に位置づけられた経営体に、農用地を集積しました。
- 森林経営管理法に基づき、森林環境譲与税の用途について、基本方針を作成しました。
- イベントの開催や出展を通じて、消費者に向けた農林水産物のPRや消費拡大の促進を図りました。
- 有害鳥獣対策では、捕獲隊の編成や被害発生予察に基づく捕獲活動を奨励するとともに、侵入防止柵の設置費用の補助により、農作物等の被害軽減に努めました。また、高齢化が進み捕獲隊の編成が困難な大津島については、他地区で編成された捕獲隊により、集中捕獲活動を実施しました。

(2) 市民の意識



3. 現状と課題

- 平成 27(2015)年度の農林業センサスでは、山口県の農業就業者平均年齢 70.3 歳に対し、本市は 72.3 歳と県内で一番高く、特に市域の約 7 割を占める中山間地域では、72.9 歳と農業就業者の高齢化が進む中、平成 27(2015)年度から 24 人の若者が認定新規就農者として各地域で営農を開始しています。
- 林業の中核的な担い手である周南森林組合の作業班員数は、平成 30(2018)年度調査の結果、28 人と平成 27(2015)年度の 39 人に比べ 11 人減少しています。
- 本市の漁業就業者数は、平成 30(2018)年度調査の結果●人であり、平成 27(2015)年度の 460 人に比べ●人減少しています。また、就業者の平均年齢は、●歳と高齢化が進む中、新たに 7 人の若者が就業しました。
- 過疎・高齢化の進行により、中山間地域等を中心に、今後、集落機能の維持が困難となる集落が増加し、農林水産業についても従事者の高齢化や後継者不在による労働力不足、耕作放棄地や放棄森林の増加が予測されます。
- 農林水産物の価格低迷による経営意欲の減退を防ぐため、多様な担い手を確保し、生産性・収益性の向上を図る必要があります。
- 生産基盤の整備や近代化施設の整備が求められています。
- 市内の企業では、木材チップやペレット等木質バイオマス材を燃料とした発電所の建設が進められ、木質バイオマス材の需要は高まっています。
- 林業の成長産業化と森林の適切な管理を目的に、平成 31 年 4 月に「森林経営管理法」が施行されました。
- 新規漁業就業者の確保・育成や、漁業経営の省力化を図り、資源管理型漁業及び、「つくり育てる漁業」への更なる推進を実施する必要があります。
- 農林水産物の消費の拡大を図るためには、地産地消の促進、新たな流通体系の確保、消費者ニーズに対応した商品開発やブランド化が必要になります。

4. 推進施策の展開

1. 新たな担い手の育成と確保

- 持続可能な農業を目指し、若者を中心とした U J I ターン就農のほか、集落営農法人の経営力強化を図り、若者の雇用の場として育成します。
- 緑の雇用制度を活用し、林業研修などを通じて、持続可能な林業就業にむけた若者の育成を図ります。
- 新規漁業就業者の確保・育成・定着や意欲ある漁業者の経営安定対策などにより、水産業を支える担い手の拡充を図ります。

- 異業種参入を促進し、新たな担い手の増加に向けた仕組みづくりを進めます。
- 2. 生産基盤の整備**
- 区画整理や水路・農道などの農業生産基盤や、集落道路などの生活環境基盤の整備を一体的に行い、効率的かつ安定的な農業経営の確立に努めます。また、老朽化したため池等の農業用施設の改修を関係者と協議しながら計画的に進めます。
 - 木材搬出専用道や作業道は、低コストで効率的な作業システムや高性能林業機械の導入を図る上で重要な生産基盤であるため、林道・木材搬出専用道等の適切な維持管理に努めます。
 - 魚礁の設置及び、干潟や藻場等の漁場環境保全の活動を支援し、水産物の生産拡大を図ります。
 - 老朽化が進む水産物市場や漁港施設について、予防保全の観点から計画的かつ効率的な工事を行い、漁業従事者の就労環境を向上させ、水産物の安定供給を図ります。
- 3. 生産体制の強化と販路の拡大**
- 米価の低迷を受けて、集落営農法人等の経営の強化を図るため、主食用米から付加価値の高い酒米や業務用の多収米への生産転換を促すとともに、経営所得安定対策を活用しながら小麦や大豆など戦略作物や需要の多い、トマト・いちご・ハウレン草やわさびの作付けを推進し、担い手を核とした産地づくりを積極的に支援します。
 - 木材チップやペレット等木質バイオマス材の原料の効果的・安定的な供給を図るため、木質バイオマス材の生産体系を市有林でモデル的に行います。
 - 早生樹種の植林を進め、短期間で安定的な収入とバイオマス材の生産ができる体系を構築し、民有林に拡大することで、林業経済の好循環と市内産木材の地産地消の推進に努めます。
 - 漁業近代化資金の活用、赤潮等漁業被害対策等の実施により、漁業従事者の漁業経営基盤の強化を図ります。
 - 道の駅ソレーネ周南等への出荷を促進するなど、しゅうなんブランドに認定されている「鹿野高原豚」「徳山ふぐ」「周防はも」「周南たこ」等を積極的にPRし、消費の拡大を図ります。
- 4. 農林水産資源の適正管理と活用**
- 農地中間管理機構を活用し、農用地等を貸したいという農家から、有効利用や農業経営の拡大・効率化を進める担い手への利用集積・集約化に努めます。
 - 農業委員会改革により新設された、農地利用最適化推進委員と緊密に連携し、「人・農地プラン」に位置づけられた経営体に、農用地の集積を図ります。
 - 新たな森林経営管理制度の推進により、林業振興と森林の適正な管理の両立を図ります。
 - 森林経営に積極的な企業に市有林を貸出し、企業と連携した森林整備を進めます。
 - 資源管理型漁業の促進や稚魚の放流により、「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」へのさらなる推進を図ります。
- 5. 有害鳥獣被害防止対策の推進**
- 地域ごとにきめ細かな被害防止対策を進めるため、集落ぐるみで行う集落環境調査や被害防止対策に対し支援を行います。
 - 移動式のサル捕獲檻(囲いわな)を導入するなど、より効果的な有害鳥獣の捕獲

活動に努めます。

5. 主な指標

主な指標	現状値	目標値	指標の説明等
認定新規就農者数	2018年度	2024年度	H26年度国の制度変更後市が認定した新規就農者の累計数
	24人	30人	
新規就農パッケージ支援者数	2018年度	2024年度	新規就農パッケージ支援認定者の累計数
	9人	15人	
新規林業就業者数	2018年度	2024年度	緑の雇用制度による新規林業就業者の累計数
	6人	10人	
新規漁業就業者数	2018年度	2024年度	新規漁業就業者定着促進事業による新規漁業就業者の累計数
	7人	15人	
集落営農法人就業者数	2018年度	2024年度	集落営農法人が雇用した就業者の累計数
	28人	35人	
ほ場整備済面積	2018年度	2024年度	
	818ha	880ha	
木質バイオマス材生産量	2017年度	2024年度	市内で生産された木質バイオマス材の合計材積
	4000 t	6000 t	

6. 関連する主な個別計画

- 周南市農用地利用集積計画【随時】
- 周南市人・農地プラン【随時変更】
- 周南市鳥獣被害防止計画【計画期間：平成29～令和元年度】
- 周南市森林整備計画【計画期間：平成24～令和3年度】

参考：主要事業

■新規就農者パッケージ支援事業

- 農業を始めるに当たり重要な、「技術研修」「農地の確保」「機械・施設の整備」「住居の確保」をパッケージで支援することで、新規就農者の定着を図ります。

■集落営農等支援事業

- 地域農業の担い手となる集落営農法人、JA等が行う施設整備を支援するとともに、集落営農法人の設立に対して支援します。

■新規漁業就業者定着促進事業

- 新たに漁業の従事を目指す人に対する、研修費、住宅の改修費や家賃、漁船等の導入経費を支援します。
- 新規漁業就業者に対し、経営の自立化を支援します。

■農業競争力強化基盤整備事業(県営事業)長穂地区

- 生産効率を高め、競争力のある「攻めの農業」に向け、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化等を推進するため、農地の区画整理や用排水施設の整備等を行います。

■緑山バイオマス生産モデル事業

- 早生樹による木質バイオマス材の生産体制を構築するための実証事業を行います。

■ 公有林保育事業

- 市有林内に植林された樹木の健全育成のため、枝打ちや間伐等の施業を適切に行うことで、基本財産の造成を図ります。

■ 漁業生産基盤整備推進事業

- 地場水産物のブランド品である「周南たこ」の産卵用タコツボを沈設し、資源量回復と漁獲量増大を図ります。

■ わさび産地化推進事業

- バイオテクノロジーによる優良苗を生産し、新規就農者を中心にわさびの栽培を奨励することで産地化を進めます。

■ 増養殖稚魚等放流事業

- 水産資源の回復を目的とする、キジハタ・トラフグ・マコガレイ等の種苗放流を行います。

■ 水産物供給基盤機能保全事業

- 老朽化が進む漁港施設について、長寿命化計画に基づき、計画的に保全工事を実施します。

■ 鳥獣害に強い集落づくり事業

- 野生鳥獣の「生息管理」「防護」「捕獲」を集落ぐるみで総合的に行うとともに、集落で対策を牽引する人材を育成することで、集落ごとにきめ細かな被害防止を図ります。

6-2 地域ブランドの推進

1. 基本方向(施策方針)

農林水産物・加工食品等もそれぞれの分野において、市内外で高い知名度を獲得し、周南らしい付加価値の高い産品を創出するなど、ブランド力を高める取組を推進します。

2. これまでの主な取組・成果

(1) 実施した主要施策・事業等

- 平成 28(2016)年 3 月に「第 2 次周南市地産地消促進計画」を策定し、地産地消の推進と市内産農林水産物等の周南ブランド化に取り組みました。
- しゅうなんブランドを 100 品認定し、全体を引っ張るリーダー商品を「しゅうなんブランド 極(きわみ)」として認定・PRに努めました。
- 青果市場で朝市を開催し一般開放することで、地場産物のPRと販売に取り組みました。
- 宇部フロンティア大学短期大学部との官学連携協定の締結により、新たな商品開発に努めました。
- 各地域で生産された酒米による、地域オリジナルの日本酒の開発を支援しました。
- 山口県農林総合技術センターと共同でわさびの超促成栽培技術を確立し、新規就農者を中心に栽培を奨励し、わさびの産地化に努めました。
- 「周南和牛」のPRとブランドの確立に努めました。
- 本市の水産物ブランドである「徳山ふぐ」「周防はも」「周南たこ」を、イベントを通じてPRに努めました。

3. 現状と課題

- 「徳山ふぐ」「徳山巨峰ワイン」などは、ある程度の知名度を有しているものの、農林水産物においては、米やわさびなど優れた産品が数多くありながら、認知度は総じて低い状況にあります。
- 農林漁業の生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出など、農山漁村の 6 次産業化の推進が求められています。
- 6 次産業活性化は、個別の農林漁業者だけの取組ではなく、新たな販路の開発に繋がる事業者や、原材料の安定調達に向けた、他の農林漁業者とのネットワーク構築などが重要となります。
- 平成 26(2014)年度にオープンした道の駅「ソレーネ周南」の売上額・来場者数が、増加しています。

4. 推進施策の展開

1. 地域産品のブランド化

- 地域産品のブランド化を推進し、産業振興や地域活性化など、魅力ある地域づくりに繋がります。
- 道の駅「ソレーネ周南」を地域振興の拠点と位置付け、周南ブランドを市内外に情報発信します。
- ブランドの創出は、物語や取り組む人の熱意が重要です。本市の自然・歴史・風土・生活・文化などの背景や産品に対する生産者の思い入れやこだわりを併

せて、PRして行きます。

- 農山漁村の豊かな自然・食を積極的にPRし、観光・教育・健康分野に活用しながら都市と農山漁村の交流を推進します。

2. 6次産業化の推進

- 農林水産物の付加価値を高めるため、農商工と連携した6次産業化を進めます。
- 農林漁業者が主体となって、地域資源を生かした加工品の開発や観光等により、新たなビジネスモデルを創出します。
- 6次産業化・地産地消法や農商工等連携促進法に基づく補助事業や有利な資金の活用など関係機関とともに支援します。
- 産学官連携による6次産業化と地産地消の推進に努めます。
- 生産者自身や地域産業と連携した新たな商品開発や販路開拓のほか、農家レストランや農家民宿の経営など、第1次産業から6次産業化に向けた取組に対して支援します。

3. 地産地消・地産外商の推進

- 道の駅ソレーネ周南をはじめ、市内直売所への出荷などによる地産地消を推進するため、生産・集荷・販売体制の整備に努めます。
- しゅうなんブランド「極」を中心に、「地域商社やまぐち」および生産者と連携し、都市部で開催される商談会等で、売込みの強化に努めます。
- 道の駅「ソレーネ周南」等で開催されるイベントを通じて、地元農林水産物ブランドの「鹿野高原豚」「徳山ふぐ」「周防はも」「周南たこ」のPRに努めます。

5. 主な指標

主な指標	現状値	目標値	指標の説明等
女性加工グループの法人化	2018年度 2法人	2024年度 4法人	
	2018年度 3件	2024年度 4件	
総合化事業計画認定件数	2018年度 3件	2024年度 4件	6次産業化・地産地消法等に基づく認定累計数
	2018年度 5件	2024年度 8件	
6次産業化チャレンジ支援事業支援件数	2018年度 5件	2024年度 8件	6次産業化チャレンジ支援事業支援累計数

6. 関連する主な個別計画

- 第3次地産地消促進計画【計画期間：令和2～6年度】

参考：主要事業

■ 地産地消促進事業

- 「周南市地産地消推進店」「周南ブランド」の認定を行い、市内外に広くPRすることで、料飲店や加工所などでの市内産物の利用促進および市民への地産地消の啓発につなげます。

■ 6次産業化チャレンジ支援事業

- 生産者自身又は地域産業と連携した新たな商品開発や販路開拓など、第1次産業から一歩踏み出すチャレンジを支援します。

■ 農家レストラン・農家民宿開業支援事業

- 本市の豊かな自然環境及び農業環境を活かし、新規就農者自らが生産物に付加価値を付け農家所得の増大を図るため、農家レストランや農家民宿を開業する

場合支援します。

6-3 商工業等の振興

1. 基本方向(施策方針)

市内産業の持続的な発展と地域経済の活性化を図るため、本市の経済を牽引する周南コンビナートのさらなる強化に取り組むとともに、地域の商業・工業等を支える中小企業の経済活動を支援します。

また、本市で蓄積された技術や人的・物的資源を最大限に活用し、新たな産業の創出を図るとともに、起業・創業に挑戦する活動を支援します。

2. これまでの主な取組・成果

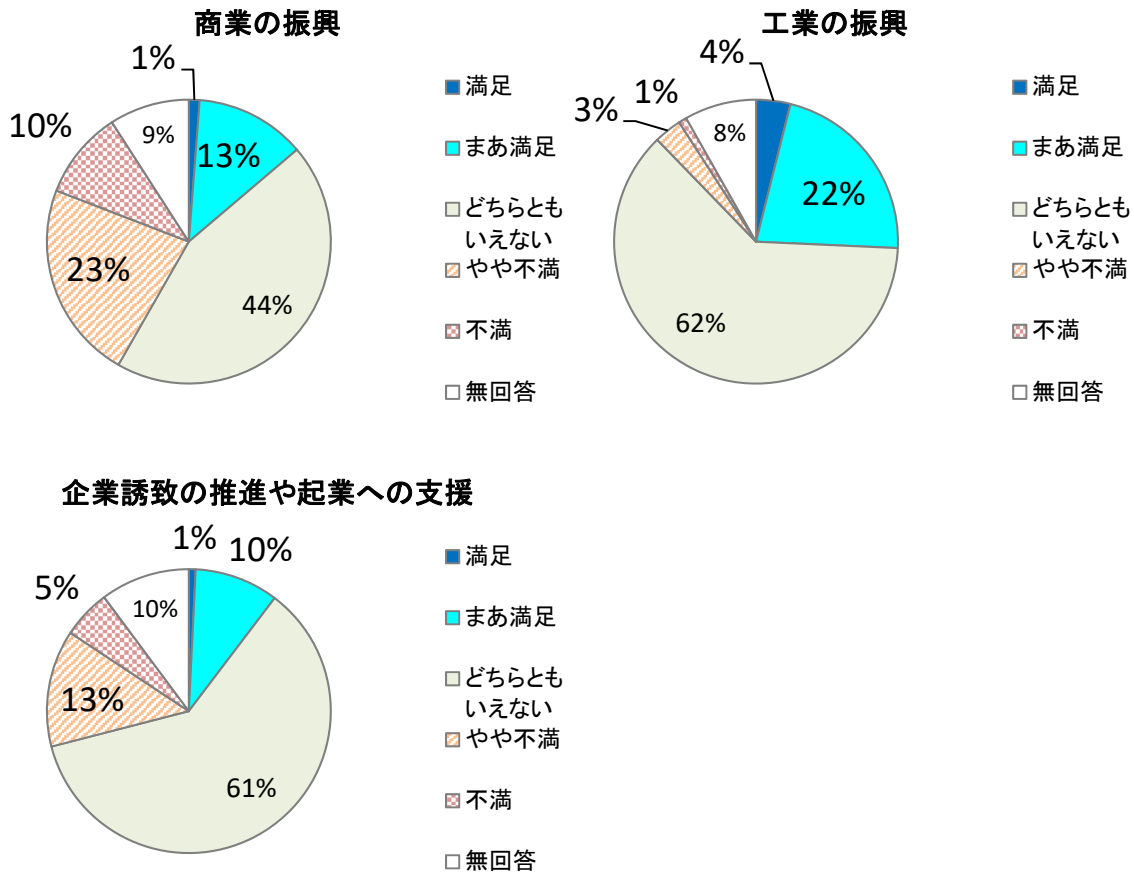
(1) 実施した主要施策・事業等

- 徳山下松港は、平成23(2011)年5月に、国際バルク戦略港湾に選定されました。平成26(2014)年3月には、「徳山下松港港湾計画」が改訂され、バルク貨物船舶の大型化などに対応し、国際競争力の強化を図るため、15年後の目標として「徳山地区のマイナス18m公共岸壁」や「新南陽地区のマイナス14m公共岸壁」の整備が位置付けられました。また、平成30(2018)年2月には、西日本初の特定貨物輸入拠点港湾(石炭)に指定され、西日本地域の国際物流拠点港となっています。
- 国道2号の戸田拡幅事業が完了し、引き続き、防府に至る富海拡幅事業を進めています。平成26(2014)年3月に、市道榎浜久米線が全線開通しました。また、県道下松新南陽線については、西松原三丁目から西千代田町地区間の拡幅事業が完了し、現在、久米地区の整備に取り組んでいます。
- 令和2(2020)年の給水開始を目指して、光市の中山川ダムから周南地域に新たに工業用水を供給する「島田川工業用水道建設事業」が進められています。
- 周南コンビナートの国際競争力強化に向けて、市と企業との連携強化を図るため、平成24(2012)年から周南コンビナート企業主要5社と市による周南コンビナート活性化推進懇談会を定期的に開催し、コンビナートにおける課題等を協議しました。
- 事業所等設置奨励補助制度に基づき、主に製造業を対象に設備投資への支援を行っています。平成26(2014)年度の制度改正後、平成30(2018)年度までに、49件、合計で約617億6,000万円の設備投資への支援を決定しました。また、本社機能移転等促進補助制度及び本社機能移転等に係る固定資産税の不均一課税制度に基づく支援を行っています。平成27(2015)年度の制度開始後、平成30(2018)年度までに、研究所の建設など4件の支援が決定しています。
- 中心市街地の商業活性化のため、テナントミックス推進事業やまちなかオフィス立地促進事業に取り組み、商店街への新規出店の強化などを図りました(中心商店街等の新規出店数累計149店舗)。
- 商業、工業等を営む中小企業の資金需要に対応するため、平成27(2015)年度、市中小企業振興融資制度を見直し、資金繰りの円滑化の推進に取り組んだほか、(公財)周南地域地場産業振興センターや市内の商工会議所・商工会が行う事業への支援を行っています。また、生産性向上特別措置法の施行を受け、平成30(2018)年度から、先端設備等に係る固定資産税の免除などの支援を開始しました。
- 市内で大量に生産される水素の利活用を促進するため、平成27(2015)年4月に「水素利活用計画」を策定しました。同年5月、地方卸売市場に水素学習室を開

所、8月に水素ステーションの誘致を実現し、これらの施設を中核に水素利活用機器を活用した先進的な取組を進めています。併せて、水素関連ビジネスの創出に向け、中小企業を対象に勉強会や研究開発等への支援を実施しています。

- 市内での創業を支援するため、商工会議所や金融機関等と連携し組織した周南市創業支援等協議会において、創業相談や創業講座を実施しているほか、平成30(2018)年度からは、創業機運醸成事業を開始しました。(平成26(2014)～30(2018)年度：新規創業137件)

(2) 市民の意識



3. 現状と課題

- 周南コンビナートは、石油化学(有機化学)と無機化学などが複数の企業間で複合的に連携した全国有数のコンビナートです。日本一の生産能力を持つ苛性ソーダや塩化ビニルモノマーなどの基礎化学製品のほか、多種多様な高機能製品がコンビナート企業から生み出されており、市内企業の製造品出荷額等は県内第1位の約1兆1,006億円に上ります。(平成29(2017)年工業統計調査結果確報)
- 徳山下松港は、周南コンビナートの原熱材料である石炭など大量のバルク貨物やコンテナ貨物を取り扱う重要な物流拠点港となっています。しかし、ケープサイズ大型貨物船舶に対応できないなど、国際物流ターミナルとしての機能が不十分であることから、更なる港湾基盤の強化・整備が喫緊の課題となっています。
- 国道2号・県道下松新南陽線・県道徳山新南陽線(産業道路)などの慢性的な渋滞解消をはじめ、物流交通や地域連携の円滑化を図るため、港や高速道路へのアクセス向上など、効率的な道路ネットワークの形成が求められています。
- グローバル化の進展、国内需要の減少等に伴う事業再編、脱炭素の世界的潮流などにより、製造業をはじめとした地域産業を取り巻く環境は大きく変化していま

す。既存企業の設備投資を促進する施策とともに、資本の壁を越えた連携体制を構築するなどして、コンビナート全体のコスト競争力の強化を図る必要があります。また、低炭素社会への貢献が期待される水素など本市の地域特性を活かした成長分野を支援する施策を強化し、新たな産業を創出していく必要があります。

- 本市は、臨海部を中心に産業集積が進んでいる反面、新たな企業立地のニーズに応える事業適地が少ないという現状があります。商工会議所や市内事業者と緊密に連携して、民間保有の土地を含め、新たな企業用地の情報収集に努めることが重要です。一方で、一部企業の撤退による大規模跡地については、企業や県などと緊密に連携して、一刻も早い企業誘致を実現する必要があります。
- 商業・サービス業等の集積・連携を促進し、賑わいと地域経済の活性化を図る必要があります。
- 商業、工業等を営む中小企業等が抱える経営課題は、事業者ごとに多種多様であり、その解決には、個々の事業者に寄り添えるより高度な経営相談・経営指導が求められています。
- 全国的な課題として、創業希望者が創業に至る割合は高いものの、創業に対して関心を持つ者が少ないという現状があります。

4. 推進施策の展開

1. 産業基盤の強化

- 現在、徳山下松港では、コンビナート企業の自家発電所などで使われる石炭の大型船舶による一括大量輸送を可能にし、複数企業が連携した共同輸送を進めるため、泊地や航路などの港湾整備を行う国際物流ターミナル整備事業が進められています。企業の海上輸送コストを削減し、国際競争力の強化のため、関係機関と連携して事業の推進を図ります。
- 広域道路ネットワークを強化するため、国や県等との連携を図り、国道2号や県道下松新南陽線の拡幅事業など、主要な幹線道路の早期完成に向けて取り組みます。
- 港湾物流機能や臨海部の東西交通基盤の強化につながる地域高規格道路「周南道路」と県道徳山新南陽線(産業道路)の東進について、早期実現に向けて取り組みます。
- コンビナート企業の継続的な操業と新たな企業誘致のため、引き続き、工業用水の低廉かつ安定的な供給に向けた取組を行います。

2. 企業立地の促進

- コンビナート企業のさらなる国際競争力強化のため、生産設備の機能統合や共同物流など、次世代型コンビナートの構築に向けた企業の取組を支援します。
- 既存企業の事業拡大や市外からの企業進出等を促進するため、製造業を中心に事業所等設置奨励支援制度等による支援を行います。
- 本市の企業立地促進に向けて、県などの関係機関と連携し、市内外を問わず積極的なPRに努めます。

3. 商業・サービス業等の振興

- 商業・サービス業等、地域の事業者が連携し、自ら主体となって地域経済の活性化を図ることのできる仕組みづくりに取り組みます。

4. 中小企業等の経営基盤強化

- 商工会議所や商工会が行う、経営相談・経営指導の取組を支援します。
- 商工会議所や商工会等と連携して、人材不足、後継者不足等をはじめとする多

種多様な経営課題の解決に取り組みます。

- 市制度融資の充実を図り、事業者の資金繰りの円滑化を推進します。
- (公財)周南地域地場産業振興センターが実施する、中小企業の新商品・新技術の開発や販路開拓などを支援します。
- 中小企業の生産性革命の実現に向け、先端設備等に係る固定資産税の免除などの支援を行います。

5. 新産業・新事業の創出

- 医療や環境エネルギーの分野など、今後の成長が期待でき、本市の地域資源の活用が見込める新産業の創出や新事業への展開を支援します。
- 水素の利活用の促進や技術の集積・人材育成を図り、新たなビジネスの創出につなげていきます。
- 農商工と連携した6次産業化の取組を推進し、新たなビジネスモデルを創出します。(再掲)

6. 創業・起業支援の推進

- 周南市創業支援等協議会が実施する、商工会議所や金融機関等と連携した創業相談・講座の開催などにより、創業希望者・創業者・事業承継に課題を抱える事業者を支援するとともに、創業機運醸成事業の展開により、若い世代への創業機運の醸成を図ります。

5. 主な指標

主な指標	現状値	目標値	指標の説明等
法人市民税均等割課税事業所数	2017年度	2024年度	事業所数の維持
	3,851社	3,851社	

6. 関連する個別計画

- 周南市水素利活用構想【計画期間：平成26～令和12年度】
- 周南市水素利活用計画【計画期間：平成27～令和2年度】
- 周南市創業支援等事業計画【計画期間：平成26～令和3年度】
- 周南市都市計画マスタープラン【計画期間：平成20～令和10年度】

参考：主要事業

- 徳山下松港国際物流ターミナル整備事業(国土交通省直轄事業)
 - 国際競争力の強化を図るため、バルクやコンテナ物流に対応する泊地・航路・岸壁などの整備の早期実現に取り組みます。
- 産業等活性化推進事業
 - 周南コンビナートの国際競争力強化に向け、コンビナート活性化推進懇談会の開催や工業用水の確保に向けた調整等を行います。
- 企業立地促進事業
 - 市外からの企業進出や市内企業の新規事業進出・事業規模の拡大や新規雇用に対して奨励金を交付し、地域経済の活性化と雇用の拡大を図ります。
- 中心市街地商業活性化事業
 - 徳山駅周辺の中心商店街の活性化を図るため、空き店舗対策などを促進します。
- まちなかオフィス立地促進事業
 - 中心市街地の拠点機能を向上させ、地域経済の活性化と雇用の促進を図ります。

■ **中小企業金融対策事業**

- 市制度融資の充実や利用促進などに取り組みます。

■ **中小企業経営指導事業**

- 商工会議所・商工会との連携による、経営診断や指導事業を実施します。

■ **地場産業振興事業**

- 中小企業の新商品・新技術の開発や販路開拓を支援し、経営強化を図ります。

■ **水素利活用推進事業**

- 水素の利活用を促進するため、水素ステーションを核としたまちづくりの推進や水素エネルギーの普及啓発などを行います。

■ **地域連携・低炭素水素技術実証事業**

- 様々な水素関連機器による実証事業を実施することで、地域資源である水素の利用促進を図るとともに、低炭素社会の実現に向けた取組を加速させます。

■ **水素イノベーション創出事業**

- 中小企業を対象に、水素関連技術の知識習得と企業間交流を目的とした勉強会の開催や研究開発等への補助を実施し、水素関連産業の創出を図ります。

■ **創業支援事業**

- 商工会議所や金融機関等と連携して、起業を志す人を支援します。

6-4 雇用の充実

1. 基本方向(施策方針)

若者や女性、高齢者など多様な就労機会の確保に努めることにより、市内の産業の持続的発展、地域経済の活性化と雇用の拡大を図ります。

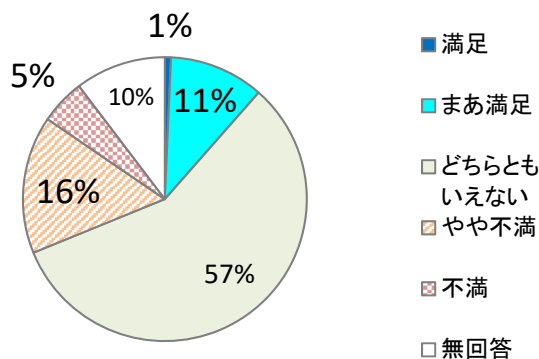
2. これまでの主な取組・成果

(1) 実施した主要施策・事業等

- 中心市街地へのオフィス進出に対する支援制度として、平成26年度に地元雇用奨励制度を創設し新規雇用が生まれました。(平成26(2014)～30(2018)年度：6名)
- 平成26(2014)年に改正した事業所等設置奨励補助制度では、設備投資に伴う新規雇用が生まれました。(平成27(2015)～30(2018)年度：44名)
- 平成29(2017)年度に女性就労に関する実態・ニーズ調査を実施し、雇用面で女性が活躍できるまちの実現に向けた課題と、今後の取組の方向性を整理しました。
- 平成30(2018)年5月に女性が安定して働ける社会の創出に向け、女性雇用に係る地域課題を踏まえ、総合的な対策を講じることを目的として、産官学の連携により女性雇用対策連絡会議を設置しました。
- ニートや引きこもり状態にある人に対して、就労に向けてセミナーやカウンセリング等を実施している「しゅうなん若者サポートステーション」の運営を支援しました。

(2) 市民の意識

人材の育成と雇用の創出



3. 現状と課題

- リーマンショック後の景気回復と労働人口の減少により、企業の人手不足はかつてなく深刻となりつつあります。市内企業に就職する人材を確保するため、新たな人材育成施策を早急に検討する必要があります。
- 未就業女性の多くが、「いずれ働きたい」と考える一方で、就労への不安が多いことや、実際の就職活動には取り組めていない実態があります。
- 有効求人倍率は全体として1を超えているものの、職種別では、1を大きく下回る「就職が難しい職種」や、1を大きく上回る「人手が不足している職種」が混在しています。
- 労働力人口を維持するため、若者・高齢者、女性、障害者、ニートや引きこもり状態にある人など、誰もが働きやすい職場づくりが必要です。

4. 推進施策の展開

1. 就労支援の充実

- 事業所への雇用奨励支援制度により、雇用の拡大に努めます。
- ニートや引きこもり状態などにある人に対して、職業的自立に向けたセミナーやカウンセリングなどを実施する「しゅうなん若者サポートステーション」の取組を支援します。
- 高齢者の雇用や生きがいの場を提供する「シルバー人材センター」の活動を支援します。
- 中小企業の勤労者が安心して就労に励めるよう、各種融資制度を充実させるとともに、退職金制度や共済制度の普及に努めます。
- 市内企業でのインターンシップ実施を推進し、就職を控えた学生の職業観や就業意欲を高める取組を行います。

2. 女性雇用の促進

- 雇用という側面から、女性が活躍できるまちの実現に向けて、仕組みづくりに取り組めます。

3. 多様な雇用機会の創出

- 国の制度を活用し、東京圏からの移住希望者に対して、自身が求める適切な職種へのマッチングを行い、市内就職の促進を図ります。

5. 主な指標

主な指標	現状値	目標値	指標の説明等
市内就業者数(雇用保険の被保険者数)	2018年度	2023年度	
	45,535人	45,535人	

6. 関連する個別計画

参考：主要事業

■ 勤労者金融対策事業

- 離職者や中小企業勤労者向けの生活資金等を融資し、勤労者福祉の充実を図ります。

■ 企業立地促進事業

- 市外からの企業進出や市内企業の新規事業進出・事業規模の拡大や新規雇用に対して奨励金を交付し、地域経済の活性化と雇用の拡大を図ります。(再掲)

■ 女性雇用マッチング事業

- 女性の働きたいを支援するとともに、女性が働きやすい職場づくりに向けた企業への普及啓発を行い、女性と企業とのマッチングを図ります。

■ 地域若者サポートステーション運営支援事業

- ニートや引きこもり状態などにある人に対して、セミナーやカウンセリングなどを実施する「しゅうなん若者サポートステーション」の円滑な運営を支援します。

■ シルバー人材センター運営支援事業

- 高齢者の雇用や生きがいの場を提供する「シルバー人材センター」の円滑な運営を支援します。

■ 県外人材市内就職促進事業

- 県と連携し、東京圏からの移住者のうち、予め登録された中小企業等への就職や、指定する分野での起業を行った者へ支援を行います。

6-5 観光交流の推進

1. 基本方向(施策方針)

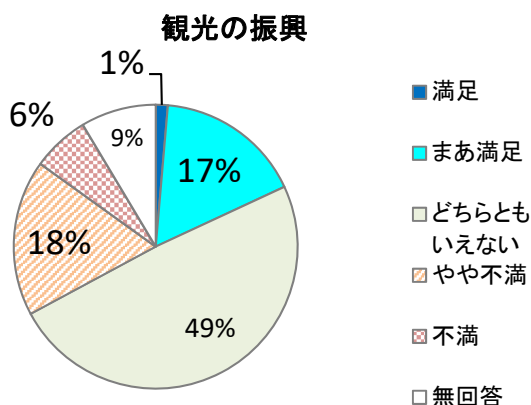
官民の一体的な連携により、地域資源を最大限に活用した観光やコンベンション等による交流を一層推進し、地域経済の活性化・にぎわいの創出や都市イメージの向上のほか、地域への愛着や誇りの醸成を図るなど、本市の活力や価値を高めます。

2. これまでの主な取組・成果

(1) 実施した主要施策・事業等

- 防府市・光市・下松市との観光振興に関する協定に基づき、観光施設利用者増加を目的とした施策や県外で観光合同キャンペーンを行うなど、広域的な連携事業に取り組みました。
- コンベンションの開催支援メニューの拡充のほか、民間団体等と情報の共有を図るなど、受入体制を強化するとともに、誘致の方向性を整理し、全国規模のコンベンションを誘致しました。
- 徳山動物園では、ニーズにあった展示館の企画事業の展開や多彩なコンテンツを利用した新規サービスの提供、情報発信等により、ソフト面からも魅力ある動物園づくりを図ってきました。
- 老朽化した徳山動物園のリニューアルでは、北園にふれあい舎や自然学習館、野鳥観察所、ペンギン舎を整備し、南園では、ゾウエリアの整備を進め、魅力ある動物園の創造を図りました。
- (一財)周南観光コンベンション協会などの観光関係団体や企業と共に、自然や歴史、温泉、また工場夜景や酒蔵などの地域資源を活用し、様々なニューツーリズムを企画実施しました。
- 市の歴史や文化を案内する観光ボランティアガイドと連携し、ガイド技術の向上を目的とした先進地視察や講演会の開催、名所を巡るツアーの企画実施など、おもてなし観光を推進しました。
- 平成 25(2013)年度に設立された「周南学びの旅推進協議会」と連携し、体験型教育旅行の受け入れなど行い、平成 30(2018)年度までの5年間で延べ 30 団体、約 1,000 名が、農山漁村生活体験ホームステイ(民泊)や体験活動を通じて、地域との交流を深めました。
- 受け入れた地域や家庭では、自分たちの住む地域の良さを再認識し地域に活力が創出されるとともに、体験交流施設との連携により、新たな体験プログラムが構築されるなど都市農山漁村交流が進んでいます。

(2) 市民の意識



3. 現状と課題

- 近年、訪日外国人旅行者が大幅に増加している中で、それを本市への観光誘客に繋げていくのが課題となっています。
- コンベンションの主催者等の利便性向上のため、ワンストップサービスの充実など、受入体制の一層の強化が求められています。
- コンベンション終了後に市内での滞在を楽しむ機会を提供し、アフターコンベンションへの誘導を促すことで、地域経済の活性化を図る必要があります。
- 徳山動物園リニューアル事業は、事業費が大きく長期的な計画であり、継続かつ安定的な財源確保と施設整備のインシヤルコストや施設完成後のランニングコスト削減への取組が必要です。
- 少子化の進展により、動物園において、年少世代の入園者数が減少傾向にあり、高齢者層の取り込みなど、多様化する観光ニーズへの対応が必要です。
- 観光ニーズが多様化する中、近隣市との広域観光エリアを構成するなどの対応をしていますが、本市ならではの地域資源を活用し、地域や年齢などターゲットを設定した事業展開を図り、効果的な情報発信を行う必要があります。
- 本市を訪れるリピーターの増加を図るため、ガイド等の人材育成をはじめ、受け入れに関わる一人ひとりのおもてなしを推進する必要があります。
- 体験型教育旅行や体験交流活動について、受入体制の維持・確保を図るとともに、地域ぐるみでの一層の取組が必要となっています。

4. 推進施策の展開

1. 観光客の受入環境の充実

- 防府市、下松市・光市との広域観光の強化を図るとともに、航路でつながる大分県や、全国の工場夜景都市との連携事業を推進します。
- 観光ガイドの育成、観光施設や交通機関、飲食店などでのおもてなしの向上を図り、観光客との交流を深めることで、リピーターの増加や認知度向上につなげます。
- 訪日外国人旅行者の動向やニーズを探り、県や近隣自治体、また観光関係団体や企業と連携し、ターゲットを絞った魅力のあるインバウンド事業を推進します。
- 市内の施設を活用した各種大会、企業・学会等の会議や研修会などの誘致により、交流人口の増大を図り、市内消費を喚起することで地域経済の活性化を図ります。
- 本市の地域資源を活用しながら、戦略的な誘致活動を円滑に進めるとともに、民間団体・企業・学校等と一層連携し、ワンストップサービスの充実など、受入体制の強化を図ります。
- まち歩きコースや観光施設の案内の充実などにより、アフターコンベンションの魅力強化を図り、市内で開催されるコンベンションの付加価値を高めます。

2. 徳山動物園の魅力向上

- 施設の老朽化が進む中で、市街地にある動物園として、観光や学習等の動物園のもつ機能の強化を図るため、計画的に全面リニューアルを進めます。
- リニューアルされた施設の機能を十分発揮し、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が楽しめる新しい体験プログラムを開発し、動物園の魅力向上と入園者数

の増加に繋げていきます。

3. ニューツーリズムの推進

- (一財)周南観光コンベンション協会をはじめとする観光関係団体や企業との連携を強化しながら、地域資源を生かした「体験」「交流」「感動」できるニューツーリズムを展開します。
- 工場夜景、冬のツリーまつり、豊富な食や地酒など、本市の多様な観光素材を組み合わせた夜型観光を推進し、地域経済の活性化と賑わいの創出を図ります。
- 自然や歴史、文化、暮らしなど、農山漁村地域が有する地域資源を活かし、地域単位で取組む体験交流活動を推進します。
- これまでの体験型教育旅行等の受け入れに加え、関係機関との連携を図り、海外からの教育旅行を受け入れる体制を構築します。

5. 主な指標

主な指標	現状値	目標値	指標の説明等
観光客数	2018年度	2024年度	※観光客動態調査に基づく年間実人数
	165万人	180万人	

6. 関連する主な個別計画

- 第3期周南市観光ビジョン【計画期間：令和2～6年度】
- 第2期中心市街地活性化基本計画【計画期間：令和2～6年度】
- 動物園リニューアル基本計画【計画期間：平成21年度～（平成27年度変更）】
- 過疎地域自立促進計画【計画期間：平成28～令和2年度】
- 離島振興計画【計画期間：平成25～令和4年度】

参考：主要事業

■ 広域観光連携事業

- 防府市、下松市・光市との広域観光の取組を継続、発展させるとともに、大分県や工場夜景都市との新たな連携を図ります。

■ コンベンション推進事業

- 各種コンベンションの誘致に努めるとともに、コンベンションの開催支援・おもてなし対応・受入体制の整備等を行います。

■ 動物園リニューアル事業

- 老朽化した徳山動物園のリニューアル工事を行います。

■ (仮)動物園リニューアル魅力アップ事業

- 動物園ボランティアと職員によるインタープリテーション活動やふれあい体験を中心とした動物園の魅力向上のためのソフト事業を展開します。

■ ニューツーリズムの推進

- (一財)周南観光コンベンション協会と連携し、周南工場夜景の取組をはじめとした、本市ならではのニューツーリズムを推進します。

■ ふるさとスローツーリズム推進事業

- 都市農山漁村交流を推進する「周南学びの旅推進協議会」の活動を支援します。

7-1 交通網の充実

1. 基本方向(施策方針)

市民や地域にとって利便性の高い道路整備を推進するとともに、生活交通の確保・維持を図り、市民が利用しやすい公共交通体系づくりを進めるなど、交通網の充実に取り組みます。

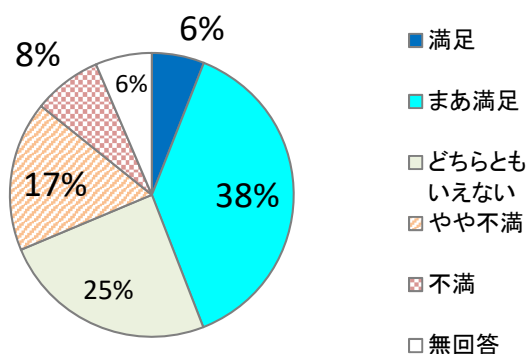
2. これまでの主な取組・成果

(1) 実施した主要施策・事業等

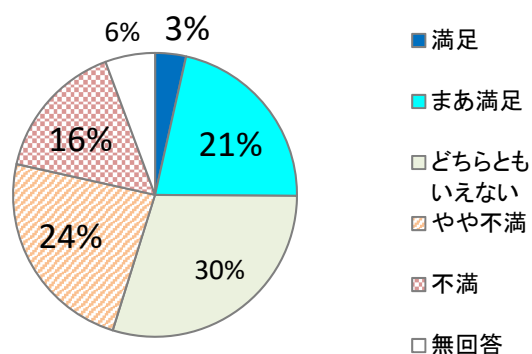
- 市民が安心して安全に道路を利用するために、アセットマネジメントにより、市道の維持管理等の事業を計画的に推進しました。
- 渋滞緩和や物流の活性化等を図るため、計画的な道路整備に取り組みました。
- 定期的な橋梁点検を行い、橋梁の長寿命化に取り組みました。特に、喫緊に架け替えが必要な古川跨線橋については、国や鉄道事業者などの関係機関との調整を図りながら、事業を推進しました。
- 都市計画決定後30年以上未着手の都市計画道路について、現状や将来交通量等の調査を行い、各路線の必要性や見直しの方向性を検証し、「周南市都市計画道路見直し方針」を公表しました。
- 商業、医療、金融などの生活サービスが集積している地域拠点への移動手段を確保するため、大道理地区をはじめ3地区に新たなコミュニティ交通を導入しました。
- バスの乗り方教室の実施、バスロケーションサービスの導入支援など、公共交通機関の利用促進を図りました。
- 歩行者等の安全性、駅利用者等の利便性の向上のため、徳山駅東側駐輪場、徳山駅西側駐輪場、徳山駅南側駐輪場を新設し、櫛ヶ浜駅東駐輪場を増設しました。

(2) 市民の意識

生活道路や幹線道路の整備



バスや鉄道など公共交通の利便性



3. 現状と課題

- 道路は老朽化が進んでおり、維持管理経費は年々増加しているため、アセットマネジメントを着実に実施する必要があります。
- 橋梁では、市道に架かる橋(805橋)の約半数が50年以上経過しており、長寿命化に向けた補修などを計画的に行う必要があります。特に、老朽化が進む古川跨線橋は早期の架け替えが求められています。
- 中開作線や野村一丁目7号線、中溝線等の道路整備事業では、道路用地の取得を進めながら早期の完成を目指す必要があります。

- 人口減少、少子高齢化、マイカーの普及拡大、運転士不足などにより、路線バスをはじめとした公共交通網の維持が困難になっています。
- 公共交通機関の乗継環境は、各交通機関との乗継時の待ち時間や待合環境など利用者に負担があり環境改善を図る必要があります。
- 徳山駅前駐車場などの市営駐車場は、施設老朽化やバリアフリー化への対応など、今後の利用実態を見据えた維持・改修を検討していく必要があります。
- 歩道等に放置自転車等が発生しているため、歩行者の安全確保と景観維持のため、駐輪場への駐輪を促し、歩道等の放置自転車等の追放に取り組む必要があります。

4. 推進施策の展開

1. 幹線道路網の整備

- 円滑な移動の確保や地域間交流の促進を図るため、国や県等との連携を図り、国道2号や県道下松新南陽線など、市内の各拠点地区を結ぶ幹線道路の整備に取り組みます。
- 都市の将来像や地域のまちづくりを踏まえ、長期未着手の都市計画道路の見直しや道路網の再構築を進めます。

2. 道路・橋梁の整備

- 市内全域の市民生活に密着した生活道路の安心・安全・快適な道路環境整備を実施します。

3. 道路・橋梁の適正な維持管理

- 安心・安全な道路環境を維持するため、アセットマネジメントを着実に実施し、計画的かつ効率的な道路・橋梁の維持管理を行います。

4. 公共交通の確保・充実

- 将来にわたり持続可能で利便性の高い公共交通の実現を目指して、コンパクトなまちづくりと連携した公共交通網の形成を図るとともに、地域拠点と周辺を結ぶ生活交通等、地域公共交通ネットワークの構築に取り組みます。

5. 交通結節点の環境整備

- 公共交通利用者の利便性、快適性の向上を図るため、鉄道駅等の主要な交通結節点の一体的な環境整備に取り組みます。

6. 駐車場・駐輪場の管理

- 市営駐車場の適正な維持管理と予防保全等により各施設の長寿命化を図ります。
- 駐輪場の利用状況等を把握し快適な駐輪環境を提供するとともに、歩行者の安全確保と景観維持のため、歩道等の放置自転車等の追放に取り組みます。

5. 主な指標

主な指標	現状値	目標値	指標の説明等
市道の改良率	2018年度	2024年度	改良済区間÷市道延長×100(2018年度の改良率：781km÷1195km×100=65.4%)
	65.4%	66.0%	

6. 関連する主な個別計画

- 周南市地域公共交通網形成計画【計画期間：平成28～令和7年度】

参考：主要事業

- 市道維持管理事業

- 市道維持補修や道路施設などの費用対効果の高い維持管理を推進します。
- **市道整備事業**
 - 中開作線や野村一丁目7号線、中溝線等の道路整備を実施します。
- **橋りょう長寿命化対策事業**
 - 老朽化した橋梁を計画的に点検し、補修などの対策を講じることで、橋梁の長寿命化を推進します。
- **古川跨線橋整備事業**
 - 安心・安全な通行の確保のため、古川跨線橋を架け替えます。
- **公共交通ネットワーク形成事業**
 - 公共交通ネットワークの将来像やその実現の方策を示した「地域公共交通網形成計画」に基づき、持続可能な公共交通網の形成を図ります。
- **交通結節点環境整備事業**
 - 鉄道駅等の交通結節点の乗継環境を一体的に整備し、利用者の利便性、快適性の向上を図ります。
- **路外駐車場管理事業**
 - 市街地等の駐車需要に応じ円滑な道路交通の確保を図るため、駐車場管理や利用環境の整備に取り組みます。
- **自転車駐車場対策事業**
 - 駐輪場を適切に管理し、歩行者の安全確保、駅利用者等の利便性の確保を図ります。

7-2 暮らしやすい都市環境の整備

1. 基本方向(施策方針)

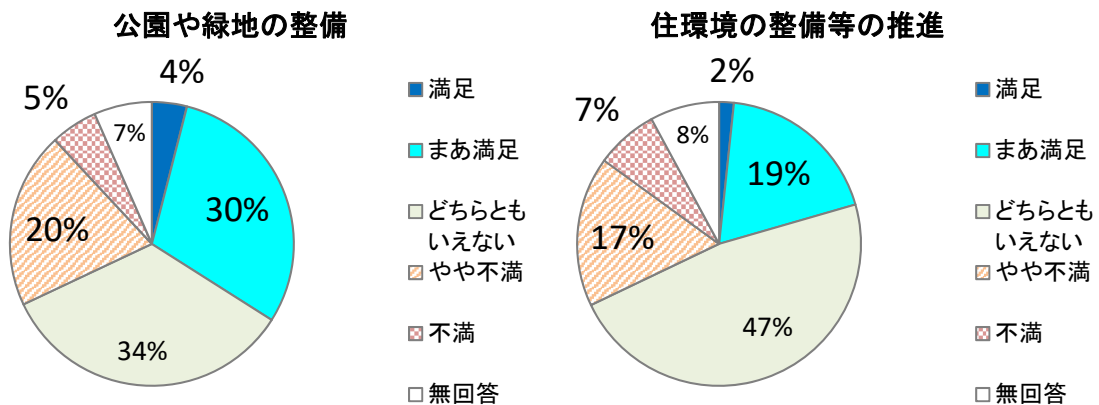
計画的な都市機能の整備や適正な土地利用の規制・誘導等による高次な都市機能の集約を図り、健全な市街地の形成とともに、緑と調和した良好な都市環境や安心安全な住生活を確保した、持続可能なまちづくりを進めます。

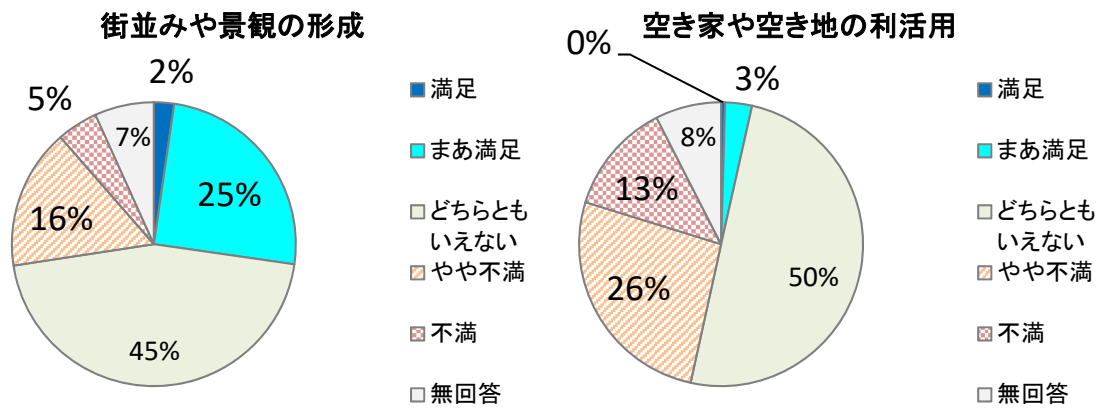
2. これまでの主な取組・成果

(1) 実施した主要施策・事業等

- 持続可能な都市構造への転換を図るために、居住機能や都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランである「周南市立地適正化計画」を策定しました。
- 周南緑地はメインエントランス及び駐車場の整備、永源山公園はプール広場のリニューアル、徳山公園は動物園北園及び南園の整備を行ったほか、公園施設の長寿命化対策を実施しました。
- 区画整理事業(平成30(2018)年度末進捗率：久米中央地区97.7%・富田西部第一地区97.4%)を推進しました。
- 既存の住宅や建築物の耐震化をより一層促進するため、平成31(2019)年3月に「周南市耐震改修促進計画」を改定しました。
- 公営住宅の長寿命化によるライフサイクルコストの削減のため、平成28(2016)年3月に「周南市公営住宅等長寿命化計画」を改定しました。
- 住宅施策を計画的かつ総合的に推進するための基本方針として、平成29(2017)年3月に「周南市住生活基本計画」を策定しました。
- 民間建築物に対して、土砂災害特別警戒区域内の改修費用や、アスベスト対策に係る補助制度を創設し、安全性の確保を推進しました。
- 空き家等の適切な管理を促進し、地域の安心・安全な生活環境を守るため、平成28(2016)年10月に「周南市空家等の適切な管理に関する条例」を施行しました。

(2) 市民の意識





3. 現状と課題

- 人口減少や少子高齢化の進展に対応した、都市機能を集約したまとまりのある都市づくりが求められているほか、近年多発する集中豪雨や大地震等に備えた、災害に強い都市構造の構築を図る必要があります。
- 地域資源の活用や良好な景観形成等により、魅力ある住環境の向上を図り、人口定住や居住誘導につながる持続可能なまちづくりが求められています。
- 市街地において低未利用地や空き家が増加するなど都市のスポンジ化が進んでおり、適正な土地利用を推進する必要があります。
- 公園施設の老朽化に対応した長寿命化対策や安全指針に基づく対策が求められるとともに、地域ニーズの変化や都市機能の集約化など社会情勢の変化に対応した再編が求められています。
- 樹木の大木化などによる維持管理の負担が増加しており、公園や街路樹の適切な維持管理を進めるため、市民の緑化や美化に対する意識向上や、地域住民・事業者・行政の協働した取組が必要となっています。
- 小規模で連続した宅地造成等においては、排水施設や公園等の公共施設が未整備となることから、適切な規模の開発許可制度に誘導する必要があります。
- 近年の大規模地震発生など、自然災害から生命や財産を守るために、既存住宅の耐震化や危険のあるブロック塀等の撤去を一層促進する必要があります。
- 多様化する住宅困窮者に対する公平かつ的確な住宅セーフティネットの確保が求められています。
- 増加する空き家の適切な管理と利活用の推進を図り、空き家の増加を抑制する必要があります。

4. 推進施策の展開

1. 計画的な土地利用の推進

- 「周南市立地適正化計画」を踏まえ、街なか居住や適正な土地利用の推進、災害リスクの軽減に向けた取組等により、無秩序な市街地の拡大を防止し、良好な住居環境や防災・減災に配慮したまちづくりを進めます。
- 土地の開発・保全や利用の高度化に資するため、計画的に地籍調査を進めます。

2. 公園・緑地等の整備

- 「周南市緑の基本計画」に基づき、公園・緑地のもつ多面的役割を持続させるため、公園・緑地の適正な配置と計画的な整備・改修を図ります。
- ユニバーサルデザインに基づき、多様化するニーズや多発する自然災害への防災機能を考慮した公園施設の整備・改修を進めます。

- 周南緑地は、「周南緑地基本計画」に基づき、スポーツ・レクリエーション及び広域防災拠点としての強化を図るため、計画的に事業を推進します。
 - 公園施設の老朽化に対応するため、公園の地域特性と利用者の安全性の確保を考慮し、計画的な長寿命化対策を推進します。
- 3. 公園・緑地等の適正な維持管理**
- 専門技術者による遊具の動作確認、安全指針に基づく点検など、利用者の安心安全を確保するため、公園の適切な維持管理を進めます。
 - 良好な景観や環境を保全するとともに、安全で円滑な道路交通を確保するため、街路樹の適切な維持管理を進めます。
 - 地域の誰もが気軽に利用できるレクリエーションやコミュニティの場を確保するため、公園愛護会などとの連携を図り、快適な公園環境の維持管理を進めます。
- 4. 魅力ある景観の形成**
- 「周南市景観計画」に基づき、景観まちづくりへの意識醸成を図り、地域主体の景観まちづくり活動の支援と併せて、周南市景観整備機構等と連携し、地域に特色のある景観の保全と創出を官民連携で進めます。
- 5. 快適な住環境の整備**
- 久米中央地区や富田西部第一地区の土地区画整理事業は、計画的に推進し早期完了を目指します。
 - ライフサイクルコスト縮減の観点から、公営住宅ストックの長寿命化改修を計画的に実施し、社会情勢の変化により変動する公営住宅の必要戸数を確保します。
 - 省エネルギー対策による快適で質の高い住宅ストックへの更新を促すため、長期優良住宅建築等計画の認定制度の拡充を図ります。
- 6. 安心安全な住まいづくり**
- 「周南市耐震改修促進計画」に基づき、国や県の協力のもと、既存の住宅や建築物の耐震化を促進するとともに、避難路沿道等に存する地震時に危険のあるブロック塀等の撤去を支援することにより安全確保を推進します。
 - 土砂災害特別警戒区域内の民間建築物の土砂対策工事を促し、災害時の人的被害の発生を防ぎます。
 - 民間建築物に使用されているアスベストへの対策を促し、アスベスト飛散による健康被害の発生を防ぎます。
- 7. 空き家・空き地対策の推進**
- 「周南市住生活基本計画」に基づき、安全で快適に暮らすための住まいを確保するとともに、空き家の増加を抑えるため、空き家の適正な管理及び利活用の推進を図ります。
 - 快適な都市環境を形成するため、空き地などの低未利用地の利活用を推進します。

5. 主な指標

主な指標	現状値	目標値	指標の説明等
居住促進区域内人口密度	2019年度	2024年度	国勢調査、住民基本台帳及び居住促進区域面積を基に算出
	48.0人/ha	47.3人/ha	
公園遊具の改築・更新 公園数	2018年度	2024年度	緑化重点地区内で遊具の改築・更新を行った公園(永源山公園周辺・中心市街地周辺・周南緑地周辺地区) 対象…37公園
	8公園	17公園	
市営住宅等管理戸数	2018年度	2026年度	将来人口推計結果等を基に将来需要を推計
	3,748戸	2,870戸	

6. 関連する主な個別計画

- 周南市都市計画マスタープラン【計画期間：平成20～令和10年度】
- 周南市緑の基本計画【計画期間：平成20～令和10年度】
- 周南市景観計画【計画期間：平成23年度～】
- 周南市立地適正化計画【計画期間：平成29～令和17年度】
- 周南市住生活基本計画【計画期間：平成29～令和8年度】
- 周南市空家等対策計画【計画期間：平成29～令和8年度】

参考：主要事業

■集約型まちづくり推進事業

- 集約型まちづくりに向けた包括的なマスタープランである「周南市立地適正化計画」に基づき、福祉・医療・商業等の都市機能の適正な誘導を図り、効率的な都市構造の構築を図ります。

■地籍調査事業

- 湯野・鹿野地区の土地境界、地番・地目・地積などの現況調査を実施し、地籍の整理や情報の更新などの地籍調査を行います。

■公園・街路樹維持管理事業

- 老朽化した公園施設の維持管理、遊具の安全指針への対応、及び大木化した樹木の適正な維持管理を進めるとともに、官民連携による持続的な維持管理を進めます。

■周南緑地整備事業

- 各種レクリエーションやスポーツに関する多様なニーズに対応した施設の整備を図るとともに、広域防災拠点としての防災機能の充実を図ります。

■公園施設長寿命化対策事業

- 周南緑地及び永源山公園を含む各公園において、利用者の安全確保やライフサイクルコストの縮減を目指し、老朽化した公園施設の計画的な長寿命化対策を進めます。

■動物園リニューアル事業(徳山公園)

- 老朽化した徳山動物園の各施設をリニューアルし、魅力ある動物園として来園者の増加を図るとともに、広域避難地としての防災機能の充実を図ります。

■土地区画整理事業

- 久米中央(27.1ha)・富田西部第一(23.5ha)の都市基盤整備と宅地の

利用増進を図ります。

■ **住宅等耐震化促進事業**

- 旧耐震基準により建築された住宅や建築物に対する助成を行います。
- 避難路沿道等に存する地震時に危険のあるブロック塀等の撤去費に対する助成を行います。

■ **住宅等土砂災害対策事業**

- 土砂災害特別警戒区域内において、土砂災害への安全性を有していない民間建築物の改修費に対する助成を行います。

■ **民間建築物アスベスト対策事業**

- 民間建築物のアスベスト対策に対する助成を行います。

■ **空家対策関係事業**

- 空き家の適切な管理と利活用を推進します。

7-3 都市拠点等の形成

1. 基本方向(施策方針)

生活サービスや都市の魅力を高める施設の充実、快適な居住環境の整備、地域社会の維持等により、利便性や活力のある都市拠点等の形成を図り、都市全体で持続可能な都市構造を構築します。

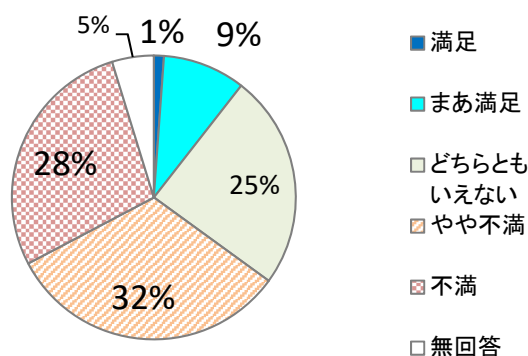
2. これまでの主な取組・成果

(1) 実施した主要施策・事業等

- 行政や医療・福祉、商業等の質の高い生活サービス機能をJR徳山駅周辺の都市拠点やJR新南陽駅周辺等の地域都市拠点に集約するとともに、その周辺に居住を誘導し、拠点間を公共交通等で繋ぐコンパクト・プラス・ネットワークの取組を推進するため、「周南市立地適正化計画」を策定しました。
- 徳山駅南北自由通路、橋上駅舎、徳山駅前賑わい交流施設、徳山駅北口駅前広場等を整備し、広域都市拠点としての機能強化を図り、徳山駅前賑わい交流施設は年間来館者数200万人を超えるなど、賑わいを創出しました。
- 中心市街地活性化基本計画(平成25(2013)年4月～平成30(2018)年3月)に基づき、中心市街地活性化協議会等、民間と連携して事業を進め、活性化の目標値(中心商店街等の新規出店数累計149店舗、街なかの歩行者等通行量14か所28,000人/日)を達成しました。

(2) 市民の意識

中心市街地の活性化



3. 現状と課題

- 持続可能な人口構成及び地域社会を維持していくためには、進学や就職、結婚、退職等の生活スタイルの変化、様々な居住ニーズ等に応じて、市街地や中山間地域への特に若者の定住、移住の促進に向けて、利便性が高く良好な生活環境等の整備が求められています。
- 市街地において、低未利用地や空き家が増加するなど都市のスポンジ化が進んでいるほか、市街地周辺部や中山間地域の生活拠点等においても、生活サービス施設の減少や公共交通サービスの低下といった課題が表面化しています。
- 徳山駅周辺整備事業等、第1期中心市街地活性化基本計画期間中に実施した事業により、徳山駅周辺に賑わいが創出されました。この賑わいを中心市街地全域、さらには市内全域に波及させることが求められています。
- 徳山駅前地区市街地再開発事業やイベント等、集客力や回遊性を高める民間の取組が進んでいます。これらを支援するため、第2期中心市街地活性化基本計画を

策定し、継続的かつ系統的に活性化を推進する必要があります。

4. 推進施策の展開

1. 中心市街地の拠点性の向上

- 都市拠点として位置付けるＪＲ徳山駅周辺については、令和２（2020）年度の徳山駅南口駅前広場整備をもって、徳山駅周辺整備事業が完了します。今後は、これら公共空間及び公共施設の利活用を推進し、賑わい創出を図ります。
- 第２期中心市街地活性化基本計画に基づき、引き続き公民が連携して事業に取り組み、魅力ある中心市街地の再生・充実を図ります。
- 商業・サービス機能の充実、街なか居住の推進、新たな雇用の創出等に寄与する徳山駅前地区市街地再開発事業を支援するとともに、公民が連携して、商店街及び中心市街地への回遊性向上を図ります。

2. 地域都市拠点や生活拠点の維持

- 都市拠点を補完し、地域の中心的な役割を担う都市的機能が集積する拠点として位置付けるＪＲ新南陽駅周辺、熊毛総合支所周辺、鹿野総合支所周辺、須々万支所周辺の地域都市拠点について、医療、商業等の身近な生活サービス施設や交通結節機能の維持・更新・集約に取り組みます。
- 一定の生活サービス機能を有する各支所周辺等の生活拠点については、公民が連携して、その機能を維持するとともに、生活サービス機能が集積する地域都市拠点等への住民の移動手段の確保を図ります。

5. 主な指標

主な指標	現状値	目標値	指標の説明等
歩行者等通行量（徳山）	2015年度	2024年度	ＪＲ徳山駅周辺の５か所の１日当たりの歩行者・自転車数
	10,953人	11,000人	
歩行者等通行量（新南陽）	2015年度	2024年度	ＪＲ新南陽駅前の１か所１日当たりの歩行者・自転車数
	704人	710人	

6. 関連する主な個別計画

- 周南市立地適正化計画【計画期間：平成29～令和17年度】（再掲）
- 周南市地域公共交通網形成計画【計画期間：平成28～令和8年度】（再掲）
- 徳山駅周辺整備構想【計画期間：平成16年度～】
- 徳山駅北口駅前広場、南口駅前広場及び南北自由通路基本計画【計画期間：平成21年度～】
- 中心市街地駐輪場整備計画【計画期間：平成25年度～】
- 第２期中心市街地活性化基本計画【計画期間：令和２～6年度】

参考：主要事業

■集約型まちづくり推進事業（再掲）

- 集約型まちづくりに向けた包括的なマスタープランである「立地適正化計画」に基づき、福祉・医療・商業等の都市機能の適正な誘導を図り、効率的な都市構造の構築を目指します。

■徳山駅周辺整備事業

- 徳山駅南口駅前広場を整備します。

■ **中心市街地活性化事業**

- 第2期中心市街地活性化基本計画に基づき、公民連携のもと賑わいの創出及び回遊性の向上を図ります。

■ **再開発推進事業**

- 民間による徳山駅前地区市街地再開発事業への補助及び支援をします。

■ **中心市街地商業活性化事業（再掲）**

- 徳山駅周辺の中心商店街の活性化を図るため、空き店舗対策などを促進します。

■ **まちなかオフィス立地促進事業（再掲）**

- 中心市街地の拠点機能を向上させ、地域経済の活性化と雇用の促進を図ります。

7-4 水道の安定供給と下水道の充実

1. 基本方向(施策方針)

安全で安定した水道水の供給と下水道の整備・充実の推進を図り、快適な生活環境で暮らせるまちづくりを進めます。

2. これまでの主な取組・成果

(1) 実施した主要施策・事業等

水道事業

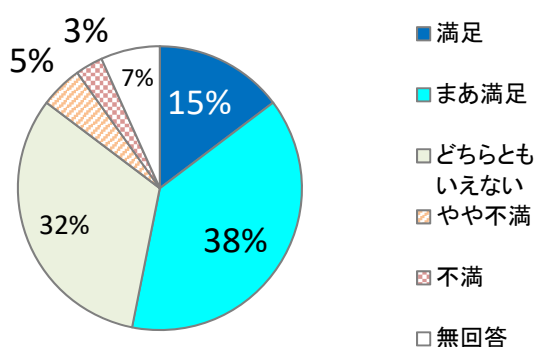
- 大迫田浄水場の耐震化・長寿命化対策に着手するとともに災害時に重要となる配水管を計画的に更新することで、管路の耐震化を進めました。
- 一の井手浄水場の浄水処理を中止し、施設最大稼働率の向上を図りました。
- 簡易水道事業等の経営基盤の安定化及び効率化を図るため、周南市水道事業に統合し、一元化しました。

下水道事業

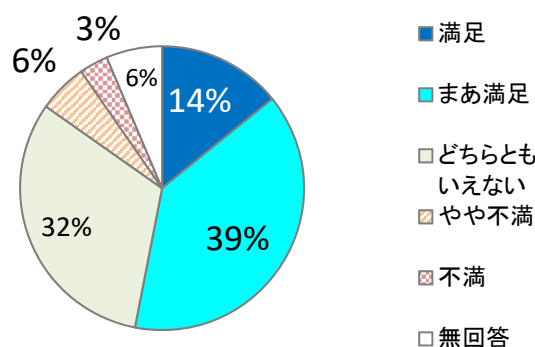
- 管渠や浄化センター・ポンプ場など施設毎に長寿命化計画を策定し、施設の長寿命化や耐震化に取り組みました。
また、下水道施設全体を一体的に捉えた下水道ストックマネジメント計画を策定しました。
- 市街化区域や用途地域内を優先して公共下水道の整備を行うとともに、それ以外の地区では地元の意向を把握し整備手法の見直しを行うなど、汚水処理施設整備人口の普及に努めました。
- 土地区画整理事業や県道拡幅工事の進捗に併せ、雨水管渠等の整備を行うなど浸水対策事業を推進しました。

(2) 市民の意識

上水道の整備



下水道・排水施設の整備



3. 現状と課題

水道事業

- 水道水の安全性を確保するため、浄水施設への不法侵入者対策、テロ対策等の強化が必要です。また、水源から蛇口に至るまでの一貫した水質管理が必要です。
- 大規模地震や集中豪雨などの災害時においても安定した給水を確保するため、主要な浄水施設・管路の耐震化を図り、機能強化を高めることが必要です。

下水道事業

- 人口減少などの近年の社会情勢を踏まえ、今後は地域の実情に応じた汚水処理施設を選択し、未普及地区の水洗化を一層推進していくことが必要です。

- 近年の都市化の進展や頻発する豪雨に伴う浸水被害を解消・軽減するため、市街地の低地での浸水対策を進めることが必要です。
- 下水道施設の老朽化が進む中、地震などの災害時においても機能を確保するため、適正な維持管理と施設の計画的な改築更新を推進していくことが必要です。

4. 推進施策の展開

1. 安全な給水の確保

水道事業

- 水源から給水栓に至るまでの全ての段階における水質被害のリスクに対し、水道水の供給に影響を及ぼさないよう迅速かつ適正に対応できる監視体制を構築することで、水道の安全性を高めます。

2. 下水道施設の整備

下水道事業

- 人口減少や少子高齢化社会を踏まえ、下水道や浄化槽など地域の特性に応じた効率的な汚水処理施設の整備を行い、汚水処理人口普及率の向上に努めます。
- 雨水管渠等の整備を進めるとともに、土地区画整理事業や道路事業などと整合を図りながら、浸水対策を推進します。

3. 上下水道施設の長寿命化・耐震化

水道事業

- 水道施設更新計画・耐震化計画に基づき、主要な浄水施設の耐震化・長寿命化を図るとともに災害時に重要な拠点となる病院や指定避難場所へ給水する配水管を計画的に更新します。

下水道事業

- 管渠や浄化センター・ポンプ場など下水道施設全体の中長期的な施設の状態を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えた「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、徳山中央浄化センターの再構築事業など、施設の長寿命化や耐震化を推進します。

4. 上下水道事業の経営の安定化

水道事業

下水道事業

- 経常費用を経常収益で賄っていますが、今後も持続可能な経営を進めます。
- 企業債残高の減少により、経営の安定化を図ります。

5. 主な指標

水道事業

主な指標	現状値	目標値	指標の説明等
管路の耐震化率	2018年度	2024年度	全管路のうち耐震管延長÷全管路延長×100
	29.60%	34.68%	
企業債残高	2018年度	2024年度	企業債残高の推移
	14,446,498千円	10,957,141千円	

下水道事業

主な指標	現状値	目標値	指標の説明等
管渠の布設替え・更生延長(m)	2018年度	2024年度	ストックマネジメント計画等に基づいた施工済み延長
	2,460m	4,160m	
企業債残高(千円)	2018年度	2024年度	企業債残高の推移
	21,052,789千円	17,619,593千円	

6. 関連する個別計画

水道事業

- 周南市水道事業ビジョン(経営戦略を含む)【計画期間：令和元～10年度】
- 周南市水道事業計画【計画期間：平成29～令和8年度】
- 周南市水道事業施設更新計画・耐震化計画【計画期間：令和元～10年度】

下水道事業

- 周南市公共下水道事業計画【計画期間：平成30～令和11年度】
- 周南市流域関連公共下水道事業計画【計画期間：平成29～令和10年度】
- 周南市下水道事業経営戦略【計画期間：平成29～令和8年度】

参考：主要事業

水道事業

■安全管理強化事業

- 水質検査の項目数を維持し、水道水の安心・安全性を強化します。

■水道施設更新・耐震化事業

- 施設のダウンサイジングを考慮しながら水道施設更新計画・耐震化計画に基づき、浄水施設や配水池の耐震化・長寿命化を図ることで機能強化を進めるとともに経年化・老朽化した管路や重要給水施設に至る管路を耐震化します。

下水道事業

■未普及対策事業

- 汚水管渠等の整備を行い、未整備地区の汚水処理施設普及を推進します。

■浸水対策事業

- 雨水管渠等の整備を行い、浸水の防除や軽減を推進します。

■下水道施設更新・耐震化事業

- ストックマネジメント計画等に基づき、計画的な点検調査及び修繕改築を行うことにより持続的な下水道施設の確保とライフサイクルコストの低減を図ります。

8-1 低炭素・循環型社会の実現

1. 基本方向(施策方針)

地球温暖化防止のため、水素をはじめとした新たなエネルギーを活用し、低炭素社会の実現を目指します。

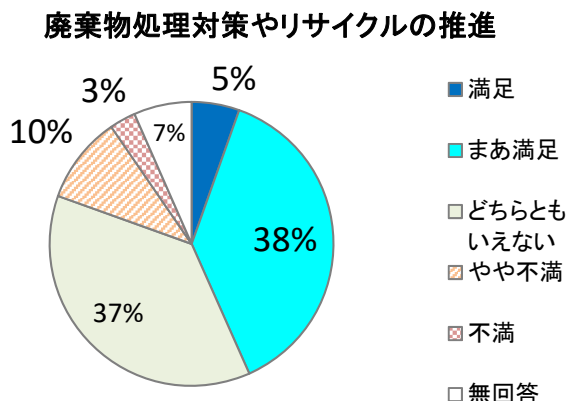
また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に則った一般廃棄物の適正な処理を実施するとともに、市民・事業者・行政が協働して、ごみの発生抑制・再利用・再資源化(3R)を推進することにより、循環型社会の形成を目指します。

2. これまでの主な取組・成果

(1) 実施した主要施策・事業等

- 市内で大量に生産される水素の利活用を促進するため、平成27(2015)年4月に「水素利活用計画」を策定しました。同年5月、地方卸売市場に水素学習室を開所、8月に水素ステーションの誘致を実現し、これらの施設を中核とした先進的な水素利活用の取組を進めています。
- 市自らが率先して取り組む省エネ対策「周南市役所エコ・オフィス実践プラン」に基づき、省エネ改修(ESCO事業導入による市営路外駐車場の改修・維持管理)、公共施設の統廃合(新本庁舎への統合)、職員対象のノーマイカーデーなどを行い、温室効果ガス排出量の削減に取り組みました。
- 家庭における地球温暖化防止活動を促進する取組(しゅうなんエコポイント、しゅうなんエコチャレンジ、みどりのカーテン)、小学生を対象とした冬休みの取組(エコ日記)、通勤時のマイカー利用抑制を図る取組(市内一斉ノーマイカーデー)、定置用燃料電池(エネファーム)設置費補助を実施しました。
- 周南市温暖化対策地域協議会が実施する事業(小学生を対象とした夏休みに温暖化防止活動をする仕組み「キッズエコチャレンジ」など)を支援しました。
- 燃やせるごみの処理は、3施設で行っていましたが、平成27(2015)年度から新南陽・鹿野地域のごみを、令和元(2019)年度から熊毛地域のごみを恋路クリーンセンターで行うことで、燃やせるごみの処理システムを統一しました。これにより、ごみ処理費の削減や燃やせるごみ指定袋の統一等を図りました。
- 市民の分別に対する理解と協力等により、ごみの資源化が進み、最終処分量(埋立量)の削減を実現しました。
- 処理困難物の選別処理は、令和元(2019)年度から、徳山・新南陽・熊毛地域の処理困難物を集約し、旧ごみ燃料化施設を改修した処理困難物選別施設で行うこととしました。
- リサイクルプラザ内の「環境館」では、エコフェスタ等のイベント開催や施設見学者の受入等を実施し、ごみの適正分別の必要性や3Rの取組の重要性についてPRを行ってきました。

(2) 市民の意識



3. 現状と課題

- 世界的な動きとして、気候変動枠組条約に加盟する全ての国が参加する温室効果ガス排出削減等(世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球の平均気温上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追及)のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が平成27(2015)年採択され、平成28(2016)年に発効しました。
- 平成28(2016)年日本はパリ協定に締結し、令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比26.0%減を目標とし、その達成のために国は民生部門(家庭・業務)において40%の大幅削減が必要であると示しています。また、これまでの地球温暖化という気候変動の緩和・防止策ではなく、適応策としての「気候変動適応法」が平成30(2018)年に公布されました。
- 3年遅れて公表される特定事業所排出量など各種統計資料から推計した周南市域の温室効果ガス排出量は、平成27(2015)年度は13,713千トンCO₂で、前年度比6.1%増(平成25(2013)年度比8.1%増)、全体の9割を占める化学工業を含む製造業の変動によるものです。民生部門(家庭・業務)では、平成27(2015)年度672千トンCO₂で、前年度比1.8%減(平成25(2013)年度比8.7%減)です。
- 太陽光などの再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を一定期間固定価格で電気事業者が買い取ることを義務づける「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により周南市域の再生可能エネルギー容量は増加しています(平成26(2014)年度末41MW→平成29(2017)年度末66MW:62%増)。平成29(2017)年度末では、太陽光79%、水力1%、バイオマス20%を占め、10kW以上の太陽光発電設備が34MW(平成26(2014)年度末比2.7倍)で全体の半分を占め大きく増加しています。
- 全国有数の水素製造都市という地域特性を生かし、水素の利活用による産業振興と低炭素社会の実現に向けて、水素を燃料とする燃料電池自動車やフォークリフトなどの普及促進を図る必要があります。
- 私たちの暮らしは、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から循環型社会への転換が求められており、市民や事業者・行政が協働して、「ごみの発生抑制」「再使用」「再資源化」(3R)を推進していく必要があります。
- 近年では、海洋に流出する廃プラスチック類(以下「海洋プラスチックごみ」という。)が生態系に与え得る影響等について国際的に関心が高まり、世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題となっています。
- 不法投棄は、クリーンリーダーや保健所、警察等関係機関との連携、また不法投

棄防止看板の設置等により、減少傾向にあります。環境美化や海洋プラスチックごみ拡散防止の側面からも継続して防止することが必要です。(平成 30(2018)年度 46 件)

- 最終処分場は容量に限りある施設であり、徳山下松港新南陽N7地区最終処分場については受入期間を令和 12(2030)年度までと計画しており、今後の最終処分場の確保について検討する必要があります。
- し尿・浄化槽汚泥処理施設が老朽化していることから、現在、施設更新を進めており、完成後は、処理統合による処理システムの適正化を図る必要があります。

4. 推進施策の展開

1. 低炭素社会の構築

- 太陽光発電・小水力発電・バイオマス発電などの再生可能エネルギーの導入促進を図ります。
- 省エネルギー性能の高い機器・設備の導入などエネルギーの効率的利用促進を図ります。
- 脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」「サービスの利用」「ライフスタイルの転換」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す政府の国民運動「COOL CHOICE」、県の「CO2削減県民運動」や、市自らが率先して努め、省エネ・節電等、環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルの推進を図ります。
- EV等次世代自動車の導入、エコドライブ、公共交通機関の利用、地産地消、二酸化炭素吸収源対策の推進など、「社会システム構築・吸収源対策」の推進を図ります。

2. 新エネルギーの利活用の推進

- 本市では、液化水素と圧縮水素の製造工場が稼働し、水素が大量に生産されていることから、次代を担うクリーンエネルギーである水素の利活用を促進することで、エネルギーの地産地消と低炭素社会への取組を進めます。
- 本市の豊富な森林資源を活用して木質バイオマス材の生産に向けた取組を進め、市内コンビナート企業による発電燃料としての利活用を推進します。

3. 環境教育・啓発の推進

- 環境館を活用して、エコフェスタ等の体験学習や3Rに関する情報発信による啓発を行います。
- ごみアプリ、ごみ収集カレンダー、広報誌等の各種メディアを通じて、分かりやすい分別やごみ処理費用の公表等のごみに関する情報の発信を行います。
- 出前講座等を通じて、ごみ減量や分別の方法、ごみ・環境に関する問題等について、環境教育を行います。
- クリーンリーダーの配置・育成や環境衛生団体等の市民団体との連携と活動支援を行うことにより、地域から発信する啓発を図ります。
- 不法投棄防止・ポイ捨て禁止等の啓発を通じて、海洋プラスチックごみ防止の啓発を図ります。

4. 3Rの推進と廃棄物の適正処理

- 市民・事業者・行政が、マイバッグ持参によるレジ袋削減や食品ロスの削減、海洋プラスチックごみ対策等を協働して取り組み、3Rの推進を図ります。
- 生ごみ処理機購入補助金交付制度・資源物回収報奨金交付制度等の助成制度を活用した3R推進を図ります。

- 社会的評価や経済的インセンティブ等の効果を利用した3R推進を図ります。
- 事業系一般廃棄物について、事業者への3R推進協力依頼と指導を図ります。
- 焼却灰の再資源化・リサイクルプラザでの再資源化を行い、中間処理によるごみ減量と再資源化を図ります。
- ごみ排出方法の簡素化の検討や処理困難物、し尿及び浄化槽汚泥の処理統合を推進し、一般廃棄物処理システムの適正化を図ります。
- 施設の適正な維持管理や最終処分場の確保の調査検討を推進し、ごみ処理施設の効率的運用を図ります。
- 一般廃棄物処理システムの適正化に合せた収集運搬体制の見直しを行い、その適正化を図ります。
- 環境美化や海洋プラスチックごみ拡散防止のため、不法投棄対策を図ります。

5. 主な指標

主な指標	現状値	目標値	指標の説明等
市の民生部門(家庭・業務)温室効果ガス排出量	2015年度	2021年度	国の目標(2030年度)である民生部門40%削減を見据えた値を算定
	672千t	597千t	
環境館利用者数	2018年度	2024年度	視察者・会議室利用者・一般来館者の年間延べ人数
	3,253人	5,000人	
クリーンリーダー設置率	2018年度	2024年度	クリーンリーダー設置自治会数÷市内自治会数
	95.2%	100%	
市民一人1日当たりごみ排出量	2018年度	2024年度	家庭ごみの排出量÷周南市の人口÷365日
	693g	673g	
リサイクル率	2018年度	2024年度	再資源化量÷ごみ排出量(事業系も含む)×100
	30.7%	35.2%	
最終処分量(埋立量)	2018年度	2024年度	徳山下松港新南陽N7地区最終処分場・鹿野一般廃棄物最終処分場の埋立量
	3,201t	3,078t	

6. 関連する主な個別計画

- 周南市環境基本計画【計画期間：平成27～令和6年度】
- 周南市水素利活用構想【計画期間：平成26～令和12年度】
- 周南市水素利活用計画【計画期間：平成27～令和2年度】
- 周南市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画【計画期間：平成27～令和6年度】
- 周南市一般廃棄物(生活排水)処理基本計画【計画期間：平成20～令和7年度】

参考：主要事業

■水素利活用推進事業

- 本市の地域産品でもある水素の利活用を促進するため、水素ステーションを核としたまちづくりの推進や、水素エネルギーの普及啓発等を図ります。

■地域連携・低炭素水素技術実証事業

- 様々な水素関連機器による実証事業を実施することで、地域資源である水素の利活用促進を図るとともに、低炭素社会の実現に向けた取組を加速させます。

■ 緑山バイオマス材生産モデル事業

- 市有林における早生樹種の利活用により、植林から伐採までのサイクルの短期化を図るなど、効率的・安定的な木質バイオマス材の生産に向けたモデル事業を実施します。

■ 地球温暖化を防ぐまちづくり事業

- 家庭での温暖化防止や省エネ活動を、市民が作るエコ川柳等を活用してPRに努めます。
- 毎月第3金曜日、市内の事業所が一斉に通勤時の温室効果ガス排出を抑制する、市内一斉ノーマイカーデーを実施します。
- 小学生を対象とした夏休みに温暖化対策について自分でできることを考え、実行、その結果をシートに記入し報告する「キッズエコチャレンジ」事業等を実施する周南市温暖化対策地域協議会の運営を支援します。
- 公共施設への省エネ・再エネ設備の導入やペーパーレス化など、市が率先して環境に負荷の少ない取組を行います。

■ 環境館運営管理事業

- 「環境館」を3Rや環境に関する啓発活動の拠点として、事業展開を進めます。

■ リサイクルプラザ運転管理事業

- 一般廃棄物の再資源化を推進するため、リサイクルプラザの安心安全な運転、安定した管理・運営を行います。

■ ごみ対策推進事業

- ごみの正しい分別方法、ごみの減量化・再資源化及び海洋ごみ防止など、ごみに関する市民の意識を高めるために、啓発事業及び補助事業を実施します。

■ 資源物団体回収推進事業

- 一般廃棄物の再資源化を促進するため、自治会等による資源物団体回収を奨励します。

■ し尿処理施設整備事業

- 徳山中央浄化センター再構築事業に併せて、し尿及び浄化槽汚泥を安定的に処理する施設を整備します。

8-2 環境保全の推進

1. 基本方向(施策方針)

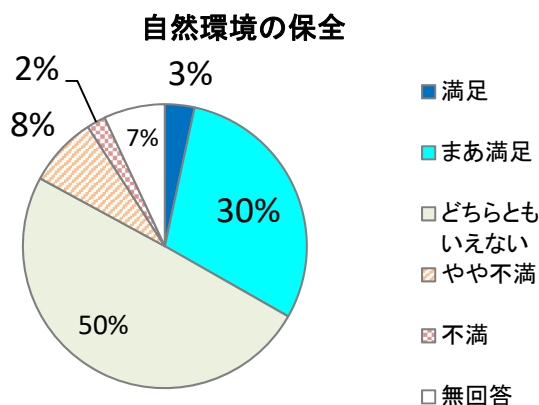
地域の特性に応じた自然環境を保全・活用し、人と自然が共生する豊かで安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、市民一人ひとりの自覚のもと、ごみのないきれいなまちづくりを進めます。

2. これまでの主な取組・成果

(1) 実施した主要施策・事業等

- 大気・水環境等を保全するため、環境状況の監視・測定に努め、豊かな水環境の保全を目的に、公共下水道等の整備や浄化槽の普及を図りました。
- 水の大切さや生物多様性の実態を学ぶ「水辺の教室」を開催し、環境保全への意識向上を図りました。
- 生態系との調和を踏まえた河川・藻場・干潟の整備などの、野生生物の生育・生息環境の保全や再生を図りました。
- 市道などの環境美化活動を行う団体を登録し支援する「環境清掃里親制度」を実施しました。
- 都市公園や普通公園で清掃活動などを行う「公園愛護会」として登録された団体を支援しました。
- 平成 22(2010)年度から「犬適正飼育啓発事業」による、犬の飼い方教室等を行い、ペットの適正飼養の啓発、無駄吠え防止などのマナー向上を推進しました。
- 平成23(2011)年度に、「空き缶等のポイ捨てその他の迷惑行為禁止条例」を改正し、空き缶等のポイ捨て禁止・ペットのふんの放置禁止・路上喫煙禁止区域の指定など、清潔で美しいまちづくりに取り組みました。

(2) 市民の意識



3. 現状と課題

- 本市の恵み豊かな環境を次世代へ引き継いでいくため、市民や事業者・行政が連携し、環境負荷の少ない循環型社会の構築に取り組み、人と自然が共生する社会の実現を図ることが求められています。
- 大気環境について環境基準は概ね達成されていますが、全国的な状況と同様に光化学スモッグの原因物質である光化学オキシダントについて達成できていません。
- 海・川・湖の水環境は、人の健康の保護に関する環境基準は達成していますが、生活環境の保全に関する環境基準については、全国的な状況と同様に閉鎖性水域において一部環境基準に達していません。

- 公共用水域の水質保全のため、引き続き公共下水道や浄化槽の整備など生活排水の浄化対策を進める必要があります。
- 豊かな自然環境に恵まれている本市においても、外来種の侵入等の人間が関わる活動や気候変動により、生態系への影響が懸念されており、多様な生態系を保全し、外来種対策を推進する必要があります。
- 自治会や事業所・団体等による自主的な清掃活動や、環境清掃里親制度・公園愛護会制度等の取組により、近年、環境美化に対する意識は向上しています。一方、「道路沿いでポイ捨てされている」「ペットのふんが放置されている」などの声も寄せられており、今後も、ごみのないきれいなまちづくりに向けた、市民一人ひとりの意識の醸成を図る必要があります。

4. 推進施策の展開

1. 自然環境の保全と再生

- 公共用水域の水質保全のため、公共下水道や浄化槽の整備など生活排水の浄化対策を引き続き行います。
- 多様な生態系を保全し、希少野生動植物を守り、外来種の防除対策を進め、生物多様性の重要性を市民と共有し、主体的な行動を促進します。
- ナベヅル保護のため、関係団体と連携したツルの生息環境の保全に努めるとともに、保護ツルの移送等に取り組みます。

2. 良好な生活環境の確保

- これまで本市が行った施策を横断的かつ効率的に推進し、市民と一体となって、ごみのないきれいなまちづくりに取り組みます。
- ペットのふんの放置を防止するため、飼い方マナー向上に取り組みます。
- 市内中心部で行われる大規模なイベントに合わせて清掃活動を行い、市民参加によるごみのないきれいなまちづくりの推進に取り組みます。

5. 主な指標

主な指標	現状値	目標値	指標の説明等
ごみのない きれいなまちづくり 清掃活動参加者数	2018年度	2024年度	大規模なイベントに合わせた 清掃活動参加者の年間延べ人数等
	323人	500人	
犬の飼い方教室・ 講座の受講者数	2018年度	2024年度	県職員・獣医師による教室・ 講座受講者の累計
	31人	100人	

6. 関連する個別計画

- 周南市環境基本計画【計画期間：平成27～令和6年度】
- 周南市一般廃棄物(生活排水)処理基本計画【計画期間：平成20～令和8年度】

参考：主要事業

■ 合併処理浄化槽整備推進事業

- 公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上を図るため、浄化槽整備地域において浄化槽設置に対する支援を行い、普及を促進します。

■ 鶴保護対策事業【再掲】

- ツル渡来数増羽のため、渡来ツル生息環境の整備を進め、移送放鳥事業に取り

組みます。

■ **犬適正飼育啓発推進事業**

- 「犬の飼い方教室・講座」飼い犬の子犬譲渡会（ワンワン銀行）の開催、不妊去勢手術費の補助等により適正飼育の啓発を推進します。

■ **ごみのないきれいなまちづくり推進事業**

- 自発的に環境美化活動に取り組んでいる団体などへの支援や各種イベント等の啓発活動を通し、市民、事業所、行政が一体となってきれいなまちづくりを推進します。

9-1 まちの魅力の向上

1. 基本方向（施策方針）

魅力ある様々な地域資源等を広く市内外に訴求し、人・物・金・情報など、地域にとって資源となるものを確保・獲得するシティプロモーション活動を通じて、まちの認知度・好感度・価値の向上を促進し、持続可能なまちづくりを進めます。

2. これまでの主な取組・成果

(1) 実施した主要施策・事業等

- マスメディアやSNS、インターネットを活用した情報発信、庁内連携によるイベントの実施、職員による全国キャラバンなど様々なシティプロモーション活動を展開しました。
- 行政と市民、企業、民間団体とが連携、協力した企画やイベントなど様々な活動を展開しました。

3. 現状と課題

- 人口減少社会を背景に、将来の地域の経済力、活力低下が懸念されており、今後、地域の活力を維持・増進し持続可能なまちとしていくための取組みとして、行政・市民・企業・各種団体等が連携、協力しながら、選ばれる自治体を目指した認知度の向上に向けた活動や、市への愛着や誇りを育む継続的な活動が必要とされています。

4. 推進施策の展開

1. シティプロモーションの推進

- 市民の理解と共感を得られるシティプロモーション事業を構築・推進するほか、ふるさと納税制度を通じた特産品等の紹介など、他の事業とも連携しながら、本市の様々な魅力を各種メディアやイベント等を通じて情報発信し、認知度を高めることで、選ばれるまちを目指します。

2. シビックプライドの醸成

- 市民をはじめ市出身者など、市との関わりを持つ方に市への愛着や誇りをもってもらうことを目的に、行政と市民・民間団体とが連携、協力した企画を実施します。併せて、積極的な情報発信に取り組み、定住人口や関係人口の拡大を目指します。

5. 主な指標

(検討中)

6. 関連する個別計画

- 「周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」【計画期間：平成27～令和元年度】

参考：主要事業

■ シティプロモーション事業

- 市の関係者に対し、市への愛着や誇りを持ってもらうことを目的に、先進事例や手法の研究を行い、事業の方向性を検討し、市民と共に事業を推進します。

9-2 適正かつ透明な行政運営の推進

1. 基本方向(施策方針)

市政に関する様々な情報を積極的に発信・収集・公開し、適正な行政サービスを提供することで、適正かつ透明な行政運営の推進を図ります。

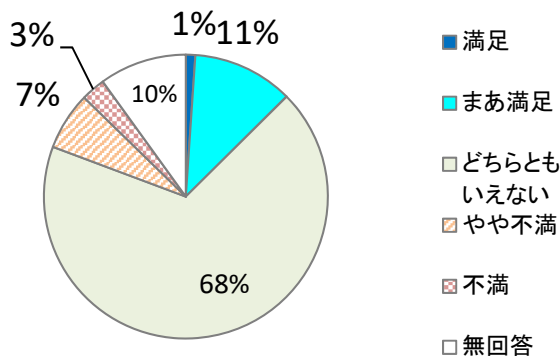
2. これまでの主な取組・成果

(1) 実施した主要施策・事業等

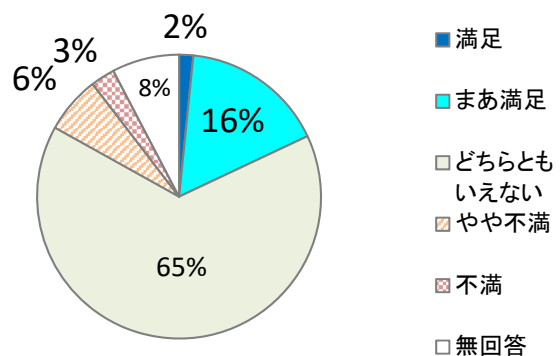
- 「おもてなし研修」や「手話研修」などを実施し、職員の接客知識の向上を図りました。
- 市役所本庁舎を新築し、分散していた本庁機能の一元化や庁舎のバリアフリー化を進めました。
- 市民の知る権利を尊重し、行政の活動についての説明責任を果たし、市民参加による公正で開かれた市政を推進するため、情報公開の適切な運用に努めました。
- 本庁舎閲覧コーナー及び各総合支所情報公開窓口では、市が作成した計画書や報告書、各種会議の結果、議会に関する資料などの閲覧ができます。
- クラウド化・ノンカスタマイズを基本としたコンピュータシステムの更新を行い、持続可能な運用や経費の縮減を図るとともに、システムの有効利用による市民サービスの向上と行政事務の効率化に取り組んでいます。
- 広報紙は、分かりやすく、見やすい紙面づくりに努めました。また、市ホームページやケーブルテレビ、SNSなど、様々な広報媒体を活用して市政情報を配信しました。
- 専門的な相談に対応するための無料法律相談会の開催や、民事相談・行政相談を積極的に行いました。
- 市の各機関における市民参画の取組をまとめた「市民参画実施状況年次報告書」を作成し、第三者機関である「周南市市民参画推進審議会」の評価を受け、広く市民に公表する「市民参画評価システム」を、適正かつ継続的に運用しています。
- 市の各機関が市民参画の対象とする施策や事業等を月毎に取りまとめた「市民参画スケジュール」をホームページで情報発信するなど、市民参画の普及啓発に努めました。

(2) 市民の意識

市民参画や市民協働の推進



行政相談・消費者相談体制の充実



3. 現状と課題

- 生活スタイルや価値観等の多様化により、市民の行政に対するニーズも多様化・複雑化しており、市民の目線に立った、これまでより一層丁寧な対応が必要です。
- 行政サービスを提供する際の利用者負担については、受益者負担の原則に基づき、公平性を確保し、受益と負担の適正化を図る必要があります。
- 行政の諸活動について説明責任を果たすことが重要になり、情報公開及び必要な情報提供を充実することが求められています。
- 市民と行政が共有する財産である公文書は、一定のルールの基で適正に管理しなければなりません。
- 市民サービスの向上を図り、利便性を高める通信技術の活用やコンピュータシステムの構築についても、常にIT投資効果を検証し、システム導入や管理運用に関する最適化を図る必要があります。
- 市政情報を幅広い世代に届けていくためには、紙媒体だけではなく、今後はインターネットメディアをはじめとする、様々な媒体を通じて提供していく必要があります。
- 複雑・高度化する市民相談に対応するための体制強化が必要となっています。
- パブリック・コメントや市民説明会などの様々な市民参画の手法を用いて、積極的に情報提供し、説明責任を果たすことにより、市民と課題・目標を共有しながら、施策を進める必要があります。
- 市の取組を分かりやすく説明するとともに、情報発信の方法や開催日時の工夫など、市民参画の機会の拡充を図る効果的な手法を研究し、市民参画について市民の意識の向上や市政に参画しやすい環境づくりを進める必要があります。

4. 推進施策の展開

1. 適切な行政サービスの提供

- 市役所を利用するお客様に気持ちよく用件を済ませていただけるよう、職員の接客知識の向上を図り、心のこもったサービスを提供します。
- 窓口構成の最適化や案内表示の明確化など、更なる利便性の向上を図り、分かりやすく、利用しやすい市役所となるよう取り組みます。
- 社会情勢の変化や国等の新たな制度に的確に対応するため、職員のコンプライアンスの徹底、資質の向上に努め、多様化・複雑化する行政ニーズに適切に対処します。
- 行政コストに見合う受益者負担の適正化を図り、公平で適切な行政サービスの提供に努めます。
- 市広報やホームページなどを活用して、分かりやすく財政情報を提供することにより、財政状況の透明性の確保に努め、市民との情報共有と共通認識を図ります。

2. 適切な事務執行の推進

- 情報公開制度の中心となる重要な役割を果たす公文書の公開とともに、公文書の公開を補完するため、市民等が必要とする市政情報が適時に、かつ、適切な方法で広く市民等に提供されるよう、情報提供の充実に努めます。
- 市民と行政が共有する財産である公文書を統一的な取扱いにより適正に管理し、同時に情報公開に即応できるよう努めます。

3. 情報セキュリティの確保

- 情報セキュリティ対策を実施した上で、インターネットなどのICT技術を活用し、時間や場所に制約されない利便性の高い市民サービスや市政への市民参

画の機会の拡大を進めます。

4. 広報広聴の充実

- 分かりやすい表現で見やすい広報紙、統一感のあるホームページなど、様々な広報媒体の活用により、市民に時宜にかなった情報提供・情報共有を図ります。
- 幅広く市民の意見を聴取することにより、市民ニーズを把握し、広聴活動の充実を図ります。

5. 市民参画の推進

- 市民一人ひとりが市政に参画しやすい環境づくりに向けて、市の各機関において多様な市民参画方法の設定や実施時期の工夫に努めます。
- 市民参画の実施状況について、第三者機関による審議・評価を受け、結果を公表するとともに、その結果等を取り入れながら、さらなる市民参画の推進を図ります。
- 市民参画の重要性や手法について若手職員の理解を深めるとともに、市民の意見・提言を市の取組に展開できる職員の育成を図ります。

5. 主な指標

主な指標	現状値	目標値	指標の説明等
市ホームページ訪問数	2018年度	2024年度	市ホームページへ訪問した1か月当たりの件数
	4,474件	5,038件	

6. 関連する個別計画

- 周南市人材育成基本方針【計画期間：平成29年度～】

参考：主要事業

■ 職員研修事業

- 職員の人材育成に向けた計画的かつ効果的な研修の実施により、職員の資質向上と組織の活性化を図ります。

■ 広報事業

- 市民の市政に対する関心を高め、積極的な参画を推進するため、広報活動の充実を図ります。

■ 市民相談事業

- 職員による行政・民事に関する相談や無料法律相談会を開催します。

■ 市民参画推進事業

- 市民参画手続の透明性を高め、参画を推進するため、市民参画実施状況の報告書を毎年度作成し、市民参画推進審議会の評価と併せて公表します。
- 市民参画の重要性や手法を理解した、市民参画を担う人材を養成します。

9-3 効率的かつ効果的な行政マネジメントの推進

1. 基本方向(施策方針)

徹底した行財政改革や公共施設等のマネジメントを推進するとともに、積極的な財源確保に努めることで、将来にわたって健全な財政運営を維持し、持続可能な市民サービスの提供を目指します。

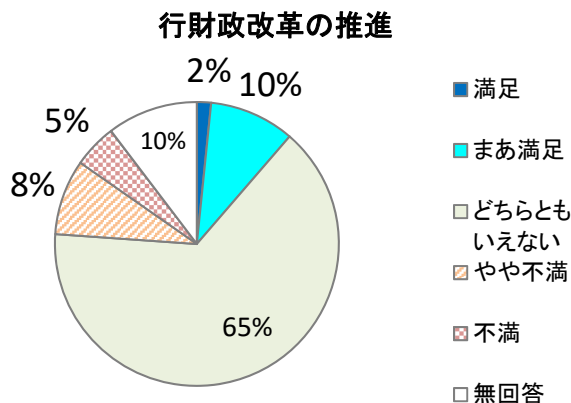
民間活力の導入促進やICTの活用などにより、効率的で効果的な行政マネジメントを行い、市民サービスの向上を図ります。

2. これまでの主な取組・成果

(1) 実施した主要施策・事業等

- 職員配置適正化方針に基づき、定員の適正化や適材適所の配置により、組織体制の最適化に取り組みました。
- 「合併後のまちづくり」から「自立したまちづくり」への転換を果たすため、第3次行財政改革大綱に基づく行財政改革の推進を図りました。
- 行財政改革大綱の取組を強化した「緊急財政対策」を策定し、当初予算編成において「財政調整基金に頼らない財政構造」をめざし、市債の発行額に上限を設定するなど、将来負担にも配慮した取組を進めました。
- 地方公会計制度に基づく固定資産台帳の整備、財務書類の作成を行い、資産や負債などのストック情報に基づく指標について、広報などで公表を行いました。
- ふるさと納税制度を活用し、周南ブランドや様々な特産品を返礼品とすることで積極的なシティプロモーションにつなげるとともに、財源の確保に努めました。
- 公共施設の老朽化問題への取組として平成27年度に策定した「周南市公共施設再配置計画」に基づき、令和元(2019)年度にはアクションプランとなる「施設分類別計画」を策定しました。
- 基幹業務系システムの更新に併せ、下松市・光市・柳井市・阿武町とともに4市1町での自治体クラウドを構築し、運用経費の軽減、耐災害性の強化を実現しました。
- (仮称)西部地区学校給食センターや小学校普通教室空調設備について、PFI方式による整備に取り組み、民間活力の導入を図りました。

(2) 市民の意識



3. 現状と課題

- 事務事業の継続的な点検・評価を実施し、改善につなげることで行政資源の最適

配分を行い、更なる効率的な行政運営を目指すとともに、真に必要な行政サービスを将来にわたって安定して提供できるよう持続可能で自立したまちづくりへの取組が必要です。

- 新たな会計年度任用制度の導入及び運用において、業務分析や見直しにより任用の適正化を図るとともに、定年延長の動きにも注視した適正な定員管理が求められます。
- 地方創生の実現に向けた施策の着実な進捗を図るうえで、職員の意識改革とともに政策形成能力・高度な業務遂行能力・高い倫理観など一層の資質向上が求められます。
- 少子高齢化による労働力不足も深刻な課題であり、本市においても職員数が減少しても必要な行政サービスが滞りなく提供できる体制を整える必要があります。
- 国による合併支援措置が平成 30(2018)年度で終了したことから、今後は自立した、持続可能なまちづくりを行っていく必要があります。また、必要な行政サービスを将来に渡り継続して提供していくためには、強固な財政基盤を確立し、安定した財政運営を推進していく必要があります。
- 人口減少により市税の増収が見込まれない中、公共施設の老朽化への対応をはじめ、高齢化の進行等による社会福祉関係費や公債費等の義務的経費の増加が見込まれます。
- 令和元(2019)年 6 月より「ふるさと納税の対象となる地方団体」として本市も指定され、返礼品が全国一律 3 割以下の返礼率と原則地場産品となることから、今後は魅力ある返礼品の開発を行い、他自治体と差別化していくことが必要です。
- ポートレース事業については、電話投票や場間場外の売上の比率が高まる傾向にあり、本場の活性化を図る必要があります。
- 本市の公共施設は、その多くが昭和 40 年代から 50 年代にかけて整備したものであり、既に大規模改修や建替えの時期を迎えています。このため、道路や橋りょう等のインフラを含めた施設の更新には、集中的に多額の費用が必要と見込まれ、本市の財政に大きな影響を与えることが考えられます。
- 「公共施設再配置計画」を着実に進めていくためには、本市の置かれた公共施設老朽化の現状やこれまで策定したアクションプランの取組などについて、市民にわかりやすく継続して伝えていく必要があります。
- 少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化などにより市民ニーズや地域課題が複雑化・多様化しており、行政だけでなく、市民や民間事業者など様々な主体と連携したまちづくりが求められています。

4. 推進施策の展開

1. 計画的な施策の推進

- 総合計画と各分野における個別計画の整合を図りながら、目指すべき都市像に向けて計画的にまちづくりを進めます。
- P D C A サイクル等を活用し、成果を見極めながら、計画に掲げた施策を着実に推進します。

2. 行財政改革の推進

- 第 4 次行財政改革大綱の確実な進捗を図り、行政資源の最適配分による持続的な行政サービスの提供と強固な財政基盤の確立を目指します。
- 事務事業の根本的な見直しや I C T 技術、民間活力の積極的な活用などにより業務の効率化・省力化等に取り組み、経常的な経費の抑制を図ります。

- 総人件費及び総職員数の抑制を図るため、再任用職員や会計年度任用職員等の多様な任用形態の活用による定員管理の適正化に取り組みます。
 - 人材育成基本方針に基づき、トータル人事システム(採用・能力開発・評価・異動配置・処遇・職場環境)の確立により、効果的な人材育成や組織の活性化に取り組みます。
- 3. 健全な財政運営**
- 今後5年の間で公債費の償還ピークを迎える状況にあることから、市債発行額の上限設定により、その増嵩を抑制する中で、計画的で適正かつ有効な市債の活用に努めます。
 - 公共施設の老朽化対策として、効率的で計画的な維持修繕のための財源確保にむけて、基金等の創設を検討します。
 - 地方公会計制度に基づく固定資産台帳などの情報を活用し、公共施設等の適正管理に努めるとともに、財務書類等からわかるストック情報等の分析を行い、行財政マネジメントに活用します。
- 4. 積極的な財源の確保**
- 自主財源の根幹である市税について、公平性確保並びに財源確保の観点から、さらなる収納率の向上に取り組むとともに、使用料・手数料等は、地方公会計制度等の活用による適正な料金設定を行い、受益者負担の適正化を図ります。
 - ふるさと周南応援寄附金(ふるさと納税)のPRを行い、財源確保に努めます。
 - ポートレース徳山本場の活性化を図るため、関係団体と連携を進め、新規ファンの獲得をはじめ、認知度の向上や地域との共生に取り組みます。
 - ポートレース事業においては、積極的な経営により、一般会計への安定的・継続的な繰出しに努めます。
- 5. 公共施設等のマネジメントの推進**
- 「公共施設再配置計画」の基本方針のもとアクションプランに定めた取組を着実に進めるとともに、施設の更新にあたっては統廃合や複合化などの手法を市民と共に検討するなど、公共施設のマネジメントを推進し、公共施設の老朽化対策に取り組みます。
 - 公共施設再配置を着実に進めていくためには、「公共施設再配置計画」について市民に正しく理解していただくことが重要であることから、様々な手法により周知に努めます。
- 6. 多様な主体との連携**
- 広域的な連携による効率的な行政運営や、防災、環境問題など本市独自では解決が難しい課題に対応するため、他の自治体との広域的な連携・共同利用について検討します。
 - 大学や高等専門学校などの教育機関や民間事業者等と連携し、専門的な知見や民間のノウハウ、ネットワーク等をまちづくりに活用することで、地域の活性化や市民サービスの向上を図ります。
 - PFIや指定管理者制度の活用をはじめ、公共施設等運営権制度(コンセッション)など新たな公民連携の手法についても検討し、持続可能で良質な市民サービスの提供に努めます。
- 7. ICT等の活用**
- AIやIoTなど先進的なICT技術を活用して様々な市民サービスの向上に向けて取り組みます。
 - RPA(ロボテック・プロセス・オートメーション)の導入等を検討し、定型業

務の自動化等により業務効率や生産性の向上を図ります。

5. 主な指標

主な指標	現状値	目標値	指標の説明等
第4次行財政改革大綱推進プラン実施率	2018年度	2024年度	アクションプランの実施率
	83.0%	100%	
公共施設の延床面積削減率	2018年度	2024年度	「公共施設再配置計画」作成時 (2015年7月1日)との比較
	▲3.5%	▲6.6%	

6. 関連する主な個別計画

- 周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略【計画期間：平成27～令和元年度】
- (仮称)第4次周南市行財政改革大綱【計画期間：令和2～令和6年度】
- 周南市職員配置適正化方針【計画期間：平成27～令和元年度】
- 周南市人材育成基本方針【計画期間：平成29年度～】
- 周南市公共施設再配置計画【計画期間：平成27～令和16年度】

参考：主要事業

■ 職員研修事業

- 職員の人材育成に向けて、計画的かつ効果的な研修の実施により、職員の資質向上と組織の活性化を図ります。

■ 公共施設マネジメント推進事業

- 「公共施設再配置計画」に定めるアクションプランの着実な推進を図ります。
- 公共施設の再配置の取組を進める中で、創意と工夫による市有財産の有効活用に努め、遊休資産の貸付けや売却などにより自主財源の確保に努めます。